# 第二編　我が國土地の變遷

## 第一章　神代

太古天神地祇幾代の事蹟は、茫漠として史傳の徴するものもないが、當時にあつては人々概ね穴居し、或は茅舍等に棲居して、樹實草根を採り、禽獸魚介等を捕獲して、生活を營みつゝ過ごしてゐたであらう。今謹みて古史を按ずるに、高天原の御代天照大御神は、大に農事を勸奬せられ、以つて民生を安んぜしめ給うた。なほ、天津彦彦火瓊々杵尊を降して、葦原の中津國をば經營せしめ給うたが、時に五穀は既に備り、陸田と共に水田をも開かせられて、「葦原千五百秋瑞穗國は、永く我が子孫の君たるべき地なり。云々」と、宣はせ給ひ、農を以つて我が國本となすとの大精神を示し給ひ、又月讀尊をして保食神（豐受姫神）から、五穀や蠶種、さらに牛馬等をば享け採らしめ給ひ、その五穀を齎はしては、顯見蒼生の食ひて活くべきものなり」と、宣らせ給ひ、始めて天邑君を置いて、稻をば天狹田（周圍狹き由）天長田（周圍廣く長き由）に植ゑ、垂穎八握の豐秋を告げさせ給ひ、又天安田（土質よく灌排の便良き田）天平田（平坦なる良田）天邑併

田（諸村協同の田）等の美田を得給うて、農業を奬めさせ給うた。斯の如うに農は實に萬民生存の基なれば、天孫降臨の初めに於いて、先づ農事を創始し給うた神慮、寔に宏遠で畏き極みであります。されば天照大御神は保食神と共に、皇國稼穡の神と仰ぎ奉るのも故ありと謂ふべきでありませう。かくて諸神群臣等は、專ら大御神の命を畏んで、爾來各開物成務の事に從ひ、民に稼穡の道を教へ、以て其の範を垂れ給うたものであります。然るに大御神の御弟素盞嗚尊の御田は、大御神の御田に比して稍や不良な耕地で、當時尊の開拓し給うた所、例へば天機田（開墾後日中に木根切株等多い田）天川依田（河川に沿うて水害の多い田）天口鋭田（用水量を多く要する旱害の多い惡田）等の如うに、地形土質・水利等が不良で、水旱共にその災害を免れなかつた。で尊は大御神の良田を咒はれまして、春は溝池を切つて水を涸かして水利の便を失はしめ、或は御田の溝を埋め、樋を毀つて灌漑をお妨けになり、又畦畔を毀つて田水を放流せしめ、或は田地の分界をば亂し給ふ等のことが屢々あつたと、史に見えてゐるのでありますするが、當時田を開くのに溝を鑿ち、樋等設けられたことを知るべきでありませう。又大國主命が少彦名命と協力せられて、全國の海岸潟地に葦菅を植ゑしめられ、又浮泥を固めしめて、そこを干拓せられたこと等を見ると、開地の狀況は蓋し今も昔も略ぼ同樣だつたといふべく、それ等を以て見ても、當時農業・土木の狀況を窺ふに足るでありませう。

更に素盞嗚尊は御子五十猛命等に植林の方法を教へ、或は天ノ市千魂比賣命が、天ノ豊岡を招きて養蠶の道を勸め給ひしこと等も、亦當時農業の狀態を知るに足るでありませう。斯うして當時の産業は、農耕樹藝の業のみならず、建築・機織・其の他の工藝に於ても、亦相當の發達をなしてゐたことは、かの天照大御神の御殿や御衣、さては天ノ磐戸の變等に、諸神が技巧を凝された事實によつても、之を知ることが出來よう。又、書紀を按ずるに、彦火火出見尊海神國游幸の條には、例の窪田・高田のことが見えてゐる。畢意是等が今日の耕地開拓の濫觴だとも謂ふべきでありませう。次で上記になりますと、その神代に於ては既に

耀土ノ尊（カグツチノ）噴火山を檢査す
水走男ノ尊（ミツハノ）水理を檢査す

攝政親王（素盞嗚尊）大山見ノ命（オホヤマツミ）に命して、木種を蒔しむ。

等をはじめとし、以下記するが如くに、その農耕のことは申すまでもなく、大抵の文化事業は、概ね出來上つて居たやうである。

## 第一節　公田長を定め、公畠・公田を設く

上記云

親王（素神也）を令て、豊地が原の中津國に大食作姫（オホケツヒメ）ノ命を見せしむ。

姫口より種々の穀物を出して親王に供す。
親王其食を汚穢として、姫を傷て復命す。
天皇（天儛國儛天津日高日子正哉吾勝々速日天野食穗御身尊）怒て曰く、汝は無頼なり相見ることを欲せすと、一晝一夜言語を交へす。
天隅之大人ノ命を令て、大食姫の疵を問しむ、則癒たり。
穀食物類十四種並に蠶あり。大人ノ命、姫を率キ參內して拜す。上、大に悅び、公田長を定め、其種を公畠・公田に蒔しむ、大に年あり。是を十四穀と云ふ。
大食作ノ命を令て人民の命續の食物の耕作を教へしむ。二命（大食作夫婦）建日の贈のクシフル嶽に、公田を定め、ケミノ嶽に公畠を定む。
良吾云、佐賀縣下には永田（長田）の地名が多い、又西松浦郡には波多津と云ふ村がある。是等は公畠と何か關係はないだらうか。
同鈔譯云
當時　天皇大隅國ニ御ス、コレヨリ肥後肥前ニ臨御ス。云々
上記又云
親王驕傲公田を妨害し、又新嘗祭の席を汚し、又上、機殿に臨御して、若姫ノ命に神衣を織しむるを窺ひ、斑駒の皮を戸內に投す。若姫驚愕梭を以て傷き終に死す。云々



良吾云、此の若姫命を祀つた社、西松浦郡黒川村に在り、馬疫に靈驗ありと云はる。

## 第二節　耒斧を製し、田地を開墾す

上記云
詔して群臣に耒斧を賜ふ。
山津見ノ頭八名（正哉山住ノ命、弟山住ノ命、奥山住ノ命、倉山住ノ命、繁山住ノ命、葉山住ノ命、原山住ノ命、外山住ノ命）を令て、人民の私田を開墾せしむ。
水分ノ命田畠の渠溝を掌る。
大食ノ頭、山見ノ頭全國に農事を勸む、まつ臼杵より始む。
香土平上彦ノ命勅を奉して牛馬を獻す、又詔してこれに乘しむ。
馬能走る。上覽て、ウマク走かも、と曰ふ故に、ウマと云ふ。又牛に乘る、上、道行は憂と曰ふ。故にウシと云ふ、然れとも牛は農事に用ゐて便なるへしと越根別の、シラカへに牛馬の牧を開く。
良吾云、延喜式庶羅の牛牧、鹿島の馬牧あり、肥前は古來からよく牛馬の繁殖せる處か、水出彦ノ命（水走ノ命の子）を令て井を掘の法を教へしむ。

以上の如うに天照大御神の磐屋幽居前に於て、我が國內は早や十分に開墾も出來、又、牛馬も繁殖し、五の穀物は至つて豊饒に、而も衣食住は十分事足るに到つたことが、以上の文献で察知せられようかと思ふ。殊に大御神の磐屋から出御あそばした折の如きは、上記の傳ふる所によると、

十四穀ノ頭は各、穀物、野菜、海魚等を大御神に獻じまして、大御神の大御心を和めまつてゐるのでございます。

## 第三節　穀物の收納法と火食の法とを教ふ

上記云

倉納頭ノ命を令て穀物の收納法を百姓に教へしむ、此時より俵を作る。

火之燿鉾ノ命（燿土尊の子）を令て火焚ノ法を全國に教へしむ。

火之焼玉ノ命を令て食物の煮煎法を教へしむ。

天野張男ノ命（埴安彦命の子）を令て、土を以て鍋釜及び食器の類を造らしめ、其の法を全國に傳ふ。

甘美金持ノ命（金山彦命の子）臼杵を製して米粟を精るの法を發明す。天皇大に賞す、これを全國に傳ふ。

先帝（天野食穗御身尊）天下を巡撫し、今上仁政を布く、穀物尤も豊穰萬民昇平を唱ふ。とありまして、この神代に於て早くも火食の法は始められたものである。

## 第四節　大山見ノ命に詔し、人民の家屋を作らしむ

上記云

天皇、大山見命に詔して曰く、今人民多く穴居す。朕甚たこれを憂ふ、汝指揮して其の家屋を作らしめよと、命を拜し、八子（正哉山見外七名）をして、家作のことを掌らしむ。草木根ノ國（紀伊・和泉・攝津の古名）より始め、全國を巡行して天の一柱ノ國（壹岐の古名）に終る。一年未滿其の功を奏す。

良吾云、神代すでに今日の家屋があつたことを、知るべきでありませう。

## 第五節　養蠶・機織・裁縫の法を全國に教ふ

上記云

天津繭蠶別ノ命（夫婦なり）野道路（上野下野の古名）に廣葉木を植させ、蠶に食すを以て、

桑木（クハキ）と號し、繭を口に含て糸を製す。

天野アカヒ彦ノ命は、阿波（オホケツ）ノ國に、麻と楮とを植し、所をカヂナガと云ふ。皮を剝て糸を製す。

天津（アマツ）繿（ウナギ）彦ノ命は、豊日別國（豊前豊後の古名）に、草綿（クサワタ）と、葛（カヅラ）オチとを植し、所を綿田（ワタダ）と云ひ、オチと云ふ。其綿（ミ）を執て糸に繿く。

天野（アメノ）棚機（タナバタ）彦ノ命は、大河山（アキツネ）ノ國に到りし所を、タナダと云ひ、綾（アヤ）を織し所をオリと云ふ。

天野（アメノ）若建（ワカタケ）命は、長防（アナド）藝ノ國に、倭文（シトリ）を織し所を、イシドと云ふ。

天津千針（チハリ）ノ命は、出雲に男衣（ヲキヌ）、女衣（メキヌ）、暑裳（アツサガクリ）、寒裳（サムサガクリ）を裁縫す。

天津建依（クケヨリ）彦ノ命は、紀泉（クサギネ）攝ノ國に倭文（シトリ）を織て、衣裳を製す。爰より始めて全國に教ふ。

と、神代に於て養蠶・機織・裁縫の道が、はや熾に行はれたことを知るべきである。

此で、支那に於いて、その墾田とも見るべきものを文献に徴すれば、次の如うなことがある。即ち

說文云、田樹レ穀ヲ也、象二四口一二十ハ阡陌之制也。

韻會云、田始作一歲ヲ曰レ菑始反レ草也、二歲メヲ曰レ畬（コチクト）漸（ヤク）和柔也、三歲メヲ曰二新田一ト謂二已成レ田ト而尙ヲ新一ト也、四歲メヲ則曰レ田ト

事物紀源云、田ハ起二神農一ニ、黃帝始テ立レ步ヲ制レス畝ヲ、

司馬法ニ云、六尺ヲ爲レ步ト、步百ヲ爲レ畝。（和漢三方圖繪、地理、田の條）

以上を以て是を觀れば、支那に於ては我が干拓に類することが、抑造田の嚆矢ではなかつたかとも思はれる。

# 第二章　王朝時代

神武天皇は海內平定して、治民に意を用ひ給ひ、先づ天富命に勅して、穀麻植栽の技術をば天下に弘めしめ給うた。即ち古語拾遺によりますと、天皇は天富命をして、日鷲命の孫を率ゐて、肥沃の地を選び、當初阿波國に遣はして、穀麻の種を殖ゑしめ給うた、とあります。かの麻殖（今は麻植）の郡名は、それに因むものだといはれる。かくて更に沃壤の地をば東國にも求められ、總の國結城の地がそれで、そのことは後世にまで傳へられたものである。又天皇には東征の御事が終らせられ、中國平定の大業が成就しましたので、此に西國の開拓をば企圖し給ひ、先づ御子の日子八井耳命をば筑紫の阿蘇國にお遣はしになり、舊都高千穗の地方をも管治せしめ給うた。命の孫なる健磐龍命の時に至つては、大に阿蘇の國の開拓をば企てられまして、先づ寇なす賊どもを討伐せられ、斯くて治水の功を收め、その民に稼穡の道をばお授けになつた。當時阿蘇國は一帶の湖水であつたのを、健磐龍命は此に地勢を相され、其

の西の方の一谿を決して漫々と湛へた水を殘らず排出せしめ、其の跡を農耕の地に治められたと云はれます。（阿蘇家傳）

或說云、神武天皇ノ時豐天富命穗風續雄ノ命、始テ播ニ殖ス穀麻一、至テ崇神天皇十二年ニ始テ校（カンカヘ）ニ人民調役（ミツキモノ）ヲ一十町ノ田ニ奉ニツル一町ノ稻一、百人ノ民ニ奉ニル一人ノ役ヲ一云々。

等云ふのもあります。

崇神天皇の御代に至りまして、殖産に意を用ひ給ふことは益々深く、農を勸め農業・土木の業を起させ給ふことも多かつた。卽ち卽位の六十二年（六二五）七月には、「農者は天下の大本なり、民の恃みて以て生くる所なり、今河內狹山の埴田水少し、是を以て百姓農事を怠る、其れ多く池溝を開き、以て民業を寬めよ」との有難い詔が下され、その年の十月には依（よ）網池（河內國丹比郡）を造り、十一月には苅坂池及び反折池をも作らせられた。（日本書紀）斯うして河內・大和地方に於ける農耕は、既に大に發達しまして、その用水補給等を要するの實狀に鑑みられ、耕地改良の施設として爰に水利土木の業をも起すべき詔は下されたのである。當時諸國の農業狀態に對し、深く聖慮を御煩はし給うたことを知るべきでありませう。かくて垂仁天皇の三十五年（六六六）秋九月には、皇子五十瓊敷入彥命等を河內にお遣はしあそばし、高石池・茅渟池を築かしめ給ひ、冬十月には倭の狹城池・迹見池をも造らしめ給うたが、尙是歲詔勅を發して諸國にも池溝を造營せしめ給うた事、其の數實に八百餘箇所に及んだと云ふことです。（日本書紀）此の外血沼池（和泉國白根郡・書紀の血沼池も同じきか）狹山池（河內國丹比郡）日下の高津池（和泉國大島郡）等をも造らせたまうた。（古事記）

斯の如うに池溝を造ることが、益々盛んになると同時に、玆に朝廷として農事を重んぜさせられる徵證としては、皇子が金枝玉葉の御身を以て、諸國を御巡察あらせ給うて、專ら堤防溝渠の事業に御從事し給うたることで、誠に勿體ない極みであります。

景行天皇卽位五十七年（七八七）秋九月、大和國の坂手池を造つて、其の堤に竹を植ゑしめたが、冬十月には諸國に田部（屯倉を司る官員）屯倉（屯田の稻穀を納むる處）を置かしめ（日本書紀）成務天皇五年（七九五）には、國郡に造長を立て、縣邑には稻置（屯倉を司る官員）を置き、山河を界に國縣を分ち、阡陌に隨つて邑里を定め、之によつて百姓も安居し、天下も無事なるを得た。中にも阡陌に隨つて、邑里を定めたことは、現今の都市及び農村計畫の淵源を成すもので、當時の施設を察するに餘りありと云ふべきか。

神功皇后は（八六〇）筑紫に於て、新羅御征討の軍を進められた一方には、神田をも開き、筑前國ノ瀨河の水を引いて灌漑せられんとし、卽ち溝渠を掘鑿せしめ給うたが、迹驚（とどろ）岡に到つて大磐石が塞つて、穿つことが出來なかつたので、この時皇后は武內宿禰に命ぜられて、其の磐を破碎され水を通ぜしめ給うた。世に之を裂田溝と呼んだといはれます。（日本書紀）當時石を碎くの法としては、芋苅を燒いて、石を碎くことが傳へられたといはれます。又神

功皇后朝鮮征伐の時、朝鮮から井田の制を齎し、これを各地に施行し、耕地の區劃をも均分し、道路を交通に便し、溝洫を灌漑の便に供した。之が現代の耕地整理の濫觴ともいふべきでありませう。

三韓征伐は啻に國威を海外に發揚せられたのみならず、我が國の産業をも著しく發達せしめ、爾來外人の渡來歸化した者も工藝・美術・建築・其の他の文物を傳來せしめ、大に我が工業の發達を幇け、之から農業時代は、農工駢進の時代にと遷るの機運をも醸成するに至つた。卽ち應仁天皇七年（九三六）九月には、高麗・百濟・任那及び新羅から來朝した者が多く、天皇は武內宿禰に命じて、諸韓人等を役して、大和國に池を造らしめ、之を韓人の池と呼ばせた。其の後十一年十月大和國の劒池・輕ノ池・鹿垣池・厩坂池をも造らしめ（日本書紀）仁德天皇の十一年（九八三）四月には、群臣に詔して「朕今此の國を視るに、郊澤曠遠にして而も田圃狹少なり、且つ河水横溢して流末駃からず。霖雨に遭へば海潮逆上して、行路は船に乘せ、道路亦涇なり、群臣宜しく之を視、其の源を決して海に通じ、逆流を塞いで以て、田宅を全うすべし」と宣うた。（日本書紀）此の國とは無論津國卽ち攝津のことである。當時難波津（大阪）の地は、皇居の所在地であつた高津の邊を除いた、其の他の土地は概ね低濕沮洳だつたのを、その宮北の郊原をば掘り、南水を引いて西海に入らしめ、其の河を號して「難波の堀江」といつた、かの味原池といふのも之である。後世江戸時代までは、二筋の跡があつたと謂はれます。卽ち慶長の頃までは梅津川の稱を以て、大阪市道頓堀の上流をなし、一は天王寺の北毘沙門池の邊から、西方逢坂の清水合邦辻の邊に流れたものだつたといはれます。又此の時北河の澇（溢水）を防がんとて、茨田堤を築いたが、此の勞役には、新羅人が服したと傳へられます。かうして十二年十月には、大溝と山背國（今の山城）栗隈縣に掘り、田に灌漑したが旱害を免れて豐年となつたといふ。十三年九月には、始めて茨田に屯倉を設けて、春米部（御料米を舂く部族）が置かれ、同年十月には、和珥池（大和）を掘つて横野ノ堤を築き、十四年十一月には、大水路を感玖（河內）に掘り、石河の水を引いて上鈴鹿・下鈴鹿・上豐浦・下豐浦四所の郊原に灌漑開墾されたが、その田は實に四萬餘頃に及び、凶歲の患もなく農村は玆に繁榮したといふ。（日本書紀）而して此の御代には又築紫の田部をば播磨に招致して、土地を開墾せしめたが、是等田部等は五月每（兵庫縣揖保郡佐岡）に集會することを例とした。

播磨風土記云

佐岡（サヲカ）所ニ以名ニ佐岡一者難波ノ高津ノ宮ノ天皇（良吾云、仁德天皇也）之世召ニ筑紫ノ田部一令レ墾ニ此地一之時常以ニ五月一集ニ聚此岡一飲ニ酒宴一樂。故曰ニ佐岡一

栗田寬の播磨風土記參考には

佐岡は稻岡なり。五月は稻を植る月なれば然いふ。なほ國典字徵稻ノ字に詳なり。云々

田部、景行紀に、令二諸國一興二田部屯部一。是は朝廷の御料の田を作らしむる民等を云。と註されてゐる。

良吾思ふに、和名鈔筑前國早良郡に田部（タベ）多倍と云ふ地名はあるが、萬有る事情から考察すると、此の播磨の佐岡を開墾した田部は、我が肥前から行つてゐるやうである。

さて當時墾田の狀況に就いては、維新前蝦夷地の開墾實狀に髣髴する所があるやうである。

昭和二年三月農林省農務局で編纂された。

舊藩時代ノ耕地擴張改良事業ニ關スル調査書の一節に依れば、

明治維新後ニ於ケル開墾事業ノ經營ニ就テハ其事業蹟ノ顯著ナルモノニ乏シカラスト雖維新前舊藩時代ニアリテハ農業ノ位置極メテ低クシテ渡島半島ヲ中心トスル本道南部海岸部ニ僅ニ千町歩餘ノ田畑墾成ヲ見タルニ過キスシテ加フルニ斧鉞ヲ加ヘサル鬱蒼タル森林ハ內陸ノ曠漠タル原野ヲ敝ヒ從テ雲霧深クシテ地面冷凉ナルノ結果ハ穀物ノ稔實ヲ妨ケテ農業生計ニヨル基礎ヲ危殆ナラシムルアリ故鄉ヲ距ル遠キ寒雪永クシテ猛熊跳梁スル異域ニ開墾スル事ノ苦心慘憺言語ニ絕スルモノアリ云々。

鬱蒼たる深林が內陸の原野を敝ひ、密雲深く荒野を鎖したあたりは、寧ろ蝦夷地以上であつたらうと思ふ。それにしても當年開墾の困難なりしことは、察するに餘りありませう。筑紫田部等の效績亦偉大なりと謂ふべきである。



第十七代履仲天皇の御代には、二年（一〇六一）十一月大和の石ノ上に大溝を掘つて、農耕に便されたが、次の繼體天皇は、久しく僻遠の地に在つて生長し給ひ、面のあたりに稼穡の事を覽はされ、能く下情に通し給うたから、卽位の元年（一一六七）三月には、次の如うな勸農の詔勅を發し給うた。

勸二農桑一詔（日本書記　元年丁亥三月）

朕聞　士有二當年而不一レ耕者。則天下或受二其飢一矣。女有二當年而不一レ績者。天下或受二其寒一矣。故帝王躬耕而勸二農業一。后妃親蠶而勉二桑序一。況厥百寮暨二于萬族一。廢二棄農績一而至二殷當一者乎。有司普告二天下一。令レ識二朕懷一。

此の詔勅に基いて、後世畏くも宮庭に於かせられても、御親栽田や御蠶絲の御行事が、御慣例となつたと洩れ承りますのも、畏い極である。

推古天皇の御代には、聖德太子がその國政を攝し給うたが、太子は灌漑水利の必要を說き、衆生の命は事水田にあり、水田の本は陂池にあり、儻し亢旱に當りては、衆生天を恨む、天默して之を知り、禍國に降らん、望むらくは諸國に命じて、民を興し池を築かしめん、と奏し給ひ、茲に築池の業が起り、十五年（一二六七）には倭國に高市池・藤原池・肩岡池・菅原池をば造らしめ、又山背（山城）國栗隈に大溝を掘らしめ、河內國には戸苅池等を、別に又大津池・安宿池を造り、國毎に屯倉を置かれたが、（日本書紀）又田村の王に命じ

て、荒地を開くこと二萬所、新田を拓くこと六十萬所、大仁鳥臣を遣はして東國に赴かしめ、箕野を廻つて科野に至り、水内の海を治めしめ、越えて道ノ奥にも及び、さらに東奥路を過ぎて、常陸から轉じて胸刺・尾張に至らしめたが、時に總開田は實に二百一萬頃であつたといはれます。當時大連の秦河勝も西筑に往つて、諸島地を渡り、その開田は是亦九十萬頃に及んだと傳へられます。

本縣杵島山を中心とした開拓は、實に此の河勝に依つて行はれたものである。而して二十一年十月には倭の掖上池・畝傍池・和珥池をも造らしめ給うた。（日本書紀）

皇極天皇も亦墾田の事に留意し給ひ、巨勢の荒人を遣はして、大和の葛城の長田を佃らしめ給うたが、此の地高うして灌漑も容易ならなかつた。一體荒人は機巧に長じた男で、茲に長槻をば創作し、川水を引いて田に灌ぐ法を創めたので、天皇は大に喜び給ひ、荒人に槻田臣の姓を賜うた。これ新撰姓氏錄や古史言行頌に見る、巨勢槻田朝臣である。この長槻は長い掛樋となつたものである。當時の溝渠に明渠・暗渠（下樋）・掛樋の三種であつたことは、神代に於ける溝渠の種類によつても察することが出來よう。木梨輕皇子の御歌にも「足曳の山田を作り出高み下樋を走せし云々」（日本書紀）等とあるのは、此の下樋を作つて灌漑された狀況を示したものである。又この下樋に就いては、播磨風土記にも石龍比古命と、その妹石龍比賣命との二神が、播磨國揖保郡に於いて水利の爭奪を行はれ、比古命は北方越部村に流さんとし、比賣命は南方泉村に注がんとして、遂に双方水路の工夫爭ひとなり、結局比賣命は密樋を作つて、川水を悉く泉村の田頭に流したのを以て、舊河水は此に絶えて爾來無水川となつたことをば傳へてゐる位である。

かの大化新政は、諸般の制度に止まらず、農業上にも大なる革新が加へられた。即ち大化元年（一三〇五）八月東國に赴任する國司等をば召され、詔して曰く「天神の寄ざし給ふ所に隨ひ、方今始めて萬國を修めんとす、凡そ國家所有の公民、大小所領の人民、汝等任に赴きて皆戸籍を作り、田畝を校し、其の薗地水陸の利、百姓と俱にせよ」（日本書紀）とあつた。斯くて諸國の田莊を沒收して、天下の田地を皆公田とし、一般の戸主には口分田として、均等に配分するに、一人に付男二段（一反は三百六十歩）女は其の三分の一を減じたものを班給し、茲に耕地の分配をば公平ならしめ、而も六年毎に戸籍と班田との關係を檢査せしめた。さらに農業土木に關しては、大化二年に詔して「國司は國内に於て堤を築くべき地と、溝を穿つべき所、開くべき地は、均給して造らしめよ。」と宣うた。（日本書記）大化の新政は次で郡縣制の確立となり、行政區劃の設定となり、土地制度の改新となり、租庸調の徴收等と、その政治・社會組織上の一大變革で、其の結果は氏族制度が廢止せられ、私有の土地・人民は、直接國家に歸屬することゝなり、中央政廳は世襲的地方官制をば廢し、國司・郡司等を指揮監督して、其の各部内の土木事業を擔當經營せしめ、其の職責を重んじた。於然乎從來畿内地方にのみ

重きを置かれた土木事業も、汎く全國的となり、其の發達は實に見るべきものがあつた。

然るに天武の朝（一三三二―一三四六）に至つて國都編成の端成り、從來禁ぜられて居た、土地の私有が許されることゝなり、豪族等がその居地を開墾して私領地を擴大し、玆に所謂莊園の主なるものが出來るに至り、遂にはそれが地頭と爲つた。肥前の龍造寺氏の如きも蓋しその一である。卽ち本家は依然高木氏を稱したが、支家の高木は後その私有地の地名を執て以て、氏をば龍造寺と改稱したものでありまする。

斯くて是等の地頭は各その私有の土地を守つて、他からの侵害を防がんが爲には、勢い强い家來をも養つて平素その味方をつくつて置く必要が生じ、終に一功あれば一城を構へるとも云ふ調子に、次第次第にその驕足を延ばして行つたものである。

文武天皇大寶元年（一三六一）には、水利法がその大寶雜令の中に制定せられた。曰く「凡そ水を取り、田に灌漑せんとするには、皆下より始め順次使用せよ、其の渠に依りて碾磴（水力の石臼）を造營するには、國郡司を經て公私妨害なくば之を聽許せよ、卽ち渠堰を修治するには、先づ用水使用の家を得せよ」とある。當時文化の程度を知るべきである。讃岐萬濃池（今は滿濃池）は、大寶年間の築造だと傳へらる。又此の時に當つて移住奬勵の法をも制定して、人口分布と、土地利用の狀態を適當ならしめやうとして、移住をも奬勵した。卽ち人口稠密な地方の人は、本居を去つて寬鄕な、人口の稀薄な地方に移住するのに、その居を





距るのに日程十日以上であれば三年、五日以上であれば二年、二日以上であれば一年の租調を免ぜられた。而して一度移住した者は、復び本居に復歸することは、出來ないことに制定せられた。

元明天皇の御代には、和銅六年（一三七三）に條里の制が成り、其の後普く全國に施行せられた。此の制は土地區劃を整然とし、地位地番を明示し、一目瞭然の土地臺帳を作ることを得たものである。現今の地名に、何條又は何里、或は何坪といふやうな名のあるのは、此の條里施行の遺趾であり、佐賀縣には神埼郡・小城郡・杵島郡等に、此の跡が今尙明瞭に遺されてゐること別述の通りである。ついで七年十月には尾張・上野・信濃・越後等の民、二百戶を割いて、出羽の柵戶に配した。これ良民を柵戶として、開拓を行はしめたものである。

元正天皇の御代には、靈龜元年（一三七五）五月、相模・武藏・上總・常陸・上野・下野の六ケ國の富民一千戶を、陸奥に移住せしめて、開拓に努めしめたが、翌二年には、駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸・下野七國に散在的に殖民した。高麗人千七百九十九人を、武藏國に集團的に殖民せしめ、以て高麗郡をば成立された。現今埼玉縣の入間郡の高麗村地方は、當時の遺村だといはれる。而して養老元年（一三七七）には、信濃・上野・越前・越後の農民各百戶を、出羽の柵戶として殖民したことがある。斯かる事例は此外にも少くないが、殖民の方法は、自由か强制的か奬勵か何れにせよ、開拓政策として、當時採られた有名

なものであつた。又靈龜元年には、勸農の詔を發して、衣食の充實を圖らしめ、又畑地開發をも奬勵し給うた。（後日本書紀）

古來我が國の農業が、水田に偏してゐたところから、水害又旱魃の害を受くることも屢々だつたので、爰に畑作をも奬勵して、農業經營の方法を轉換しようと圖り給うたものである。かくて同二年には、道首名を筑後守に任じ、肥後國をも兼治せしめられ、陂地を築造して灌漑に便せしめられたと。肥後の味生池及び筑後所々の陂池は、それだと云はれます。（古史言行頌）

班田制の實施以來、人民は一定の生活を保證せられたので、人口も增殖し、班給すべき田地の不足を生じたことは勿論のこと、位田・賜田・職田等でも、多くの田地が必要となつたので、大化新政以後は、勸農に力を用ひ、開拓の業も愈々進んで、開墾灌漑の技術も益々長ずるに至つた。即ち養老六年閏四月には、太政官が奏上して、開墾を奬勵することゝなつた。先づ膏腴の地良田一百萬町を開墾せしめたが、其の役を限ること十日で、便ち糧食を給ひ、須ふる所の調度は官物を借し、秋收から後に即ち造り備へしめ、若し國郡司が詐つて逗留し、肯て開墾せない者でもあれば即ち解却せよ、恩赦を經と雖も免限に在らず、若し部內の百姓荒野閑地に能く功を加へ、收穫雜穀三千石以上には勳六等を賜ひ、一千石以上には、身を終るまで事ふること勿れ、現に八位已上を帶る者には、勳一轉を加へんとあつた。然し酬賞の後に稽遲して營まなければ、位記を褫奪し、各本邑に還さんと激勵せられた。（續日本紀）此の比肥前の有明海岸には、一大海嘯があつて、耕地も爲めに多く害はれた。斯く大規模の開墾が行はれ、或は農產物を增收すれば位勳をさへ授け給ひ、又は租調をも免じ、其の他に開墾奬勵の法を講じ、或は奧羽地方の移住開墾の如き方途に出でたのも、土地の私有を許さなかつた結果、農民は如上の奬勵制度のあつたにも拘らず、自ら進んで開墾をなさず、唯寺社權門等が、實質上土地を私有し得てゐる者に限られて、開墾するの狀態であつたので、玆に已むなく百姓の生活安定方策として、期限付土地私有の制度を採つて、開墾を奬勵することゝなつた。即ち有名なる三世一身の法が之れで、かの養老七年三月、頃者百姓漸く多く田地窄狹なり、望み請ふ天下に勸課して田疇を開闢せん、其の新に溝池を作り開墾を營む者あらば、多少に限らず三世に給傳せん、若し舊溝池に依れば、其の一身に給らんと（續日本紀）あるのがそれである。即ち此の法は直ちに奏して御裁可を得た。抑も此の制度は、開墾奬勵の一方法であつたが、大化新政の土地公有主義を遵守し、人民をして永久に土地所有權を認めず、定期的所有權の認定であつて、その滿期後は再び政府が之を收用して、班田に充當したので、農民は斯の如き其の私有慾を輕視した制度では、敢て積極的に私費開墾をば望まず、一面には開田の利用も不充分で、荒廢する傾向さへあつたので、即ち豫期の結果を收めることは出來なかつたと云はれる。

聖武天皇の天平十五年（一四〇三）五月には、前代の三世一身の法を廢止し、之に代ふるに墾田永世私有の法を以てし、永久的に土地の私有を許し、同時に身分に應じて開墾面積を制限した。卽ち詔して、「聞くに墾田は養老七年の格に依るに、滿期の後例に依つて收め授くれば、是に由り農夫怠倦し地を開きて再び荒廢す、自今以後私有となすに任せ、三世一身に論なく悉く咸な取ること勿れ、夫れ親王一品及び一位には五百町、二品及び二位には四百町、三品及び四品には三百町、五位には百町、六位以下八位已上には五十町、初位以下庶人に至るまで十町、但し郡司には大領・少領に三十町、主政主帳に十町、若し先きより地を給ふこと此の制限より過多の者は卽ち公に還せよ」と宣せられた。（續日本紀）尙天平十八年天皇は、諸寺の墾田園地の競賣をも禁じ給うた。之から天下の諸民をして開墾を成すの意思を强大敏捷とならしめたが、權勢家が徒らに農民を驅使する事となつたので、この弊害を除く爲めに、稱德天皇の天平神護元年（一四〇五）三月、朝廷は一時開墾禁止の詔を下し給ふに至つた。その詔は斯うである。今聞くに墾田は天平十五年（一四〇三）格に依るに、自今以後私財となるに任せ、三世一身に論なく、咸悉く永年取る莫れ、是に由りて天下諸人競ひて墾田を爲す。勢力家百姓を驅使し、貧弱の百姓自存の暇無し、自今以後一切禁斷す、開墾する勿れ、但寺は先來定地開墾之次禁限にあらず、又當土の百姓一二町は又之を許可す可し。（續日本紀）と、然しながら人口の增加と生活程度の向上とは、分配の公平の爲めに生産增進の必要を認め、天平神護元年から僅に七年で、光仁天皇寶龜三年（一四三二）十月に、前格を取消し開墾も亦自由ならしめ、天平の格に復せられた。卽ち太政官符聽墾田事に云ふ。自今以後開墾するに任せしむべし、但し其の勢力を假り、百姓を苦しむる者は嚴しく禁斷せしむべし（類聚三代格）と、以て其の情勢を察すべきであらう。而も墾田は之より益々多く、庄園が亦漸次增加の勢を示した。

天平勝寶元年（一四〇九）僧行基は、弟子を隨へて諸國を行脚し、橋を造り池溝を修め、又開墾適地を指定して潴溜すべきを示し、或は渠陂を穿ち、堤塘を築く計畫を立て、それらは孰れも成就して、天下の人民後世に永く利便を蒙るものが多かつたが、淳仁天皇天平寶字四年（一四二〇）朝廷では、畿內の陂地・堰堤・溝・洫の狀態を彼に視察せしめられたが、その遠江國荒玉河の堤が決潰した時の如き、六年河內國狹山池の堤決潰の折にも、之を修築せしめた。ついで同國長瀨の堤を修造せしめ、さらに同八年には、使を遣はして、大和・河內・山城・近江・丹波・播磨・讃岐等の諸國にも、池を築からしめられた。

稱德天皇神護景雲元年（一四二七）四月詔して、夫農は天下の本なり、吏は民の父母なり、農桑を勸課して常制あらしめよ、と宣ひ（續日本紀）三年又勅を以て陸奥國桃生・伊治の二城造營を終り、厥の地方の沃壤なるにかゝはらず、人口の至つて稀薄なるに鑑み、坂東八國

の農民の移住をも奬勵せられた。されど當時は開墾禁止時代の消極的な農業土木時代で、何事も改良修築を主としたものであつた。卽ち光仁天皇寶龜元年（一四三〇）には、河內國志紀・澁川・茨田等の堤を修めしめたが、之等は次に示すが如き池・溝・堰・堤の修築令が出て、開墾の自由時代となつた關係もあつたことにもよらうか、卽ち同四年の太政官符に、國を富まし、民を安んずるは、事良田に歸す、良田の開くるは、實に溝池にあり、聞く諸國の溝池多く修せざる有りと、田疇の荒廢するは職として此に由る、宜しく既往の怠りを改め、將來の勤めを成さしむべし、特に條令を立て、以て違犯を懲さんといへり、諸國承知して情を存して修理せよ、自今以後池堰を總計して、朝集帳に載せて每年官に申せ、交替の國司は帳に據つて實を檢せよ、と宣つたものである、（交替式）五年諸國をして池溝を修造せしめ、六年には使を伊勢に遣はして、渡會郡の堰溝を修繕し、且多氣・渡會の二郡に耕種すべき地を視察せしめ、又畿內に遣はして、池溝を修造せしめ給うた。（續日本紀）

桓武天皇山城に奠都し給ひて、政令普く天下に及び、各種の產業も益々進境を見た。その延曆三年（一四四四）十一月、太政官符を以て、國司が百姓の墾田を奪ひ、或は買うて之を占有し、或は百姓の業を妨げて作田することを禁ぜられたが、（續日本紀）勸農の事には大に努め給うた。時に和氣淸麻呂は、河內・攝津兩國の境に川を掘り堤を築き、荒陵（あらかは）の南より河內川に導きて西方の海を疏水せば、益々沃壤の地が廣くなつて、容易に開墾することが出來



ようと奏すると、朝廷は淸麻呂を遣はして監督せしめ、人夫二十三萬餘人に糧食を給して、その工事を進められた。此の事業は不幸完成するに至らなかつたが、（日本後紀）十七年正六位上許曾部帶麻呂等は、また言上して、大和國廣瀨郡は田地多きも、灌漑水が不足するのを以て、公田七町步の利稻を以て、堤を築き池となし、其の利用は公私之を同じうし、其の工事用人夫や食糧等は、農民が自辨で行はしめんといへり、（類聚國史）之れ官民共同の土木事業である所以である。池溝は水田農業の基本的要素だから、之が奬勵に務め、十九年二月の勅にも、國を益するの道は、務めて農を勸むるにあり、池を築くの設は、本より田に灌がんが爲めなり、（類聚三代格）といはれてゐる。又同年九月の勅にも、國を富まし民を安んずるは、事良田に歸す、良田の開くるは、實に溝池にあり、（延喜交替式）と宣つてゐる。而して其の後淳和天皇の天長元年（一八四八）五月勅の、池溝修理を怠る制裁の如き、（類聚三代格）又醍醐天皇延喜八年（一五六八）十一月の官符の池溝堰堤修理の制の如き、何れも溝池の整備が國家財政經濟の上に、密接な關係のあることを說かれた、朝廷の政策だと見るべく、特に池溝が國家の經濟的營造物として、其の保護と修築とに意を注がれた結果は、農民に自治的に池溝を修築することを强制され、池溝修築を怠る者に對しては、杖刑にさへ處するに至つた。されば嵯峨天皇の御代となつても、此の政策は聊も變ることがなく、その弘仁二年（一四七一）三月の勅にも、出羽守大伴今人を備前の國守に任ずる時の如き、椽の河原廣臣と謀

つて、山を穿ち磐を破つて大渠を開設したことがあるが、百姓がいづれも憂慮して、始めは嗷々たるものがあつた。然し乍ら成功の曉には、多くの利便を蒙つて却つて稱嘆し、之を「伴渠」と謂つたとある。（日本後紀）此の年又勅して、野を占め田を開くの徒、國に就き地を請ふ日、町段を顯はさず遠く四至を包ね、公を損し民を妨ぐること、之より著しきはなし、自今以後宜しく町段を勘へ、四至に依ること勿かるべし、と開墾すべき閑廢地を總計して、その數を申告せしめ、その地主に課して永く常地として耕種せしめられた。而して若し一年耕種せざれば收めて他の申請者に授くることゝせられた。又陸奥・出羽の兩國は、土地は曠遠で民居は至つて稀少であつた。されば百姓・浪人が便に隨つて之を開墾すると、國司が巡檢して忽ち之を公に收めてしまつた。此の故に民心は散走して靜定することがなかつた。爰に兩國の開田は、公驗（地券）なしと雖も收公するを得ざるべしと宣うたのである。（日本後紀）東北地方の開墾奬勵の爲めには、更に太政官符を下して、陸奥・出羽兩國の體たる北方の藩屛にして、勢ひ邊要に居り人物是に順へ、今聞く百姓の間土人・浪人便に隨つて田を墾る、國司順檢して皆悉く公に收む、黎庶嗷々隅に向ふこと且つ多し、臣商量するに地の利は人の和に如かず、百姓離心せば何ぞ邊隅を守らん、望み請ふ件の國の開田は、公驗無しと雖も特に聽許を蒙り、又天平十五年（一四〇三）五月の格に依つて任に私財と爲して永年取ることを莫く、庶くば餌の魚を集め、賞の上に土を進め、邊を安んじ侮を禦ぎ、利を見て跡を留めしめん、といつたやうな請をば聽許あらせられた。（類聚三代格）弘仁四年（一四七三）には勅して、國を治むる要は民を富ますにあり、民其の蓄有れば凶年是防ぐ、故に禹水九年人飢色無く、湯旱七歳民業を失はず、ときへ云はれたのも蓋し開墾水利の肝要なことを說き給うたものである。

而して灌漑については、嵯峨天皇の弘仁十三年（一四八二）には勅して、頃月炎旱旬を涉り田苗枯損す、夫水を引き田に灌ぐに皆下より始めよ、灌漑の事は貧を先きにし富を後にせよと、是則ち法令文を立て時制（貧を先に富を後にす）も明な所である。然るに人情の暴慢にして猶典禮を犯すものがあり、灌用に偏頗があつて爭訴良に繁し、重て下知して特に禁制を加ふべしと宣うた。（類聚國史）さらに仁明天皇承和七年（一五〇〇）六月の旱害と疫病との救濟方策として下し賜うた詔にも、天下諸國水ある所には、百姓をして任意に灌漑せしむべく、灌漑に當りては貧を先きとし富を後にすべしと、と宣はせられたが、（續日本後記）同九年の官符によると、同年は春雨の降量が少く、旱日が續いた爲め、百姓は播種出來ず、從つて耕耘を止める狀態だつたが、かの弘仁九年（一四七八）四月の格に準し、水田の所有主王臣田、卽ち貴賤を問はず、水のある隨所に、百姓をして任意に其の苗子を下さしめ、苗代は遷殖の後卽ち本田へ植付の後、之を元の所有主に返さしむることゝされた。その適用範圍を神寺田に及ぼしたものである。此の官符の最後に田に灌漑するに當つては、賤を先にし貴を後にす、卽

ち賤者の田に先づ灌ぎ、後貴者の田に及ぶと見えてゐる。（類聚三代格）當時の灌漑法が、農民特に貧民保護の精神を表現せられたことを知るべきでありませう。又此の御代、同十三年には、藤原繩主が大和國高市郡に益田池を築造したが、淳和天皇の天長元年（一四八四）五月には、又太政官符を下して、溝池を修築せない農人には、杖刑八十を科する事とされた。同三年には、和泉に池五ケ所を築かしめ、（日本紀略）尙備前の國田原池を停めて、神崎池を築かしめられたが、四年藤原高房が美濃介に任ぜられるや、安八郡の陂渠の堤防をば修築して灌漑流通を行ひ、五年七月には、肥前國白丁吉彌候部奥家が池溝道橋を築造し、その功によりて少初位上を授けられた。而して天長六年五月には、太政官符を發して、抑耕種の利は水田を本となす、水田の難は尤も旱損にあり、傳へ聞く唐國の風堰渠便ならざる所多く水車を構ふと、水無きの地此を以て其の利を失はず、此の國の民素と此の備なく、動もすれば無損に苦しむ、宜しく民間に下し仰せて、件の器を作り備へ、以て農業の資となすべし、其の手を以て轉し、足を以て踏み、手を役して回す等、各種便宜に隨へ、若し貧乏の輩作備に堪へざる者あらば、國司作り給せよ、用を經て破損せば、隨つて亦修理せよ、其の料は救急稻を用ゐよ、と宣へり。（類聚三代格）之より水車灌漑の用大に農間に普及し、以て近世にまで之を傳へた。されど天皇はなほ勸農に叡慮を煩はし給ふ餘り、承和六年（一四九九）勅を發して農業を奬勵して、農産の增殖を圖り、又太政官符を以て、諸國に蕎麥の栽培を奬め、或



畑地の開墾を勵め、畑作經營の利をも說く等、當時凶作に對する方法を制し給うた。（續日本後紀）されば民も亦よく之に隨つて同七年には、陸奥國磐城郡の大領外正六位上勳八等磐城臣雄公は、職に就いてから以來、大橋二十四所に溝池堰二十六處と、官舍正倉百九十宇を勤修し、宮城郡の權大領外從六位上勳七等物部己波美は、私池を造つて公田八十餘町に灌ぎ、私稻一萬一千束を輸して公民を賑はした。此の爲め彼等は外從五位下に叙せられた。十三年には、右京の人山田古嗣が阿波介となつて、同國美馬郡と阿波郡とに陂を築き、溜水して灌漑し旱災を免れしめた。その後仁明天皇嘉祥元年（一五〇八）には、左中辨藤原嗣宗・治部少輔藤原眞也・山代民益六位の判官四人、主典四人等をして茨田堤を築かしめたが、（續日本後紀）文德天皇の御代にもその仁壽二年（一五一二）三月太政官符を以て農事を督勵するに、池溝の修築廢田耕作を奬めたが、醍醐天皇の延喜八年（一五六八）十一月、大政官は符を下して、五畿七道諸國司に早速池溝堰堤を修理すべきことを令し、農業を勸督するには、王政を先きとする所載せて格條にあり先後重疊す、凡そ農務の要は最も溝池にあり、決すべきは之を溝し、灌漑すべきは卽ち之を灌漑せば、水旱に遭ふと雖も損傷とならず、聞く牧宰等年來の無事を習ひ、時運の非常を忘れ、河隄は棄てゝ修めず、池堰壞るれども理むることなし、適々宜しきに乖くことあれば先づ其の害を受けん、と宣ひ、地方官をして部內の溝池を巡檢せしめ、農月以前に數に依つてこれを修せしめたものである。（政事要略）

斯の如く池溝堤の修理に就いては、奈良時代から屢々制令があり、平安時代には新設の池溝堰堤は多くなかつたが、それでも其の維持管理には全力を傾注してゐたことは、既に述べた通りである。延喜交替式に、延暦十九年（一四六〇）九月の官符に、國を富まし民を安んずるは良田にあり、良田を開くは實に池溝にあり、といつて溝池帳の制をさへ設けられた。而して池溝修理の用途に於ては、奈良時代の終りまでは、總て臨時費だつたが、平安時代に入つてからは、弘仁十四年（一四八三）二月、太宰府に下された符によると、池溝官舍の修理料稻十一萬束を支出するの制が設けられたことが見え、又貞觀交替式によると、天長二年（一四八五）七月に至つて、諸國池溝の破損を修造せんが爲め、大國は四萬束、上國は三萬束、下國は一萬束の正稅を出擧し、其の利潤によつて其の費用に充つるの制を設け、延喜交替式には、凡そ池溝を修理するの出擧料、大國は四萬束、上國は三萬束、中國は二萬束、下國は一萬束とす、年中の少破は先づ水を用ゐるの家を盡せ、若し作物の數多ければ、國司實驗の日修造を加ふべし云々、といつて諸國出擧正稅公廨雜稻に、左の如き池溝料を規定したことが見えてゐる。

山城國池溝料三萬束、大和國池溝料四萬束、河內國修理池溝料二萬束、和泉國池溝料二萬束、攝津國修理池溝料三萬束、伊賀國修理池溝料一萬束、伊勢國修理池溝料四萬束、尾張國修理池溝料三萬束、參河國修理池溝料三萬束、遠江國修理池溝料三萬束、駿河國修理池溝料三萬束、伊豆國修理池溝料一萬束、相模國修理池溝料三萬束、武藏國修理池溝料四萬束、安房國修理池溝料二萬束、上總國修理池溝料四萬束、下總國修理池溝料四萬束、常陸國修理池溝料四萬束、近江國修理池溝料四萬束、美濃國修理池溝料四萬束、信濃國修理池溝料三萬束、上野國修理池溝料四萬束、下野國修理池溝料三萬束、出羽國修理池溝料三萬束、若狹國修理池溝料一萬束、越前國修理池溝料四萬束、加賀國修理池溝料一萬束、能登國修理池溝料一萬束、越中國修理池溝料三萬束、越後國修理池溝料三萬束、佐渡國修理池溝料一萬束、丹波國修理池溝料三萬束、丹後國修理池溝料一萬束、但馬國修理池溝料二萬束、出雲國修理池溝料三萬束、石見國修理池溝料二萬束、隱岐國修理池溝料三千束、播磨國修理池溝料四萬束、美作國修理池溝料三萬束、備前國修理池溝料三萬束、備中國修理池溝料一萬七千束、備後國修理池溝料一萬五千束、安藝國修理池溝料一萬束、周防國修理池溝料一萬束、長門國修理池溝料一萬束、紀伊國修理池溝料三萬束、淡路國修理池溝料一萬束、阿波國修理池溝料三萬束、讃岐國修理池溝料三萬束、伊豫國修理池溝料三萬束、土佐國修理池溝料二萬束、筑前國池溝料三萬束、肥前國池溝料三萬束、肥後國池溝料四萬束、豊前國池溝料三萬束、豊後國池溝料三萬束、日向國池溝料二萬束、壹岐國修理池溝料五千束、大隅國修理池溝料二萬束、

以て朝廷が如何に池溝の修理を督し、用水設備の改善を圖り、農民に耕作の便を與へ、耕地

の荒廢を防いだかを窺ふべきである。然し當時の農民は動もすれば、耕地を荒廢するの傾向があつた。而して其の時代の耕地面積は、和名抄延喜（一五六一）延長（一五八三）によれば、全國八十六萬餘町であつた。（一五九〇）（耕地面積變遷調參照）

平安末期の藤原氏全盛時代には、我が國の文化が爛熟し、美術工藝等の如きは著しく進化を見たにもかゝはらず、一般農工業の如きは、寧ろ忘却せられて其の發達も遲々たるものであつた。泰平の弊は政令が弛廢し、國司郡司にして往々に民利を奪ひ、權門勢家は奈りに莊園を占有してその租調を輸せない、斯くて都鄙相通ぜず、國郡の政務は著しく阻滯して玆に産業の不振を來したのである。從來私領の墾田の多くは莊園となつて、國衙の治下には屬せず、專ら領家の支配の下に莊長・莊司等云ふのがあつて、私に開墾に務めたが、その流弊は甚しく、遂には奸曲の農民が相率ゐて權貴者の莊地に走り、莊地附近の民田をば侵耕して、賦稅を輸せない者さへ出來、爲に良民は生業を失ひ、耒耜を捨てゝ各所に流離するの慘事を見るに至つた例も尠くない。後三條天皇は此の時弊を矯め、綱紀を振起し給はんと思召し即位の初め勅を發し、その寛德二年（一七〇五）以後の莊園を一切停止し、記錄所に命して諸家の券契を徵し、其の不明なるものは之を廢除して、專ら莊園の整理を圖らせ給うたが、諸國の莊園はそれでもなほ止まず、後白河天皇の御代に及んでは、天下の土地は殆ど全部がその莊園となつた姿であつたのである。

崇德天皇大治二年（一七八七）には鳥羽殿に於て、同四年には八條殿に於て、種田（おひた）（田植）の天覽があつた、當年主上農事御奬勵の狀況を知るべしでありませう。

# 第三章　源平及び鎌倉時代

## 第一節　源平時代

平安時代の末葉から綱紀も漸く廢れ、かの保元平治の戰亂が相踵いで、民心は全く其の堵に安んぜない有樣に、産業は爲に萎縮して終つた。然るに武門が一度權勢を執り、政を司り、民心を收攬するに及んで、玆に農工業をはじめその他各種の産業が、再び發達の機運に向つたのである。當時武門から出て廟堂の首班に坐した例の平清盛は、その久安二年（一八〇六）安藝守に任ぜられるや、彼は同國隱戸の瀨戸の開鑿を遂行して、爾來舟運に便し、又攝津國經ケ島（今の和田泊）をも築造せんと志し、應保三年（長寬元年）（一八二三）には見事な防波堤が成就した。次で承安（一八三一）の頃となり、彼は白拍子祇王の爲めに一堰渠を開いて、其の鄕里の水利を賑はした。さらに壽永二年に至つて（一八四三）は、妹尾太郎兼康の

如き、備中國賀陽郡湛井溝に丈夫な用水堰をさへ築造してゐる。

## 第二節　鎌倉時代

頼朝が一度鎌倉に幕府を開くや、彼は幕府の基礎を鞏固にせんとして、國毎に守護を置き、軍事警察の事を司らしめ、さらに公領と莊園とを問はず地頭を置いて、その年貢收納のことに當らしめ、斯くて行政及び財政的革新を圖つた。而も開墾・治水の方策は實に鎌倉幕府の重要な政綱の一となつたものである。されば幕府は關東諸國特に武・相・房・總諸國の曠野の開拓に先づ力を致した。かの東鑑や其の他について見るに、文治五年（一八四九）二月には、安房・上總・下總等の開拓があり。建久五年（一八五四）には、武藏國太田庄の築堤があつた。正治元年（一八五九）四月に至つて、頼家は東國の地頭に命じ、百姓安堵の爲めに水利の便を與へ、新田をも開發せしむべきことを命じた。次で承元元年（一八六七）實朝の代には、武藏國荒野開發のことを地頭に命じ、耕地の擴張を促進せしめたが、北條氏に至つても其の政策は繼承されて矢張開墾を勸誘し、寛喜二年（一八九〇）には、武藏國太田庄の荒野を開發し、貞永元年（一八九二）には、武藏榛沼の堤を修築し、延應元年（一八九九）には、又武藏國に水田の開發をもなし、仁治二年（一九〇一）十月には、議して武藏野に水田を開く爲めに、上多摩川の水を灌ぐことゝした。斯くて十二月奉行人栢間・多賀谷・恒富等に命じ、多摩河に堰を掘通して其の流を武藏野に通じ、以て水田を開くべきことをも命じた。

而も尚建長五年（一九一三）には、下總國に築堤工事を成就した。斯の如うに幕府及び私人の開拓事業は、此の時代に着々と成績を擧げた。拾芥抄に依れば、此の時代の耕地面積は實に九十四萬町歩に及び、（耕地面積變遷調參照）和名抄に比へで正に八萬町の增加を見せて居る。而もその開墾池・溝井堰・其の他水利制度は、概ね前代の慣行に基いたものだといはれる。

# 第四章　室町及び桃山時代

## 第一節　室町時代

此の時代の農業政策に就いては、文書の徵すべきものも少く、耕地の開發・池溝水利の如き比較的恒久的の事業は、地方自治の私的機關によつて經營せられた如うだが、不幸其の史

實を究明することが出來ない。云ふ迄もなく、此の時代は中央集權の力が弱く、統一ある民政を見ることが出來なかつた如うである。然し足利氏が三河に墾田を興し、小田原の北條氏が相模武藏に治水灌漑事業を起し、尙數多の新田を開き、さらに天正二年（一二三四）熊谷堤の十六里の長堤を築いて農民を安んじ、甲斐の武田氏は領內の水利設備に力を用ひ、荒廢した土地を開發し築堤を完備して、耕地政策に力を用ひた等の顯著な事實もあつたやうである。されど當時は一般に水利の設備が不完全な爲め、それら井堰を中心に爭議が頻發して、屢々騷亂をさへ惹起した程で、幕府はその爲に用水は萬民共用のもので、決して一人の私すべきものでない、との禁令を出し、井路溝洫の如きは、舊慣を重じて公正を旨とし、公共事業には常に自己を顧みず、唯々公益を之れ圖らしめんと努めた。尙正平二十三年（應安元年、一二〇二八）には、足利義滿が、諸國に令して檢田せしめたことがあるが、（鹽尻）此の時代の耕地面積は、八十五萬餘町（出羽三萬石餘缺ぐ）で、却つて鎌倉時代よりも減少を示してゐる狀況である。蓋しこれ戰亂の結果、田園が荒廢に歸したことを雄辯に物語てゐるやうである。



## 第二節　桃山時代

豐臣氏天下を統一し、大に民政に力瞳を入れた如うだが、農政上に特記すべきものとしては、例の土地及び租稅制度を革新したことであらう。卽ち秀吉は檢地（文錄の檢地）を行ふと共に、土地面積をば三十步一畝、三百步一段の制度に改め、さらに租法をも二公一民とした。而して水利池溝の制令に至つては、古來の慣習に則つて別に新制を立てなかつた如うである。然しながら、用水は農業の根本をなす意味から、彼亦常に堤防の修築には心を用ゐたらしい。かの天正十四年（一二四六）正月の制令を見ると、國々在所堤小破の時には、正月農閑の時に修理を加ふべし、若し大破にて百姓の力及ばざる時は、官に請願すべし、等とあり、ことに秀吉が最も治水灌漑に力を竭したのは、例の淀川流域と濃尾平野等で、彼は自ら其の工事を督したといふのである。又當時土佐の長曾我部氏の如きも、井堰普請について制令を出し、其の勵行を期したとある。

凡そ鎌倉開府以後この豐臣氏に至るまでの農業は、一般に粗放に流れ、從つて用水事業の如きも、等閑に附せられてゐた感があるが、一面この用水工事は、抑も地方團體や又は私人的の經營に係つたものが多く、假令當時耕地事業の起つたことがあつたにせよ、それを記錄に遺留する機會を得なかつた結果が、此に文獻も乏しい始末で、その多くを語ることの出來ないのは、遺憾な次第である。さらに、此の時代の耕地面積に就いても、的確なものを知り得ないが、大體約百五十萬町餘と稱せられてゐて、室町時代よりは、約六十萬町步の增加を

示してゐるのは、蓋し開墾奬勵に基く結果とはいへ、一面には文錄檢地等の關係とに因ることは勿論である。

### （附）戰國諸侯の獨立性

渡部英三郎氏が、戰國諸侯の獨立性と其の政治的現はれ、と題した論文中に、次の如うなことを述べてゐられる。當時全國に割據してゐた大小多くの諸侯は、何れも獨立固有の政權を形成して、その領內を支配してゐたのである。

諸侯の政治權力の經濟的地盤を形成せる土地の領有に關しても、その觀念が著しく變化してゐた。前時代に在つては諸豪族の領有せる土地は、中央政府の給與または承認の形式を經て、はじめて正當に彼等の領有に歸屬すべきものと觀念せられてゐたが、此時代に於ては、彼等が攻略其他の手段によつて、一定の土地を獲得すれば、それは中央政權の承認または給與の形式を要せずに、直ちに彼等の領有に歸屬すべきものと考へられるに至つたのである。

此等の結果からして、弱者は遂に逐はれて、此に比較的安全な荒蕪地の開拓や潟地の干拓等に志すものも出來たことは、かの上野讃岐守の福富萬平等が、一の好適例であらう。



# 第五章　江戸時代

德川幕府民政上の最も顯著な事實としては、耕地の政策であらう。その開墾事業や用水施設は、既に幕府の初期から官民の努力の見るべきものがあり、幕府及び諸大名は、之が經營に汲々たるものがあつた。尙又種々の恩典をも與へて、その間に民營の事業進展をも圖つたやうである。而も尙新田の開發と舊田水利との調和を圖り、古田の荒廢を防止するの方策を怠らないこと等、種々制度の下に、その開發に意を用ひてゐた。例の德川中興の主吉宗は、特に耕地事業には關心を有し、賢臣や技師を配してその奬勵に力められた。かの享保七年（二三八二）六月江戸町奉行の大岡越前守忠相に、地方御用掛をば兼務させ、彼が諸國新田取立の高札を日本橋に建てたことは有名な事實で、蓋之れ資本家の起業を慫慂したものだといはてゐる。その文に曰く、諸國御料所又は私領と入組みたる場所にても、新田適地あれば、其所轄代官地頭並に百姓と協議し、異議なきときは、開田設計及び繪圖を具申すべし、五畿內は京都町奉行所、西國及び中國筋は大坂町奉行所、北國關八州は江戸町奉行へ出願すべし、出願人は百姓を僞り、或は資本家へ巧に勸奬し、金銀等貪る者あらば吟味の上所罰すべし、惣ての事代官より申付べき取扱なれば、何にも益にならず、下々却て難儀する事あらば申出

すべし、云々（古觸書）と云ふのであつた。而も當時開墾に關しては、左の如うな取扱ひ方を爲した。

**大縄反別**　海川の附洲、池沼の埋立、山野の荒蕪地等、耕地に開墾せんことを出願する者あれば、古田畑並に隣村等の故障有無を糺し、支障なきときは之を許可し、其の地區の周圍を測地圖に製して反別に定む、この開墾地を新開地といひ、反別を大縄反別といふ。

**鍬下年季**　開墾の難易により、成功の年限を與ふ、之を鍬下年季といふ。

**地代金**　開墾地は其の土地に應じ、地代金を納入せしむ、其の額凡そ壹段歩に付金貳分（壹兩を二分とす）乃至一分に過ぎず、海川荒蕪地の如きは總て官地なれば、更に代償を以て拂下ること。

**分一下與**　代官其の他の官吏の自ら開墾地を（見立新田）發見し、成功したるものは、該地租の十分一を終身下與することを法とした。（縣治要略）

古田畑の地續を開墾したるものを、切開又切添といつた。又新田に見立新田・代官見立新田・町人請負新田・村請新田等の名があり、此の時代耕地事業は、慶長中期から漸次發達し、元和・偃武以來寶永初期まで實にその隆盛期に屬した。斯くて中期の耕地面積は、二百九十七萬餘町（耕地面積變遷調參照）に及んだ。其の後天明年度まで消極の經過を示し、寬政末期から再び積極的となり、弘化以後特に隆盛となつた結果、この末期には耕地面積實に四百萬町以上に及んだ。然し農民に土地愛着の念の少い地方では、之等の耕地が荒廢するの傾向があつたので、此に五人組の制度を善用し、又一村が共同責任を以て其の荒廢を防ぎ、又移住をも奬勵し、耕地の維持に努め、一面强制的に耕地利用の完璧を期した。又此の時代に於て學者が事業の發達に貢獻した例も少くなかつた。かの佐藤家に例を引けば、初代の信邦は、農は國本なるを說いて開拓を奬め、又國經緯論をも著した。さらに二代の信榮は、寬文年間水利の術を講じ、三代の信景は、元祿十年（一三五七）北海道の開拓に從事し、四代信季は堤防溝洫志を著して、治水土木の法を說いた。斯くて五代信淵に至つては、その天保四年（二四九三）內洋經緯記をば著して、開墾土の經營法を示し、天下の耳目を集めた如うに、實に看過し能はざるものがあつたやうである。

## 第六章　結言

以上之を要するに、我が國の農業土木は、その王朝時代は何といつても、朝廷が中心となられた。今日で云へば、國營を以て行はれた所が多い。而も國造や國司の督勵があつて、農民の努力に一段と顯著なものがあつた。而してその後土地制度の變遷が、事業の消長の上に

影響したことは明な事實で、次で武門政治に入るや、群雄此に割據の弊は、一層領土の擴張を促かし、農業の發達を望んで、中には强制的の制令亦多かつた。而して農民の苦役は益々顯著となり、無論資産家の家産を盡したものも尠くなかつた。斯くて郡司里正の督役は、一層事業の强制的遂行を見たけれども、我が國今日農業の隆盛を見た遠因は、確に此の時代に於て農業土木事業が、先づ國家の最も樞要な政策の一として行はれた結果だといつても過言ではなからうと思ふ。

以下新田開發に就いて明治維新前、諸家の論文を掲載して參考に供して置く。

（附）

## その一　享保前後に於ける新田開發利害論

### （一）新田開發の奬勵

新田開發は、古來常に行はるゝことであります。奈良朝前後に於ける墾田奬勵の事蹟は、古いことでありますが、江戸時代では殊に盛んに行はれ、豊臣秀吉の天正・文祿檢地の頃には、全國の耕作地面積は、凡百五十萬町位らしきに對し、明治十三年六月調査全國耕地反別は、北海道及び沖繩縣を除いて、凡四百四十萬町と概算せられるのに之を觀れば、江戸時代に於て優に二倍以上に增加したやうであります。新田は排水灌漑工事を施して開いたものがあります。河口洲を拓いたものがあります。海岸埋立工事によるものがあります。慶長の頃には伊奈正次が、常陸の千波沼に疏水工事を施し、また利根川・烏川の流を引いて、七萬石の耕田に灌漑したことがあります。慶安の頃の紀伊の德川賴宣、明曆の頃の土佐の野中兼山、寛文の頃の上野の仙石久利、元祿の頃の伯耆の米村廣次等は、それ〳〵疏水灌漑に留意して、耕田を開きました。（元和以降我が成富兵庫の水利土工に依る耕地の閑却せられて居るのは遺憾である。）この頃法令を以て田畑を荒蕪せしむることを禁じ、耕作地の開發を奬勵することが數々見えてをります。左に「五人組法規集」中の二三を例示いたします。

イ、承應四年、武州新倉郡小櫓村五人組帳、田畑の荒蕪を禁ず。

一、田畑壹畝壹歩成共、荒間ナキ樣ニ、作ニ念ヲ入可レ仕候、若少成共、百姓精分ニ而モ不ニ罷成一、荒可レ申樣ニ御座候ハバ、得ニ御下知ヲ一可レ申候、油斷仕、荒申者ハ、曲事ニ可レ被ニ仰付一候事（五人組法規集二三頁）

ロ、寛文五年、金崎村五人組帳、田畠の荒蕪を禁じ、開發を奬勵す。

一、田畠一歩之所モ荒シ申間敷候、若耕作仕付不レ申所有之候ハバ、御穿鑿ノ上、其者ハ不レ及ニ申ニ五人組、名主共ニ曲事ニ可レ被ニ仰付一候、前々ヨリ永荒之場、又ハ沼・谷地・原地見立候ハバ、得ニ御下知一ヒラキ可レ申候、無理我ガマヽ發申間敷候事（同上二九頁）

ハ、天和四年、武州多摩郡柚井領館村五人組帳、田畠の荒蕪を禁じ、開發を奬勵す、但秣場の開發を禁ず。

一、田畑少之所成共、アラシ申間敷候、以來村中田畑ニモ可ニ罷成一所御座候ハバ、得ニ御下知一發可レ申候、然下モ前々ヨリ秣場之儀ハ少モ發申間敷候（下略）（同上七三頁）

ニ、元祿十一年、武州多摩郡世田谷領大藏村五人組御法度書、新開地を奬勵す。

一、本田畑不足之者有レ之者、吟味仕、少之所ニテモ新開ニ可レ成所々ハ、見立吟味仕、開樣ニ可レ仕事

附、新開ニ可レ成所候得ドモ、開申モノ無之候ハバ近所之モノ、本田畑不足ニテ開度由申モノ候ハバ、吟

味仕、本村之者迷惑ニ不レ成所ニオイテハ開セ候様ニ可レ仕事（同上一〇七頁）（五人組制度論二五八―二八八頁參照）

享保に至り將軍吉宗治世の下に、新田開發されるものが頗る增加しました。享保八年の頃幕府が、代官見立新田十分の一といふ法を設けてから、新田開發の機運は一層進みました、見立新田といふのは、村内のもの或は他村のものが、空地・洲渚・埋められたる池沼・山地・芝地・跋地等の田畑となし得べき所を見立てゝ、開墾を願出るとき、古田畑・隣村等に妨害を與ふることありや否やを檢して、之を允許するのをいひ、代官見立新田とは、代官が見立て出したる新田畑であつて、終身その人に、その地の租稅の十分の一を給與するものであります。また新田には、町人請負新田・村受新田・切添新田等の別があります。町人請負新田は、町人が費用を負擔して開墾せる新田をいひます。村受新田とは、村民が協同して開墾せる新田をいひます。切添新田とは、古田畑の地續を開墾し得たる新田をいひます。新田を開墾して得た新石高は、その地を管する本村に加入するのが常例であるけれども、或は之を獨立せしめて新に村名を附することがあります。或は新村新田といふ名前で、之を村の次へ並べることがあります。或は新田と呼ばないで、興野・開・分などと稱することがあります。その稱呼は地方によりて一樣でありませぬ。

「新編武藏國風土記稿」に依れば、享保年間に開墾せられた武藏野新田は、多摩郡四十村・入間郡十九村、高麗郡十九村・新座郡四村、合計四郡八十二村の多きに上つてをります。享保七年六月岩手信猶が、關東代官となつたとき、町奉行から指令せられた職務上の事項は、多くは新田開發に關するものでありました。元文元年大岡忠相が、武藏野新田の檢地を行つたときには、當時の代官高坂安左衞門政形が、之を糺して貢稅を定めました「政要前錄」には、享保六年潤七月二十三日、幕府が代官に令して荒廢せる田圃を査檢し、地主が微弱で自力を以て之を回復し難き場合には、その村民の相助により、或は公費によつて之を修理開拓せしめたことがあります。「憲法編年錄」には、享保七年七月二十日、幕府が代官に令し、その代官支配地内の農民が、官費を請ふことなく、私財を投じて新田開發を出願するものがあるならば、別に伺ひを立てるに及ばず、直に之を允許せしめ、更に但書を附して、他の地方の町人等の請負開發で、その地の百姓が、之に關係せざる場合には、之を屆出ることゝ定めたることがあります。この種の實例は頗る多いから、左にその若干を例示いたします。

（例一）享保七年五月三日、小普請組荻原乘秀、代官池田季隆ヲ、浪人野村某・小林某ニ添ヘテ、上總山邊郡東金ニ遣シ、新墾ノ田ヲ檢セシム、浪人二人ノ建言ニ由ルナリ、調査ノ結果、田地五六萬石位出來ル見込アル旨ヲ復命ス、荻原乘秀代官ヲ命ゼラル、（享保日錄、兼山麗澤秘策）同年七月ヨリ東金領ノ内、塚崎・野原・關之臺・千町野ノ四個所ヲ新田トセントス。

覺

反別　四千六百五十三町三反歩　新田場所

内　〔六百二十六町二反歩　開墾濟ノ數田場

　　〔殘四千二十七町一反歩　之ヨリ開墾セントスルトコロ

外

二百四十九町八反歩　新田畑　慶長年中ヨリ貞享年中迄ニ開墾セル地　（享保撰要類集四）

（例二）享保七年七月廿四日、日本橋ニ榜示シテ、公領・私領ニ入交レル新田開墾ヘハ、代官藩主及ビソノ土地ノ農民ト熟議シテ申請セシム、マタ代官ノ令スルトコロガ公益ナクシテ、却テ土民ニ害アルトキハ、之ヲ告訴スルヲ許ス、尋デ代官ヲ戒メ、職事ノ方正ヲ旨トシ、土民ニ害ヲ及ボスコトナキヤウニセシム。

一、諸國御料所又ハ私領ト入組候場所ニテモ、新田ニ可成場所於有之ハ、其所の御代官地頭並ニ百姓申談、何モ得心ノ上、新田取立候仕形委細繪圖書付ニ記、五畿内ハ京都町奉行、西國中國筋ハ、大阪町奉行所、北國筋關八州ハ、江戸町奉行所へ可願出候、願人或ハ百姓ヲだまし、或ハ金元之者之巧を以すゝめ、金銀等むさぼり候儀を專一に存候、僞を以申出者あらば、吟味の上相とがむるにて可有之候事。（享保撰要類集四）

（例三）享保七年八月、寶永年間富士山噴火ノトキ、小田原藩ノ封邑ノ中、砂石ニ埋沒セラレタルモノアリシヲ以テ、幕府ハソノ廢地ヲ開墾セシメシガ、コノ月更ニ勘定奉行ニ對シ、七年ヲ期限トシテ、是非共復舊セシムルコトヲ令セリ、ソノ高ハ二萬百石ナリ。（大成令）

（例四）享保七年九月廿九日、公私領連接ノ地ニテモ、隙地アルトキハ、偏ク開墾セシム。（享保日錄）マタ上總國東金新田ノ中、私領地ニ連續セル田畑ノ官費ニテ開墾シタルモノハ、租稅ヲ幕府ニ上納セシム。（憲法編年錄）

（例五）享保七年九月二十九日、新田開發ニ付、左ノ如キ布令ヲ出タス。

一、惣而自今新田畑可レ有ニ開發一場所、御吟味次第、障リ無之ニオキテハ、開發被ニ仰付一候、夫ニ付右地所、私領村附之地先ニ而、只今迄開發致筋ニテモ、此度新田御吟味ニ付未開發不レ仕有レ之候場所之分ハ、山野芝等、或ハ海邊出州内川類、新田畑ニ可レ成地所ハ、公儀ヨリ開發可レ被ニ仰付一候、乍然私領一圓之内可ニ開發一新田ハ、公儀ヨリ御構無之候、爲ニ心得一此旨相通候。（享保日錄）

（例六）享保十年七月一日、代官萩原源八郎（乘秀）ヲシテ、武州多摩・高麗二郡新田開發ノ事ヲ掌ラシム。

（例七）享保十二年十月十五日、勘定奉行筧重賢等百五十六人ヲ、下總飯沼ノ新田檢地ノタメ遣ス、（享保日錄）翌十三年二月更ニ勘定役柴村藤右衞門等百九十八人ヲ遣ハシ、全部檢地ヲ了ラシム。

（飯沼門發記略）前略飯沼新田、此度御檢地ニテ買請、又ハ別村ニ相願檢地請候ニ付、新田村方都合三十一ケ村ニ分レ、田ヲ得ル事一千五百二十五町五段一畝十八歩、草高一萬四千三百八十三石七斗九升ト相成。同十四年六月、開發頭取四人ヘ田各一町ヲ賜ハル。（中略）

新田地ノ外、水面地葦地猶數百町アリ、總テ度外ニ置ケリ、其後地味漸ク變スルニ因リ、寶曆中、代官吉田久左衞門、葦地ノ分ハ丈量シテ、二百餘町草高ニ入レ、以テ本田ニ準セラル、其極低ノ地ハ、猶ホ作物不ニ相成一依テ近傍之者、多ク芰荷ヲ栽ヘ、其根實ヲ採テ、時ニ之ヲ江戸ニ輸セリ、明和六年己丑九月、代官布施彌市郎・小林孫四郎又之ヲ檢シ、二百七十一町三段四畝十八歩ヲ得タリ、然レドモ其水面ニ屬スルヲ以テ反高場ト稱シ、薄ク貢米ヲ被申付。

上述の如くに新田開發が盛んに行はれたから、その是非に關する議論も亦頗る多く出ました。其等の論旨を通觀すれば、（イ）新田開發の必要を認むることに於て一致するけれど、（ロ）その弊害の多いのを指摘して、（ハ）實行上に愼重なる注意を促すものが多いのであります。以下山鹿素行・熊澤蕃山・大宰春臺等の所說を査檢いたしませう。

## （二）山鹿素行の新田開發論

山鹿素行は所論を數段に分けて、新田開墾の必要を述べてをります。

（第一段、新田開發に必要なる條件四項を說く）

墾田の事多くの心得あると雖、唯々人と地と水と時とを知るにあるなり、人と云は、國により所によりて人

民多きあり、人民多き時は、新田を開發せしむるに利あり、地又廣からざれば、田畑の用を廣くすること不ㇾ能、水利不ㇾ宜ば地廣しといへども、田畠不ㇾ利なり、時又其節に不ㇾ至ば、促ㇾ之難ㇾ叶もの也。

（第二段、人口增加と物價騰貴との影響を說く）

世久しく太平に屬して、人民次第に增長し、米粟布帛の價、鳥獸野菜の商賣、古に十倍するを以て、下民暗愚の百姓、子孫を養育なり難きは、或は之を僧尼・神官に致し、或は已が身渡世に苦しみて、道心と號して業を逃れて、世を營む輩多きもの也、一民業を棄つれば、一民必ず餓るの理なるに、人君之を制するの政なくんば、國に游民多くして、次第に米穀布帛の價高直たるべし、是民、國の法を詳かにせざる故也。（中略）

（第三段、新田開發の必要を說く）

人多き時は田多く出來、人少き時は田少く、民の有餘不足に從つて各生々あるのみなり、然るに天下に游民游手多くして、新田開發の功なく、居ながら食を食ふに足れるならば、年を追ふて萬物の價、古に百位して、小民皆餓孚に至るべし、（中略）案するに天下の間の人民を校量し、其民口を正して游民を集め、土地水利をはかりて新田の利をなさしめんことは、人君の大德也、游民次第に多く、耕すもの少き時は、終には盜賊出來り、その末々は兵亂となり、民の生々一度に竭きて、土廣く民少かりしの古に歸すべし、是天運循環之道也。（山鹿語類民政上、促新墾種藝條）

新田開發の要件として、人・地・水・時の四項を擧げたのは、卽ち時季の宜しき時、灌漑用水の潤澤なるところにおいて、大なる勞力を、大なる面積の土地に投ずべきことを言つたものであつて、尤なる要領であります。尋て人口增加と物價騰貴との關係に就いては、消費が增加して供給が不足なるため、衣服食物の原料品の價格が騰貴し、そのため農民が生活困難に陷り、或は流離し、或は奸曲を營み、非生産者たる游民となるを論じたものであつて、轉じて此等の游民の勞力を利用し、新田開發をなさしめ、農業生産を豐ならしむべき旨を明かにしてをります、その中「人多き時は田多く出來、人少き時は田少く、有餘不足に從つて各生々あるのみなり」と言ふ命題は、需用と供給との平衡を論じて、自然放任の思想に接觸する感があります。

農業生産を增加し、食料品の供給を豐富ならしめる目的を以て、耕作地の面積を大ならしめようとすることは、人口密度に比して土地の廣が大きいから、農法が主として粗放的であつた時代にあつては、特に遍く行はれた事實であります。降つて集約的農法の行はれるやうに至つては、古は捨てゝ顧みなかつた尺土寸地も、之を耕作して、その生産力を利用する必要を生じ、新田開發のことは、更に微細に亘つて考究せられるのが常であります。されば新田開發は、農業生産を增す所以であつて、最も必要なものではあるけれども、目的手段が宜しくないならば、弊害も亦大きいのであります。この事に就て素行の所論があります、曰く

當時一郡一國の大守、强て新田の開發を促して、利潤を專とすること多し、是又右に云所の考あらざる故に、却て弊多きもの也。人少きを强て新田を促す時は、本田疎かになりて其用不足もの也、土地水利あらざるを一且のたくみを以て、當分利をなす時は、是がために苦むの民多く、終には其功空しきもの也、時至らざるに速に功を招くは禍の本也、況や其本とする處只祿を豐にし、其利潤を專にするまでにして、民を養ふ所以にあらず、如何して其利全からんや、土地に廣狹あり人に衆寡あれば、能時を計りて其制をなすべき也。（山鹿語類民政上、促ニ新墾種藝一條）

と素行の所見によれば、新田開發は、（イ）多數の人口と、（ロ）廣大なる土地と、（ハ）豐富なる灌漑用水と、（ニ）適當なる時季との四要件を具備して、始めて行はるべきものであります。然るに其の利を求むるに急なるあまり、此等の要件の一若しくは二つ以上を具へざるに拘らず、强て開墾の業をなさしめるならば、必その害を

免れないといふのであります。

### （三）熊澤蕃山の新田開發論

新田の開發は、農業企業の最も重要な要素たる、耕作地を增加せしめるものである。故に原則としては、常に必要なものであります。けれど、方法が機宜に適せざるときは、弊害も亦莫大なることは、素行の所論の通りであります。熊澤蕃山も又之に就て「新田を起すは、人を養ふの第一にて可然事と存候、いかが」といふ問題を出だし、之に答へて、

國に田畠ばかりにて、山林不毛の地なきは、士民共に便り惡しきものなり。野は野にて置きたるぞよく候、其上新田を開きて、古地の田惡しくなる所あり、よく〳〵考へあるべきことに候、假令障りなく良き新田なりとも、君子ならば、ただには起すまじ、起さば必其義あるべし。義といふは、大道行はれて、有りかゝりの遊民の片附け無くば、新田を起して有付け候べし、鹽濱國土の山林に過て、材木・薪不自由なる時、その濱を減すべきに、鹽燒共の片附のために新田を起すべし、鹽濱五百石の人は、田地千五百石の入候とも餘りあるべく候、鹽濱には人多く入込むものにて侍り、如此の止むことなき入かへあらでは、起すまじきは新田なり。（集義外書卷之一）

といひ、土地は開墾して耕作地としなくとも、山なり、野なり、その儘の性能を以て、それ〳〵經濟能力を發揮し得るものである故に、必しも强ひて開墾するには及ばない、强ひて新田を開墾したため、在來の舊田を損じた例もある、結局山林不毛の儘にしておく方が、大局から見て有利なことも少なくない。若しまは開墾する場合には、遊民を使役して、その勞働力を利用し、彼等にも亦職業を與ふるやうにするがよい、鹽田を減じて過剩の勞働力を、開墾事業に轉ずるのは、良い事であると論じてをります。

### （四）太宰春臺の新田開發論

即ち前段では、無用狀態にある勞働力、過劇の勞働力等を開墾に使用することを述べ、後段では、無謀の開墾が、却て有害なることを論じてをります。

のであります。この論旨に從へば、新田開墾は、原理としては常に有利有用なのであるけれども、土地は必ずしも耕作地となすことが、最もその生產力を發揮せしめるものと限られたのではない。故に土地の性能を先づ能く究め、更に他の生業との關係、資本並に勞力の供給量、一般經濟生活の進歩の程度、その時の財政狀態等を巨細に考慮して、然る後始めて行ふべきものとなるのであります。

新田開發の利害に關しては、また太宰春臺の所論があります。

古より草萊を闢くを、國の善政とするは勿論也、草萊を闢くとは、萊はよもぎ也、草萊の殖茂りたる荒地を、開發して新田となすを云ふ。國に艸萊の地多きは、國を治むる人の恥なり。地を闢て新田となすは誠に善治也。（經濟錄卷五）

之は先づ新田開發の利を擧げたものであります、けれども、新田開發には、之に伴ふ弊害が頗る澤山あります。その第一は奸曲の徒が、私利を營み易いことであります。卒爾に事を創むれば、多くは故田の障りとなり、民の害となることあり、國のために未だ少しの利もなさぬ內に、一方に大なる害の出來ることあり、然れども人主之を好み玉ひ、政を執る人是を以て功を立てんとすれば、下より上の好みに投じて一巳の利を求めんとする者、必蜂起し

て其事を請ひ願ふ也、如此輩は國の利害をも論ぜず、民の愁苦をも顧みず、只一時の計策を申て、其事の創るべき様を圖る故に、其說を巧みにして、上の人も民間の事を精しく知らず、地理にも深く達せざれば、多くは其願ふ者の辯說に誑かされて、後日の害を思はず、害の生ずる時に及んで、俄に其事を止むれども、民の被りたる傷みは愈えず、國の害も故に復せず、個樣の事を申出づるを興利の說といふ、興利とは利を興すなり、古より國家には是を憎む也、さる故に新田を多く闢くは目出度ことなれども、其利害知り難きによりて、古人は之を重んじて輒くは事を創めず。（同上）

人君執政等が、新田開發を愛好するならば、臣僚の徒は上意に迎合して、自己の功を立てようと企て、その間に處して私利を營むに至るであらう。然るに人君執政等は、往々下民の情に通じ難き地位にをるから、臣僚の私曲に欺かれ易く、之を覺知して制御を加へるときには、既に其害は深く人民に加はつて、之を傷害した後なることが多い、故に漫りに興利の說に、迷はされるなといふのであります。その第二は開發すべからざる土地をも、漫りに開發しようとすることであります。

又上に云へる如く五土は、皆夫々に功用ある者也、平原曠野は田地に比すれば、むだなる樣なれども、常には牛馬を放ち牧ひ、草を刈て田の糞とす、人君の遊獵にも、平原曠野は無くて叶はす、萬一國に大事ある時は、數十萬の軍兵を集むるに廣き處なければ、良田を蹂躙することあり、五穀を種るが好き迚、平原の地を悉田地としては、又不便なることあり、此義を思惟して斟酌あるべきことなり。（同上）

五土といふのは、「周禮」にいへる山林・川澤・丘陵・墳衍・原濕之名物」と「を列擧して「以二天下土地之圖一、周知二九州之地域廣輪之數一、辨二其山林、川澤、丘陵、墳衍、原濕之名物一」と「あります。尋で五土の各自に說明を加へて「以二土會之法一辨二五地之物生一、一曰山林、其動物宜二毛物一、其植物宜二早物一、其民毛而方、二曰川澤、其動物宜二鱗物一、其植物宜二膏物一、其民黑而津、三曰岳陵、其動物宜二羽物一、其植物宜二莢物一、其民專而長、四曰墳衍其動宜二介物一、其植物宜二蓏物一、其民豐肉而瘦、」と述べてあります。但、春臺が耕作地以外の土地が、それ〳〵生産上の特質特能を有することを論じようとして、こゝに列擧したのは、第一平原曠野・第二川澤湖沼・第三山林・第四海洋であつて、「五土は皆夫々に功用がある」と提唱してゐる、五土の名目には合はないけれど、敢て之に拘泥しないで、自由に論歩を進めたものとして見て宜いでせう。茲に先づ擧げた平野・曠原の條においては、牧場として遊獵地として、軍隊の集合地練兵場として、必要な事を述べてあります。但新田開發の不適を論ずることは、川澤湖沼の條に於て、一層切實であります。

又川澤は水の行く處、止まる處にては、五土の一つ也、水は流行する性にて、畢竟海に入るものなれども、迄行く間に、地の窪き處あれば、四方の水聚りて、池となり沼となる、是地勢といふ者也、池となり沼となり、大なるは湖となる、是地勢といはゞ大人の成したることに非ず、天造にて自然なる者也、此水澤も五穀を生ぜぬ物なればとて、無用なりといはゞ大なる惑也。川には川の德あり、澤には澤の德あり、澤の字をうるほすと訓すれば潤澤の義也、其を潤澤する德ある也、今興利の說を申すもの、動もすれば池を乾して、新田になさんと請ふ、天然自然の池沼を乾さんとするには、必新に河渠を開いて水道を作る、其間には許多の田地を據り、鄕村を破る、故に人民の痛み甚しく、國の害多し、凡池沼は旱の時は水を引て田地を養ひ、霖雨激水のときは潦水を此に瀦て流注するを待つ者なれば、國に無くては叶はぬ者也、是をむだなる物と思ひ、水を落して田となさんとするは、五土の用を知らざる也、（中略）元來地に無くて叶はぬ、天造の湖を乾して、其代りを人の力にて作らぬば、必天より作る也、さ



れど此理は天を知り、地を知りたる者ならでは、會得せぬこと也。昔より水澤を塡て平地となし、或は水を落

して新田となせば、必其邊洪水の難多きこと、異邦我朝其例多し、凡山川・溪谷・丘陵・水澤は國の要害にて、國を固むる者也、都を作り城を築くに、要害に依るは法也、（中略）然れは水澤は水澤にて國の固め也、輒く之を無くすべからず。（同上）

川澤湖沼の成るのは、成るべき必要があつて成るものである、故にその有りのまゝの形で、それ〳〵人生に有用なものである。然るに一概に興利の說に泥んで、水を放ち沼澤を涸らして、之を耕作地としようとするならば、新に水路を開くために、多大の資本と勞力とを投ずるばかりでなく、既成の田畑村落を傷害することを免れないであらうし、そればかりでなく、放たれた水は、適當な行路を得ないで汎濫する虞がある、殊に軍事上から見れば、山川・溪谷・丘陵・水澤は、防禦上の要害であるから、漫りに之を削平してはならない、といふ趣旨であります。春臺はまた他の著書において、略々之と同一なる趣旨を論じた。曰く、

近時有二興利臣議一涸二瀦澤一以爲レ田、所在墮二巨池大澤一、而流二其水於他所一、既不レ知二地勢一、又逆二水之性一所三以有二水災一也。（紫芝園漫筆）

と、これは新田開發のために、沼澤の地を埋立て、その水を他に落すため、水路に變動を生じ、或は水害を招いで、既に開かれた田畑村落等を、却て傷害することのあるをいふのであります。この種の弊害に着眼して、新田開發事業を愼重にすべきことを論ずるものゝ多いのは、享保時代から幕府及び諸藩に、開墾事業が特に盛んに行はれるに至つた結果、失敗の事實を見て、その困難なことを知つたからであらう、諸種の企業中、開墾事業が困難頗る多く、綿密なる考慮と、堅忍不拔なる忍耐とを要ずるのは、今も昔も同じでありませう、「續日本經濟叢書」卷一所收「治邦要旨」卷の中に、新田開發の弊害を論しで「新田ハ、ミダリニヒラクベカラズ、一且上ニ利アツテ、ツイニハ上下ノ害トナルナリ、新田ハ年貢、心ヤスケレバ民ミナ新田ヲツクリ、本田ヲアラシテ、次第ニ所務スクナク、コトニ川バタノ新田ハ、流ニトマルタカミナレバ、ソノ川次第ニ流ガタク、又ソノツツミモ大水ニハキレヤスク、末々ハフシンヲヲクナリ、上ノ利モアトヘモドリ、カヱツテツイヱトナリ、民モマタナンギスベシ」と、述べたのも、亦同一事情に基いた所論である。

以上列擧した論說を通觀して、その趣旨を要約すれば、曩に既に示した如く、

（イ）新田開發の必要を認むることに於て一致すること。

（ロ）但、實際上は、甚大なる弊害を伴ひ易きこと。

（ハ）故に能く〳〵愼重に考慮したる上ならでは、漫りに開發に着手すべからず。

といふことの三點に歸することが出來ませう。學者の所論は此の如く、愼重なる態度のものでありましたが、實際に於ては、幕府並に諸藩は、幾多の困難を冒して、盛んに新田開發に從事し、耕作地面積を倍增し、各自の實收入高をして、その表高よりも倍增せしめました。蓋武家階級存立の必要上、米穀の所得の多額なることを要じたからであることは申すまでもあるまい。

## （五）三　執齋の社會政策的新田開發

尙三輪執齋の所說に、一種の社會政策的見地から、植民的新田開發を論じ、犯罪者貧民等の救濟を兼しめようとしたものがあります。着想が奇警であるから、左に之を附說する。

曠遠ノ地ニ萬石新開アルベキ方ヲ見立候テ、江戸中無宿ノ徒、並ニ國々追放アルベキモノ、並ニ博奕ウチ三笠附ナドイタシ候、放埒モノノ類ヲ其處ヘ被遣、其處ノ竹木ヲ被レ下、自分ノ家ヲ仕リ、住居候テ新開仕、渡世可仕候、土地ニヨリ或ハ三年、五年、七年ノウチ、無年貢タルベシ、ソノモノ共ノウチ、年老人品ヲ見立テ、

五人組ヲ立テ候テ、組頭トナシ、夫々ノソノ一類ノモノ、又ハ闕所ノ銀ニテ、具ヲ與ヘテ業ニ附カシムベシ、マタハ遠島ノウチヨリモ、御免ニテ此所ヘ被レ入モノモアルベシ、或ハ入墨ナドヲシテ其處ヘ送リ、江戸中ヘハ入墨ノモノニ宿ヲカシ候事、御法度被仰付、モシ江戸住居候ハヾ死罪タルベシ、又乞食村ノモノニテモ、望候モノニハ與ヘテ作ラシメ、乞食ヲ免カレ、常民ニナルベキハ赦スベシ、其處ノ代官ハ別ニ御撰可レ有事、サテ江戸中比丘尼、立遊女ナド、並抱ヘ持居候モノマデ、一所ニ追遣シ、妻ニ望ミ候モノニハ赦シテアタヘ、農業ニツクベシ、江戸ニテ小女ヲ買トリ、遊女比丘尼ニ仕立候事、堅ク御停止可レ被レ遊カ、號令ノ詞アルベシ、若シ法ヲオカシ候ハヾ、沒收シテ、カノ新開ヘ可遣事。（執齋先生雜著卷之四）

文學博士　中村孝也

## その二　耕地面積變調遷

| 道名 | 國名 | 和名抄平安朝時代延喜延長年間 | 和芥抄鎌倉時代 | 節用集室町時代 | 江戸時代中頃（町歩下組帳） 田 | 畑 | 永荒田畑 | 山林境内田畑 | 田畑 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 畿内 | 山城 | 八、九六一、七二九〇町 | 八、九六一、〇〇〇〇町 | 一七、七〇五、〇〇〇〇町 | 一一、四〇五、八三一一・二町 | 六、〇四一、一〇一四・六町 | 一三八、一四一五・〇町 | 町 | 町 |
| | 大和 | 一七、九〇五、九一八〇 | 七、〇〇五、七〇〇〇 | 一七、〇〇八、〇〇〇〇 | 二三、五三一、六六一〇・〇 | 一〇、六七七、一二一四・〇 | — | 一八七、六五二三 | — |
| | 河内 | 一一、三三八、四一六〇 | 一〇、九七七、〇〇〇〇 | 一〇、九〇七、〇〇〇〇 | 一五、八八五、六一一二・一 | 六、四八四、七四一五・五 | 一七六、九六〇三・〇 | — | — |
| | 和泉 | 四、五六九、六三五七 | 四、一二六、〇〇〇〇 | 四、一二六、〇〇〇〇 | 八〇、〇八四、四五〇九・〇 | 三、五二四、四七一九・〇 | — | 二五、六六二〇 | — |
| | 攝津 | 一二、五二五、〇一七八 | 一一、三一四、〇〇〇〇 | 一一、三一四、〇〇〇〇 | 二三、一九三、〇二〇七・〇 | 九、四二二、五〇一一・〇 | 二三五、二二二七・〇 | — | — |
| 東 | 伊賀 | 四、〇五一、一〇四一 | 四、〇五五、〇〇〇〇 | 四、〇五一、〇〇〇〇 | 六、三五五、一五一九・〇 | 二、三八二、一八二三・〇 | — | — | — |
| | 伊勢 | 一八、一三〇、六二四五 | 一九、〇二四、〇〇〇〇 | 一九、〇二四、〇〇〇〇 | 三五、二七六、五二二一・五 | 一九、四一四、四四〇三・五 | 三九九、五八〇四・五 | 九、一八一九 | 一〇四、九五〇九 |
| | 志摩 | 一二四、〇〇九四 | 四、九一七、〇〇〇〇 | 一二四、〇〇〇〇 | 一、二〇九、五六二〇・〇 | 四九七、一四一一・〇 | — | — | — |
| 海道 | 尾張 | 六、八二〇、七三一〇 | 一一、九三〇、〇〇〇〇 | 一〇、〇〇六、〇〇〇〇 | 二七、六七〇、六七一六・〇 | 一八、三四九、四四一九・〇 | — | — | — |
| | 三河 | 六、八二〇、七三一〇 | 七、〇五四、〇〇〇〇 | 七、〇五五、〇〇〇〇 | 二一、六四九、一八一九・〇 | 一九、六一三、七二〇八・〇 | 一〇四、三四一一・〇 | — | — |
| | 遠江 | 一三、六一一、三〇三五 | 一二、九六七、〇〇〇〇 | 一二、九二〇、〇〇〇〇 | 二一、二七七、八〇二二・〇 | 一四、七一五、二三一七・〇 | 三九四、四八一三・〇 | — | — |
| | 駿河 | 九、〇六三、二一六五 | 九、七九七、〇〇〇〇 | 九、一五〇、〇〇〇〇 | 一五、七〇九、四二二四・〇 | 一〇、九一七、四七二七・〇 | — | — | — |
| | 伊豆 | 二、一一〇、四一二〇 | 二、八一四、〇〇〇〇 | 一、八〇三、〇〇〇〇 | 五、〇四〇、二一〇四・七 | 三、〇七四、五九二七・六 | 一五、四〇〇一・〇 | — | — |
| | 甲斐 | 一二、二四九、九二五八 | 一〇、〇四三、〇〇〇〇 | 一四、〇〇三、〇〇〇〇 | 一五、七四三、六九一九・五 | 二九、三五一、〇四二九・五 | — | — | — |
| | 相模 | 一一、二三六、一〇九一 | 一一、四八六、〇〇〇〇 | 一一、四八七、〇〇〇〇 | 一三、三八五、五四二五・〇 | 二九、一四三、一六二六・〇 | 八九、四九〇八・〇 | 二、〇〇〇〇 | 、五八〇〇 |
| | 武藏 | 三五、五七四、七〇九六 | 五一、五四〇、〇〇〇〇 | 三六、一九一、〇〇〇〇 | 六四、五九〇、六九〇三・〇 | 一三七、二七八、九四二四・〇 | 四三、八〇〇八・〇 | 一〇、〇一〇一 | 二、五三二九 |
| | 安房 | 四、三三五、八〇五九 | 四、三六二、〇〇〇〇 | 一、三六四、〇〇〇〇 | 五、一九〇、八八〇六・〇 | 四、二〇六、四五二一・〇 | — | — | 、六一〇〇 |
| | 上總 | 二三、八四六、九二三五 | 二三、三六六、〇〇〇〇 | 二三、六六〇、〇〇〇〇 | 二五、三九三、六五〇六・〇 | 二二、九三五、一八〇〇・〇 | 八一、九八〇七・五 | 五五、七三二四 | — |
| | 下總 | 二六、四三二、六二三四 | 三三、〇三八、〇〇〇〇 | 三三、〇〇〇、〇〇〇〇 | 三七、四四五、五四〇七・〇 | 四二、七一七、七五一二・〇 | 五七、一九〇二・〇 | 、六一〇六 | 一九、七六一四 |
| | 常陸 | 四〇、〇九二、六一一二 | 四二、〇三八、〇〇〇〇 | 一二、〇三八、〇〇〇〇 | 四九、一七二、一〇二三・〇 | 六六、四五五、四一〇二・〇 | 四四、七八〇五・〇 | 一、四八〇四 | 九、五二一三 |
| 東山道 | 近江 | 三三、四〇二、五一八四 | 三三、四五〇、〇〇〇〇 | 三五、〇二五、〇〇〇〇 | 四八、五三三、〇〇〇六・〇 | 一四、三四三、二三一九・〇 | 三九一、〇一一九・九 | — | 七、五八二三 |
| | 美濃 | 一四、八二三、一〇六五 | 一五、三〇四、〇〇〇〇 | 一五、三〇四、〇〇〇〇 | 三三、九四二、九一二二・二 | 二二、〇一〇、七五〇五・六 | 三八、四〇二九・〇 | — | — |
| | 飛彈 | 六、六一五、七〇〇四 | 一、三五六、〇〇〇〇 | 一、二五六、〇〇〇〇 | 三、〇八八、三一〇四・〇 | 三、六八七、三二一〇・〇 | — | — | — |
| | 信濃 | 三〇、九〇八、八一四〇 | 一、六五六、〇〇〇〇 | 一、三〇六、〇〇〇〇 | 二七、〇四〇、一七〇七・〇 | 四二、六九八、二三一二・〇 | 二、〇五四、六五一一・五 | — | 八二、九二〇六 |
| | 上野 | 三〇、九三七、〇一四四 | 二八、五三四、〇〇〇〇 | 三八、五四四、〇〇〇〇 | 二三、三〇四、九九一八・〇 | 六四、二〇〇、〇七〇四・〇 | 一〇、八五〇六・七 | — | — |
| | 下野 | 三〇、一五五、八〇〇四 | 二七、四六〇、〇〇〇〇 | 三七、四六〇、〇〇〇〇 | 三五、五八〇、一六一三・〇 | 七三、〇〇三、八五一八・〇 | 三二、七九〇七・〇 | — | 、二〇二四 |
| | 陸奥 | 五一、四四〇、三〇九九 | 四五、〇七七、〇〇〇〇 | 四五、〇七七、〇〇〇〇 | 一八三、六四七、五五〇五・〇 | 一五四、一〇二、一一〇四・〇 | 二、九六〇、五三二二・〇 | — | — |
| | 出羽 | 二六、一〇九、二〇五一 | 三八、六二八、五〇〇〇 | — | 八三、六五二、四三〇〇・〇 | 三六、三〇九、五五二三・〇 | 九八七、六〇一六・〇 | — | — |
| 北陸 | 若狹 | 三、〇七七、四〇四八 | 三、一三九、〇〇〇〇 | 三、一三〇、〇〇〇〇 | 五、〇四四、六〇〇四・〇 | 二、二一三、二四〇一・〇 | — | — | — |
| | 越前 | 一二、〇六六、〇〇〇〇 | 二三、五七六、〇〇〇〇 | 二三、五六六、〇〇〇〇 | 二六、四〇九、一五〇九・九四 | 一〇、七八六、〇九〇八・七 | — | — | — |
| | 加賀 | 一三、七六六、七三三四 | 一二、五三六、〇〇〇〇 | 一二、五三六、〇〇〇〇 | 二四、一七〇、一二二一・〇 | 七、五七〇、八二二一・〇 | — | — | — |
| | 能登 | 八、二〇五、八二三六 | 八、四七九、〇〇〇〇 | 一二、五三〇、〇〇〇〇 | 一四、五一二、七六一一・〇 | 四、四九三、七九〇一・〇 | — | — | — |
| | 越中 | 一七、九〇九、五〇三〇 | 二一、三九九、〇〇〇〇 | 二〇、三九九、〇〇〇〇 | 四四、一五六、八四〇〇・一 | 七、一四一、八一一三・四 | — | — | — |

| 道 | | |

# 佐賀平野地圖

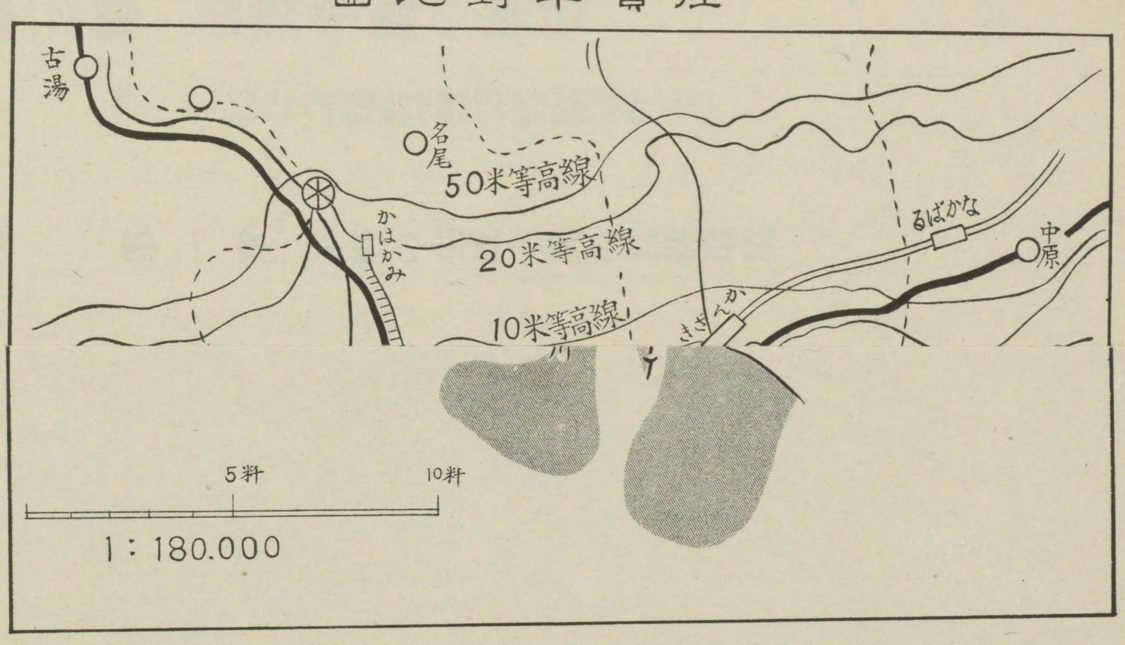

# 佐賀平野地圖

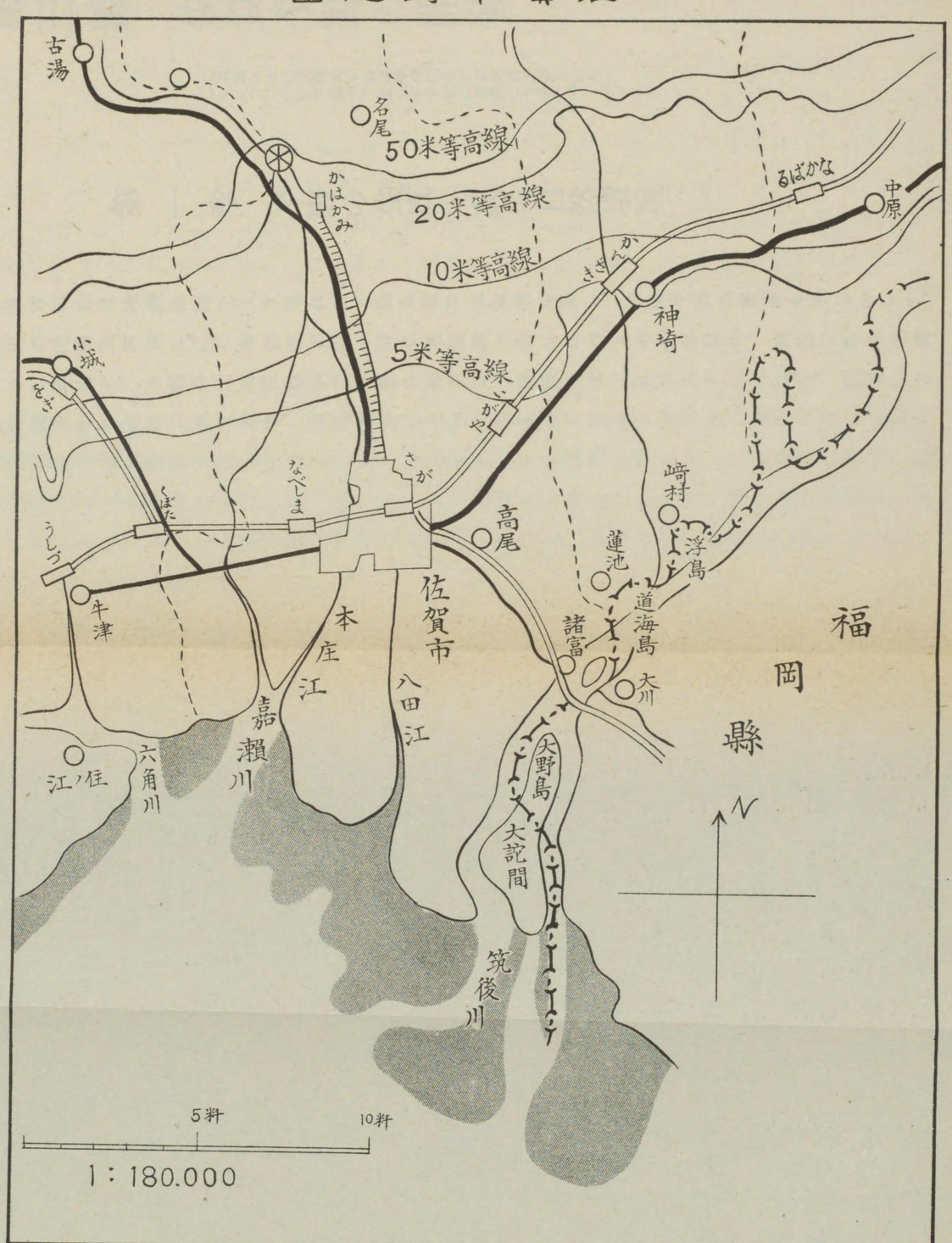
古湯
名尾
50米等高線
20米等高線
10米等高線
5米等高線
かはかみ
るばかな
中原
神埼
小城
高尾
崎村
浮島
蓮池
道海島
諸富
大川
佐賀市
本庄江
八田江
嘉瀬川
六角川
大野島
大詫間
筑後川
福岡縣
5粁
10粁
1：180.000

# 第三編　佐賀平野の開發

（本論文は佐賀縣女子師範學校に於て研究發表せられたもので、一通り纏つて居るので此に借載して置く。）

## 第一章　平野の生成と其の自然環境

日本列島は地體構造上より見れば、[1]最も若き造山帶に屬し、沖積平野の發達も著しからず、河川の流路及河口には、今尙盛んに平野生成運動の行はれつゝあるを見る。筑後平野も生成極めて新しく、大部分は有史以來の沖積に屬する。筑後川は北九州六ケ國に亘る、約三千方粁の廣大なる流域の水を集め、有明海の東北部に注入し、嘉瀬・矢部等の諸川と共に此處に尨大なる沖積平野を生成してゐる。吾人の述べんとする佐賀平野とは、此の地域の西半、筑後川右岸より牛津川に至る、佐賀市を中心とする沃野を謂ふ。吾人は平野の生成と開發とを論ずるに當り、此等と密接不離の關係を有し、人類居住の開始以來、不斷に其の生活を規定し來りし自然環境を概說する。

有明海は島原及宇土半島に圍まれ、南北に細長き灣入をなし、其の潮汐干滿の差は、日本列島の近海中第一位であり、筑後川口に於て最大に達し[2]、大潮時に於ては五米を示し、古來海岸堤防を決潰せしめて、平野内部に侵入した事も屢々見られた。故に河川の下流部に於ては、河水は絶えず海中に流入する事なく、滿潮時に於ては鹹水と共に、低平なる平野内に溯流し來り、河川の搬出力を弱め、土砂の遠く流失するを防ぎ、地盤の隆起と相俟つて、沖積作用を著るしく効果あらしめる。本地方の産なる久米[3]博士の「潮の干滿非常に高く、游泥を打寄せて新壤を露す」の言は、這般の現象を簡潔に言表はせるものである。斯くて有明海は急激に陸化せられ、更に沿岸には滿潮に隱れ、干潮に顯るゝ干潟を生じてゐる。而して此の干潟の成長陸化せられたものが、現時の平野面を構成するに至つてゐる。現今海岸を繞りて隱顯する干潟の最大幅員は九粁に達し、筑後川口附近に於て最も著しい。此の干潟に於ては河川の末流分派して、多數の澪[ミヲ]となり縱横に流れてゐる。澪は俗に江或は江湖（良吾云、江子を充つべきか）と呼ばれ、其の下底は潮の干滿に應じて、上下流する淡鹹水に依り深く侵蝕せられて、干潮時には河川の上流に見られる、V字形の峽谷狀を露す處さへある。發生的に平野内部の水系を考察すれば、それは何れも干潟の澪に起れるもので、本庄江湖・八田江湖・中地江・今宿江の如く此が俗に江湖若くは江と稱せられ、干潟の其と呼稱を同じくすることは、此の間の消息を裏書するものであらう。澪は本來船の道筋の意を有するものなるが、

本地域に於ても平野の江湖は、干潟のそれと連絡し、以て海に續き、滿潮時には無數の漁船・荷船之を溯りて、深く平野内部に到り、海岸を距る七粁餘の佐賀市及五粁餘の牛津町等は、之に依り外海と接してゐる[4]。アイザック・テイラーの「地名は過去の歷史を後代に傳ふるものである」てふ言に據れば、平野内部の村落の山津・船津・元船津・上大津・下大津等の如く「津」を字とするものは、多く其の發生當初は江湖に沿へる港なりし事を示すものであり、氏[5]神には航海の安全を祈る爲か海神を合祀せるものが多い（良吾云、蓋之海若を和め奉らんとするものか）。此等江湖の間に種々の形態をなして、本平野景觀の特徴を示す幾多の溝渠は、俗に堀と稱せられ、其の發生の基礎も亦江湖に求むるを得ることは、平[6]野研究家の一致せる意見である。堀の分布が大凡五米等高線を以て限らるゝは、此の線が最近に於ける海岸線なりし事を暗示する。筑後川の有明海に注ぐに至りしは、比較的新しき事にして、其の沖積前に於ける第一次海岸線を溝渠中に蠣層を有する最北部―神埼町西部の横武並に金立村下九郎を通る東西線―とすれば[7]、姉・詫田・修理田貝塚線は約三粁南に在り、和名抄所載郷中最南の巨勢蒲田郷の地は是より更に三粁にして、鎌[8]倉末期の海岸線なる南里・米納津は更に三粁餘、戰[9]國末のそれなる鹿ノ江・飯盛は更に三粁餘にして現今に至る迄又四粁の沖積が行はれてゐる。西部程筑後川口に遠ければ、嘉瀨・牛津等の細流あるに拘らず沖積遲れ、嘉瀨川口より五米等高線までは約八粁餘に達するのみなれども、東部に於ては沖積迅速なりし爲、

横武・犬井道を連ねて海岸に至る線は約十六粁に達してゐる。溝渠の分布並に等高線の排列に依つて知られる如く、第一次海岸線は略東西の方向をとるに拘らず、現在のそれは北西―南東の方向をとるまでに河口附近の沖積は進められてゐる。鎌倉時代以後に於ては後述するが如き、人工的埋立に依り平野の生成は助長せられ、殊に近世以降此傾向は愈々著しくなつたが、今暫く人工的埋立による耕地增加を措きて、和名抄所載最南鄕以南の沖積の速度を概算すれば約百年一粁餘の割合を示してゐる。以て平野の生成極めて新しき事を知るのである。筑後川左岸に於ても略同樣の割合を示してゐる。慶長年間肥前國繪圖には、未だ河口の大中島・大野島・大詫間等の三角洲及び早津江・鹿ノ江以南の地域を見得ないのである。

筑後川に亞いで嘉瀨・城原等の細流の沖積作用が考慮せられる。脊振山地が既に第二次輪廻に入り山麓部に於て河川は多く峽谷を作り、甌穴を穿つ迄に激しき侵蝕の復活を見、土砂流出量夥しく「砂石流れて自然と川底高く」なり、「每歲數千の人夫を費し之を取除くと雖中々手に及び難く」兩側の水田面より一米位も高位置に河床を有する嘉瀨川を始め、其の他の小流にても「御領内の川々は少しの卷出し出來ぬれば直ちに川芦生ひ出で泥砂を留め兩三年の內には陸地の如くなる處まゝある」位なれば、蘆荻の叢生に助けられつゝ平野の生成に致せし此等細流の沖積力も亦輕視するを得ないのである。

平野の土壤は主として花崗岩の崩壞分解に因る沖積層で、北部は砂壤土・壤質埴土で南部に行くに隨つて重粘な埴土を構成してゐる。洪積層は平野の北部に於て五米等高線に及び、北部の花崗岩山地と南部の沖積平野との漸移地帶をなし、從來松林或は灌木の叢生に委せられてゐたが、最近次第に開墾せられて畑地と化しつゝある。洪積層地域以南は極めて低平にして東北部の朝日山附近を除き一小丘陵もなく、筑後川を始め前記諸川の運搬物質が有明海に齎らされ、其の潮流に依つて混ぜ合はされ、其の間に動植物の遺骸を多量に含み、地味膏沃なる耕地となつてゐる。

次に平野の氣候に就いて述べる。九州は內地中最南部に位置し、殊に佐賀平野は北緯三十二―三度に在り、西及び北は斷續的なるも最高千米に達する筑紫山脈に依り、日本海方面より來る冬季の寒冷なる季節風は可成りよく遮られ、爲に年中に於ける氣溫の較差割合に少く、一月と八月との氣溫の差攝氏の二十二度に及び、年平均氣溫十五・四度に達する。されば亞熱帶植物なる樟・椿・山茶花（自生）が生育し、殊に古來樟が繁茂せる事は肥前風土記が佐賀の古名佐嘉を樟榮國と解釋せる事を以ても想像される。

降雨は年千七百數十粍に達し、六―七月と九月とに最も多い。前者は所謂梅雨に因るもので、夏至前後に支那揚子江流域に發生せる低氣壓が、佐賀平野上を東進する場合に於て最も多量である。殊に筑後川上流地方は地形的原因も加はり日量二百粍に達する事が屢々ある。所謂「半夏至水（ハゲミヅ）」とて平野の農民を恐怖せしむる洪水は此の梅雨の終末に起る。次に南洋方

面に發生せる颱風が八月下旬より九月初旬頃琉球列島を通過し、東北に進み九州島上或は其の近海に中心進路をとるが如き場合には暴風雨を伴ひ、突發的大洪水を起し稻作は夥しき損害を蒙る。天正六年より昭和十年に至る三百六十三年間に現れたる筑後川の洪水總數は百二十三回にして三年一回の割合を示し、稍々顯著にして被害の記事あるもの五十六回にして六年毎に一回見舞つてゐる。此等の洪水が古來筑後川の土砂流出力を增大し、下流平野の沖積作用を迅速ならしめる主要原因である。

斯くの如く六―七―九月は一般に洪水に惱まされる程多雨であるが、八月は一般に寡雨である。左に昭和十年より既往四十五年間の六―七―八―九月に於ける雨量統計表を揭げる。

| | | 6 | 7 | 8 | 9 |
|---|---|---|---|---|---|
| 明治 | 24 | 210.5 | 517.9 | 292.7 | 284.9 |
| 同 | 25 | 295.2 | 89.7 | 248.8 | 82.0 |
| 同 | 26 | 237.0 | 46.8 | 199.1 | 134.9 |
| 同 | 27 | 140.5 | 174.1 | 12.0 | 150.5 |
| 同 | 28 | 392.6 | 247.4 | 12.8 | 63.8 |
| 同 | 29 | 336.1 | 311.0 | 120.0 | 98.8 |
| 同 | 30 | 45.3 | 295.8 | 170.8 | 271.2 |
| 同 | 31 | 265.0 | 160.0 | 144.8 | 105.5 |
| 同 | 32 | 415.1 | 74.9 | 308.7 | 260.6 |
| 同 | 33 | 80.3 | 671.5 | 201.1 | 166.8 |
| 同 | 34 | 464.5 | 607.8 | 87.2 | 49.4 |
| 同 | 35 | 179.6 | 177.8 | 321.9 | 187.4 |
| 同 | 36 | 98.7 | 418.2 | 76.9 | 55.8 |
| 同 | 37 | 417.9 | 84.6 | 6.6 | 71.8 |
| 同 | 38 | 403.6 | 573.5 | 397.4 | 94.8 |
| 同 | 39 | 406.8 | 127.2 | 172.3 | 334.2 |
| 同 | 40 | 199.2 | 272.5 | 52.0 | 273.0 |
| 同 | 41 | 352.4 | 468.2 | 36.8 | 132.6 |
| 同 | 42 | 406.4 | 301.5 | 199.3 | 322.8 |
| 同 | 43 | 403.3 | 95.9 | 129.2 | 377.1 |
| 同 | 44 | 411.1 | 249.4 | 47.0 | 262.6 |
| 同 | 45 | 268.7 | 712.6 | 38.3 | 188.2 |
| 大正 | 2 | 271.2 | 67.1 | 142.5 | 210.9 |
| 同 | 3 | 893.1 | 29.7 | 170.5 | 62.6 |
| 同 | 4 | 562.9 | 151.8 | 114.8 | 209.3 |
| 同 | 5 | 391.5 | 541.3 | 69.3 | 134.7 |
| 同 | 6 | 336.7 | 145.1 | 346.1 | 307.6 |
| 同 | 7 | 346.9 | 328.2 | 245.0 | 87.9 |
| 同 | 8 | 247.5 | 360.4 | 134.9 | 105.0 |
| 同 | 9 | 229.5 | 142.7 | 157.3 | 222.1 |
| 同 | 10 | 559.4 | 120.3 | 46.7 | 352.4 |
| 同 | 11 | 169.7 | 437.5 | 20.5 | 478.5 |
| 同 | 12 | 451.5 | 601.0 | 43.1 | 272.3 |
| 同 | 13 | 167.5 | 171.0 | 218.4 | 192.4 |
| 同 | 14 | 216.3 | 192.0 | 49.1 | 343.4 |
| 同 | 15 | 124.1 | 262.8 | 133.7 | 403.3 |
| 昭和 | 2 | 283.8 | 236.8 | 491.6 | 225.6 |
| 同 | 3 | 725.2 | 356.2 | 92.9 | 260.9 |
| 同 | 4 | 168.0 | 470.5 | 94.4 | 120.5 |
| 同 | 5 | 225.7 | 167.2 | 375.0 | 62.0 |
| 同 | 6 | 236.1 | 887.8 | 32.6 | 125.9 |
| 同 | 7 | 239.4 | 248.2 | 151.7 | 254.3 |
| 同 | 8 | 238.8 | 208.0 | 146.5 | 68.4 |
| 同 | 9 | 129.5 | 201.3 | 116.1 | 389.6 |
| 同 | 10 | 593.1 | 304.5 | 239.3 | 214.3 |
| 平均 | | 315.9 | 295.8 | 151.2 | 203.8 |



右表に明かなる如く六七月の降雨量が各三百粍を超えた年は前者は二十回、後者は十八回に及ぶが、八月の雨量が五十粍に達せざる年が十回表れてゐる。而して八月は稻の最生長期に當れば、最多量の灌漑水を必要とする時期である。平野內部聚落の神社(12)緣起に旱魃の害を除く事と關係するもの少なからざるは、斯の如き氣候上の特質に因るものであらう。

されば近畿中央部・瀨戶內海斜面の諸平野の開發が必然的に無數の貯水池を伴ひ起したるが如く、本平野に於ても上述せる自然發生的の江湖及溝渠は整理せられ、深められ、廣められて灌漑に利用せらるゝ事となり、殊に平野南部の脊振山地よりの灌漑水供給困難なる地域の溝渠は、前記諸平野の貯水池と殆ど同意義を有するに至つた。

而して平野の表面近く有機(19)質に富む粘土層厚き事と、平野の生成新しき爲クロールナトリウム・アムモニア・亞硝酸其の他の非衞生的物質を多量に地下水中に含有する爲、淺き井戶に依る良質の飲料水汲上殆ど不可能なりし爲、飲料水源としての溝渠の必要を生ずるに至つた。衞生上の危險あるに拘らず、平野中・南部の聚落は大部分今尙飲料水を溝渠に仰いでゐる。佐賀(21)市・筑後(22)柳河町の如き千尺に達する鑽井に依り上水道を涵養してゐるが、何れも水質の不良を啣ち、殊に後者は未だ飲料水と爲し得ざる有樣である。隨つて平野の中部以南は溝渠多き水田の間に溝渠を環らせる聚落の發達を見、溝渠の面積最大の部分は村域の約二割に達する處さへある。

而して平野住民は古來農を主業として生計を營んで來たのである。水稻の栽培を主とする經濟形態が單一的に連綿として斯かる環境の中に營まれ來つた爲に、對自然の關係上本平野獨特の景觀諸要素が構成さるゝに至つたのは當然である。吾人は斯かる景觀上諸要素の分析を行はんが爲に、各時代に於ける平野開發の大要を沿革的に叙述せんとするものである。

（1）青山信雄氏・世界の地帶構造。
（2）海軍水路部、潮汐表上卷。佐賀縣鄉土資料。
（3）歷史地理三卷。
（4）Issao Taylov—Words and plae cos（言葉と場所）
（5）佐賀縣神社誌要。
（6）京都帝國大學農學部古賀敎授。同大學米倉文學士等。
（7）京大地理學論文集第四輯三友國五郎氏。
（8）高城寺文書。
（9）鎭西要略、北肥戰誌等。
（10）筑後志等。
（11）疏導要書上の卷。
（12）同　下の卷。
（13）佐賀縣師範學校編、佐賀縣大觀、參考。
（14）辻村太郎氏。日本地形誌。
（15）佐賀測候所。
（16）大正七年迄、福岡測候所編、筑後川の洪水と豫報。以降佐賀測候所。
（17）佐賀縣神社誌要。
（18）參謀本部陸地測量部五萬分一地圖。
（19）佐賀縣保安課衞生試驗場。
（20）佐賀市水道課。
（21）柳河町役場水道課。

# 第二章　班田時代の開發

九州北部は亞細亞大陸との交通上最好の位置を占め、其の影響を蒙る事も著しく、本邦に於て文化の最も夙く進んだ地方の一つである。現時の佐賀沖積平野の大部分が未だ海底なりし頃、當時の海岸線に程近き洪積丘陵地は[1]ブラーシュの所謂接觸の線に當り、人類の生活に最も適する處なれば、先づ始に原始聚落の發達を見たのであらう。近時所々の古墳・貝塚等で發見せらるゝ所謂彌生・祝部土器は當時の住民の使用せるもので、銅鏡・銅劍或は石斧・石庖丁等と共に當時の住民の文化の程度を知る恰好の資料である。魏志の倭人傳の耶馬臺國を北九州に考ふれば、志賀島發掘の「漢倭奴國王」の金印と共に大陸との交涉可成りに頻繁

なりし事を知り得る。筑紫の田部が播磨平野の開墾に當り懇望せられて此處に來り拓殖に力を致せし事や、安閑天皇の二年佐賀市北方に春日部屯倉の設置を見たる事は（良吾云、藤津郡春日村也）、何れも大陸文化の影響を受けて農業技術に優れ、平野の開發極めて夙かりし事を證するものである。されば筑紫の國造なりし磐井は、筑紫平野中央部の要地御井に據りて富强を極め、繼體天皇の御代朝鮮の新羅と結び遂に皇威に逆ふに至り、物部大連の征討軍を受けて戰ひ、奈良朝に入りては藤原廣嗣亦君側を清むるを名として兵を擧げ、よく大野氏十萬の精銳を引受け得たのであらう。蓋し此の兩亂は古代に於ける內亂の最たるものである。

欽明天皇の二十五年佐嘉北部に淀姫神社、稍後れて基肄（三養基郡東部）に長岡神社、三根（三養基郡西部）に物部神社の鎭座を見た事よりすれば、本平野の開發も此の頃には可成に進みたるものと考ふる事が出來、奈良朝以前は勿論、延喜式神名帳に現れる當國神社の大部分が本平野內に存在せし事よりすれば、肥前國に於ては本地方の開發が最初に行はれた事を知り得る。丘陵・山地により大部分を占められる當國が、古代の主穀經濟時代に夙く上國に進み得たる主要原因は本平野の穀產饒かなりし爲であらう。

偖て上述せるが如く我國は上古より大陸文化の影響を受けつゝあつたが、大化改新以後の律令時代に於ては隋唐文化を加味して文化的飛躍時代に入つた。所謂律令時代とは大化より平安の初期延喜頃に至る約三百年間、主として隋唐の法制に則れる律令に依り國家統治の行はれたる期間を意味する。

律令政治は一定の理想に基き國家百般の制度・文物を整備せるもので、あらゆる方面に亘り理論的施設が行はれた。從來の私有財產制を撤廢して人民に一定の口分田を班給する班田制は其の一つであるが、其の作業を圓滑に行ふ爲に耕地區劃を整理統一して置く必要を生じた。大化改新の詔に「凡田長三十步廣十二步爲段、十段爲町」とあるは地積計算の單位を示せるばかりでなく、區劃整理の方針をも明かにせるもので、今尙此の詔勅通りの長さ三十間幅十二間、若しくは之と密接なる關係にある長さ六十間幅六間の一段劃（現在の一段二畝）十個が集合して方一町の區劃を形成し、其の周圍に溝渠と畦畔を伴ふたる整然たる格子狀區劃が本平野北部地域に見られる。殊に小城・神埼二郡に著るしく、三日月村四條・五條の北方堀江・道邊・芦田から山麓部に至る地域、小城町南方の巒ケ里・久蘇ケ里・練ケ里附近・神埼町南方の驛ケ里・曾根ケ里・野目ケ里附近の平野面に見られるのは、大化以來の古い地割が其の後の時代に著るしく變更せらるゝ事なくして、其の儘殘存せし爲であらう。而して此の方一町區劃の相互の關係的位置を示す爲には坪なる名稱が用ひられ、更に方六町を以て坪の上に位する里がある。從つて一里內には一坪より始めて三十六坪に至る一町平方の三十六個の耕地區劃を含む理である。

後述する（第三節）觀世音寺資財帳には左の如く條・里・坪を示して地積を計算してゐる。

肥前國壹拾貳町熟田
（基肄郡略）　上田　二町九段百八十歩
三根郡　參町　中田　百八十歩
六條樋田里　十九坪九段百八十歩、薗田一町同里卅坪
七條鳥取里　廿四坪一町、十三村田百八十歩
神埼郡隈町　上田五町、中田一町
七條驛家里　八壺一町　上十七壺一町中
十八壺田一町　廿壺田一町
廿九壺田一町　卅壺田一町

壺と坪とは同音なれば混用したものと思はれる。樋田里・鳥取里が何處に存在したかは考證し得ないが驛家里は神埼町東部の驛ケ里（ヤツガイ）に相當するものであらう。而して斯かる呼稱は少くとも鎌倉末までは續いてゐる。弘安役後の神埼庄配分に關する正應年間日附の記錄一―二を引用すれば次の如くである。

一、東妙寺文書
弘安四年蒙古合戰勳功賞
肥前國神埼庄配分之事
一人肥前國藤津庄大村又太郎家信田地三町
西鄉賞田里
九坪一町二段二丈内八段二丈
西依
十坪三段一丈十一坪五段四丈
十五坪二段一丈十六坪一町一段
（以下斷簡）

一、深江文書
弘安四年蒙古合戰勳功賞
神埼庄配分事
一人肥前國大野岩崎太郎田地伍町
蒲田鄉加納中島里
廿九年九段内　七段四丈





西依
廿五坪四段　卅六坪九段
倉戸鄉乙板春里
一坪一町　二坪九段
三坪六段　四坪二段二丈
五坪一町内　一段四丈
東依（屋敷）

竹村鄉〇日里
〇一坪　一宇〇
恒用（畠地）
蒲田鄉加納用作所牟知里
十七坪一段有松
廿九坪一段一丈安松

西鄉は西鄉村、蒲田鄉は蒲田津、倉戸鄉は神埼町東南方藏戸、竹村鄉は神埼町西北竹村附近と考へられ。因に丈の面積は段の六分ノ一に相當する。後藤文書・嬉野文書其の他神埼莊關係の記錄は大凡右の如くである。而して德川時代までは今日里を稱せざる聚落の大部分も里を稱し、坪を用ひ小城の三日月鄉の如き全く里を稱してをり、前記神埼・小城の諸地方に於ては今尙字地として殘存する處が多い。之を以て見れば其の影響の極めて深かりし事を知り得る。里は近畿の諸平野に於ては普通一條三里の如く條と里なる坐標に依り其の位置を明示されてゐるが、本平野は何れも固有名詞を有してゐる。觀世音寺文書の六條樋田里・七條鳥取里・七條驛家里の如くである。

拾芥抄に據れば條里に關し「條ハ起リテ從レ北行キ於南ニ、里ハ起リテ西ヨリ行ク於東ニ」と記されてゐるが、全國到る所之に從ひしものにあらざるが如くである。前記の七條驛家里と現存する十條なる

聚落の位置とを考慮すれば、神埼郡に於ける條は東に起つて西し、隨つて里は北より南に進んだものと思はれ、本平野各郡とも斯くの如くなる事[8]は、米倉次郎氏の論述せらるゝ處である。而して本平野の條は北部地域に於ては北より約十三度位西に偏き、南するに隨ひ漸次正北に一致するに至るを知る。これ脊振山地の主要谷線が川上川にても城原川にても何れも西北より東南の方向をとりて流れ、隨つて平野の諸小流何れも其の影響を受けて南東流し、之を條里の區劃に應用せる爲に斯くの如くなりたるものと思はれる。善通寺北方地域に於ける讃岐平野面も稍々之に似通ふ處がある。



偖て人間文化は一般に其の中心より周邊に進むを以て原則とすれば、當時に於ける班田制は先づ近畿の諸平野に於て行はれ、岡山讃岐の諸平野より漸次西邊に及び來れるものと思はれる。而して國府の所在地なる本平野は班田制の施行も最も夙かりしものと思はれるが、平野の中に於て其の遺跡を留むる處は北部地域に多く、前述せる（第一節）如く當時未だ平野の沖積進まざりし爲、佐賀・江見・久留米縣道線附近を南限とする事は地割・其の他の遺跡より見て大略當を得たものゝ如くである。

佐賀市西方に於ては鐵道長崎線を限りとするも、多少南部に進出したる證跡を留める。併も中部地域に於ては低濕地多ければ國分田となりたる地域は案外に少かりしなるべく、其の開發は大部分次の莊園時代に持越されたものと思はれる。

條里制の實施せらるゝや、廣濶なる佐賀平野に於ては實施し易き地割なれば、夙くより行はれ亦永く維持せられた筈である。此處に於てか平野面を縱橫に亂流せし江湖及小河川は整理され、新に掘り加へられたる多數の人工的溝渠と共に條理の區劃として用ゐられ、併せて灌漑・排水用溝渠となるに至つた。灌漑水不足の地に於ては井水をも導き來つて耕作の便を計つたものゝ如くである。肥前風土記は三根郡米多の井は水味鹹にして、海藻ありと言つてゐる。飲用に堪へざる事明らかなれば水田に引きたるものであらう。當地は奈良朝の頃までは餘程海岸近くに位置したものと思はれる。此の地方に於ける溝渠は幅數米にして一町若しくは二町の間隔を措いて整然と分布された當時の有樣を髣髴たらしめてゐる。斯の如く平野全面に亘つて灌漑施設の整備を見、耕地整理行屆きたる結果、開發上驚くべき進展が見られた事は想像に難くないのである。

偖て此の地域にありては聚落も亦當時の村落制に則つて設立せられた筈である。當時の戸令に「凡ソ戸以テ五十戸ヲ爲シ里ト、每里置ク長一人ヲ（中略）又凡ソ京每坊置ク長一人ヲ（中略）里長・坊長ハ取リテ白丁ノ清ク強幹ナル者ニ充ヨ」とあり、當時の政府の理想よりすれば村落の里は帝都の坊と相對するものである。されば令の條文よりすれば、一里が更に數村に分たれる事は有得べからざる事で、從つて里内の民家は一ケ所に集結させる事が原則であつた樣である。本邦に於て條里制聚落即ち集村と解せらるゝ場合が多いのは、斯かる原因に由來するものであらう。本平野

に於ても明瞭に此の特徴は指摘せられる。聚落の位置は大體條里施行前の聚落のそれを選びしものなるべきも、分合行はれて新位置の選定せられたる場合には、一般に里域の中央に作られたであらう。更に詳言すれば交通の便を重んじて田の間を六町おきに通る條里の大道に沿うて作られ、或は支那の井田法に模した條里の理想よりして、方六町區劃の中央を卜して建設された事もありしものと思はれる。

而して當時に於ける村落は皆「里」を稱してゐる。此等の里が今尙殘れる事に就いては前述した。此等の里は大化改新に於ける三十戸一里なる村落制が採用され、近江令に於て五十戸一里に改められ、靈龜二年里は鄕と改稱され、其の鄕の下に認められた村落の最小單位である。肥前風土記は基肄郡に鄕陸所里十七驛壹所、養父郡に鄕肄所里一十二烽壹所、三根郡に鄕陸所里十七驛壹所、神埼郡に鄕玖所里二十六驛壹所、佐賀郡に鄕陸所里十九驛壹所、小城郡に鄕漆所里二十驛壹所を擧げてゐる。陸は六の、肄は四の、玖は九の、漆は七の借字である。上記諸郡に於ける鄕數は三十八であり、里數は百十一となり平均里三を以て一鄕を形成せし事が知られる。今[9]五十戸一鄕の制が當時にありて單に法文上存したるのみならず、實際に行はれてゐたものとするならば、一里の收容戸數は平均十七戸餘となる。之を本平野内の里を稱する聚落の現況より見て首肯し得る處であらう。

聚落の形態は奈良平野のもの程顯著なる特徴を示さざるも、大體長方形若しくは方形を成すもの最も多く、割合に整然たる宅地區劃を爲し、略同大の聚落が略同一の距離間隔を保つて分布された俤を留め、小川琢治博士の所[9]謂條里式聚落に當り、上述の如き村落制の下に成立せる事を如實に示してゐる。

偖て最後に當時に於て都市的聚落の成立如何を吟味する。大化改新の詔に「初メテ修二京師ヲ一」と見えるのは我國に於て始めて一定の都市計畫に基づく帝都の建設された事を語つてをり、漸く都市的聚落の現るゝに至つた事が知られる。而して地方行政の革新も行はれ國郡制の成立を見、各國に國司を置き之を治めしめた。されば當時に於ける國府の創立は種々の意味に於て地方都市の濫觴と考ふる事が出來る。

帝都に比すべくもない事勿論であるが、現今の府縣廳所在都市以上に各國の中心地たり得たりしなるべく、帝都の大學に對して國學あり、更に師團司令部に似たる軍團は國府或は其の附近に置かれ通常千人の兵を收容した。

降つて奈良朝に入りては國府近くの景勝の地を卜して國分僧寺並に國分尼寺の造營を見、更に一國内の神社を一社に合祀して國司の參拜に便して國分惣社も設けられ更に驛が附隨した。されば此の地方は政治・軍事・文化・交通・宗教上に於て一國内の唯一の中心地となり、四近の人口は相當增加せるものと思はれる。されば正しく地方都市の起原と見做す事が出來よう。而して本地域に於ても國府の出現を見た。和名類聚抄には肥前國府は小城郡に存在す

る由を述べをれども、其の遺跡らしきものゝ片鱗さへ見られざれば佐賀郡春日村久池井に位置せしと謂ふは[10]諸家の一致せる意見である。久池井の近くに見られる國府は國分僧寺、尼寺は國分尼寺、惣座は國分惣社の遺跡に發達せる聚落である。斯くて律令時代に於ては當地方は肥前一ケ國の中心となり、相當に繁榮を致したるべきも、諸國の國府の大部分と同じく、律令政治の消長と運命を共にし、次の莊園時代に入りては殆ど其の發達の要因を喪失し、やがて衰運に向へるも、[12]戰國の頃兵燹に禍されるに迄は尙相當の田舍町として殘存せしものゝ如くである。

以上は律令時代に於ける開發の大要に就き概說したが、要するに當時は中央集權の實を擧ぐる爲に隋唐文化を參酌して國家百般の制度を整備するを以て主眼とし、あらゆる方面に亘り理論的、劃一的施設を行ひ、帝王の尊嚴と國家の繁榮を具現すべき帝都は勿論、人民生活の單的に表示せらるゝ村落も一形式に統一せられた。條里・條坊の制卽ち之であつて、前者は農村の、後者は都市の經營に見られた。されば當時に於ける本平野の開發は中央政府の手に依り大規模に行はれ其の遺跡の秩序整然たる點に特徵を有し、耕地割の整備に、溝渠の統一に、更に聚落形態の單一性に力强く表現され、千數百年後の今日尙平野の文化景觀の構成に重要なる役割を演じつゝあるを見る。

(一) Vidal de la Bia che（佛蘭西の有名なる地理學者）は Raysages ciograque（地理的風景）なる書中に Ligne de contact（接觸の線）に就いて述べてゐる。

(2) 播磨風土記。
(3) 日本書紀、安閑天皇の條。
(4) 同　繼體天皇の條。
(5) 續日本紀。
(6) 靖方溯源卷ノ上「廣嗣の叛は鎭西の大故なり云々」
(7) 大日本神祇史、佐伯有義氏。
(8) 地理學論叢（京都帝國大學地理學教室）
(9) 吉田東伍氏、日本歷史地理の研究、上代の鄕に就いて。
(10) 人文地理學、小川琢治博士。
(11) 吉田東伍、久米邦武、松尾禎作氏等歷史地理の諸大家。
(12) 大日本地名辭典（中國、四國、西國篇）吉田東伍氏。

# 第三章　莊園時代の開發

此處に莊園時代と謂ふは律令政治の弛緩し始めた昌泰・延喜の頃より、封建制度の完成を見たる室町末期まで約九百年間、經濟生活の基礎を莊園に置ける時代の稱である。鎌倉末期以後の三百數十年間は所謂莊園の崩壞時代にして、封建制への過渡期に相當するが、便宜此

處に包括して述べる事とする。

大化の改新に依り土地の國有制確立し、口分田收受せらるゝに至りたるは前述の如くであるが、此の制度は年を經るに隨つて漸次實行せられず、淳和天皇の天長五年に班田の行はれしより陽成天皇の元慶二年まで五十年間其の實行を見ず、而して同四年實施せられたるも、醍醐天皇延喜二年の太政官符は「承和元年畿內一紀一班トシ、同十年校ジテ而不レ班セ。元慶五年行フニ校班ヲ。自餘諸國或五―六十年不ニ班給セ一」とあり、漸次頽廢して行つた事が知られる。かの延喜の治と稱へ奉る醍醐天皇の御代に於てさへ、一紀一班を定制とせる程なれば、承平・天慶以後造籍・班田の廢絕せるは當然の事である。班田制頽の因、制度自體の缺陷に歸すべき事勿論なれども、奈良朝以後の墾田の奬勵と功田・位田・官田等の制に因る莊園の增加に由來すること最も大なるものがある。

されば本平野に於ても莊園の增加に關する多數の記錄を存じてゐる。(1)卽ち天平・勝寶年中肥前國大楊莊（八十三町、小城郡）同米多莊（三十四町並に用作三段、神埼郡）は(2)宇佐神宮の神領となり、(3)大同元年田島神社に神封十五戶を充て、齊衡二年高良神社（久留米）に位田四町、天安元年封戶並に位田を充て、同二年更に封戶二十七戶を寄せ奉りたるの記錄に就いて見るべく、稍々降つて(4)承和三年には「九月癸亥肥前神埼郡空閑地六百九十町爲ニ勅旨田ト一」に至つてゐる。蓋し空閑地とは地味瘠薄穀產饒かならざる土地の謂であらう。延喜五年の筑前觀世音寺資財帳に據れば其の寺領中、基肄・三根・神埼三郡に亘りて「肥前國壹拾貳町熟田」の記錄を有し、神田寺田、勅旨田相錯綜して莊園の增加する愈々著しき事が知られる。蓋し熟田とは地味肥沃、五穀豐稔の地の謂であらう。されば元慶年間に至り時の肥前國司は(5)（上略）不ニ更ニ班給セ一、延引如シ斯ノ、既ニ及ビ四十年ニ一、調物ハ缺少シ、戶口ハ減損ス」と言ひ班田の制廢水莊園の激增せる爲公領減じ、年貢米の著しき缺少と平野農民生活の逼迫とを報じてゐる。斯くして時代を累ぬるに隨ひ莊園次第に增加し、鎌倉末の正應年間に於ては莊・公の比佐賀郡以來に於て(6)約三對一となるに至つた。

天慶四年藤原純友太宰府に據りて叛し、之より西海の波濤漸く昂まり、寬仁三年滿洲の刀伊突然博多濱を襲ひ內亂と外寇交々臻り、北九州は屢々戰塵の巷となり、府司・國司・郡司等の交迭期の如く行はれず、中央政界に望を絕つ者漸次土着して武士となり、平野の要地に據り土地・人民を私有するに至り、鎌倉幕府の開かるゝに至りては守護・地頭の設置を見、承久以後は新補地頭も加はり、此等武士は公家・寺社等の武力薄きに乘じ、其の莊園を侵略するに至つた。源賴朝在世中の文治元年既に臼杵・緒方等豐後の諸豪は宇佐八幡の神殿を毀ち、神寶を窃むに至り、同社は(8)「嘉祿元年は當社三十三年改造の年に當れども諸莊貢を輸せざるを以て遷宮を行ふ事能はず」と言ひ、筑前の宗像神社も(8)諸神田の怠貢を歎いてをり、兩神社に屬する本平野內の神領が、地方豪族に占領せられつゝある當時の情勢を暗示してゐる

（宇佐神田は前述の通りであり、宗像神田の一つとして小城晴氣保三百町あり）。されば建武中興の政の行はれ、雜訴決斷所の設置を見るに及びては「[9]建武元年筑前宗像神社大宮司氏長申ス、肥前國神埼莊內當知五所之事云々」とある如く直ちに訴訟を提起するに至つてゐる。

南北朝より室町時代へかけての兵亂期に於ては、軍陣非常の際に籍口して武家は莊園の壓迫を事とし、式目追加の名の下に制令を發して之を抑制せんとしたる幕府の威權は、畿內に於てさへ全く行はれず、されば邊緣に於ける武士の橫暴は言語に絕し、[10]莊園は中分・半濟等の惡辣なる手段に因る侵略の對象となるに至つた。莊園の割分に關する本平野內の記錄は之を見ざるも、隣接筑後のものに「筑後國三瀦莊木室村北分田地之事（中略）右件地者領家地頭折中之間、領家御進止分也云々」（歷世古文書）とあり、此の地方に於て割分の行はれたる事を知る恰好の資料となつてゐる。神埼郡詫田・藤ノ木・三養基西島等に於ける東分・西分なる字地の區劃は斯の如き割分の行はれたる結果現れ來れるものであらう。前記の木室村の外三瀦には北分・南分なる呼稱多く存し、本地域に東分・西分あるは、筑後に於ては沖積東より西に進みたるも、本平野に於ては前述（第一節）せる如く北より南に進み開發も亦之に隨伴し現時の南部瀨地域に見られる如く、聚落も其の成立當初は東西に細長き形を呈したるべく、其の割分に於ては中央より兩分せられしものと思はれる。

太凡斯くの如くなれば、之まで辛うじて長き傳統を維持し來れる寺社・權門の糊口を支持する唯一の財源たる莊園は鎌倉時代以後次第に地頭・御家人等に强奪せらるゝ運命に際會し、やがて其れは守護其の他の有力者の手に併呑せられて莊園制は全く崩れ、食み盡したる莊園を母胎として封建制が樹立されたのである。戰國末北九州に雄視した龍造寺氏はかゝる時代の變遷の中に於て發達し來れる豪族の一つである。[11]卽ち文治二年には漸く佐賀郡龍造寺一村の地頭職を有する小豪族に過ぎざりしに、弘安役には殊功を樹て筑前・筑後の諸莊を加へて勢力次第に加はり近隣の莊園を併せ、文明十四年足利義政により佐賀一圓の地頭職を享け、享祿中小貳氏により河副の庄一千町を加へ、天文十七年本宗氏領七千二百町を合せ、隆信の出づるに及び北九州諸國を併領するに至つてゐる。

上述せる處は本平野內に於ける莊園制興替の一班を概說せるものなるが、以下當時に於ける平野內部の開發に就いて述べる。三根・養父・基肄・神埼・佐賀五郡に於て正應五年の當國淀姬神社注進狀に因つて知られる[12]田地總面積は約九千二百町歩と見積られ、慶長年間肥前國繪圖に記入せられたる一萬四千町歩の約七割に達してゐる。以て鎌倉末に於ける開發の程度を知る事が出來る。正應元年の當國高城寺宛の寄進狀の一通には「肥前國川副莊米津土居外干潟荒野一所之事」とあり、莊園時代に於ては內部荒地の開發著しく進み、開墾適地減少せる爲、早くも海面干拓を行ふに至りたる事が知られる。斯くて潮留堤塘外の干潟は夙くも贈與賣買の價値を生ずるに至つたのである。更に寄進地は次の如く其の限界を指示され、位

置と廣さが明かにされてゐる。「限ニリトス東ヘ米津並東故衙土居一ヲ、限ニリトス南ヘ米津土居一ヲ、限ニリトス西ヘ南里前道干潟一ヲ、限ニリトス北ヘ南里土居一ヲ」。當時の川副莊は現今の北川副一帶と考へられ、南里は東西南里東故衙は東古賀、米津は米納津なるべく、隨つて當時の海岸線が自ら想像され、土居を築いて幼稚なる土木技術により海面開拓を行ひつゝある當時の有樣を髣髴たらしむるものがある。本平野は土地低濕、築堤用材料を四近に求むる事困難にして北方山地よりの補給を俟つの外なく、現今瀨海地域の干拓に於ては有明水面の利用により漸くかゝる運送費の膨脹を防ぎ得るに至りたるも、尙築堤の費用相當に大なる事を以て見れば、當時に於ける干拓工事の如何に困難なりしかを想像する事が出來る。されば築堤に當りては北部よりの土砂石礫の外土居の兩側の土を盛上げて其儘土居となしたる場合も相當に多かりしなるべく、現今此の地域に數百米の間隔をおきて東西南北に比較的統一的に排列する溝渠は、築堤に伴ひて現れ來りたるものと考へられる。此の地域に於ける溝渠が南部地域のそれと類似の形態を有する事は、兩者がともに干拓地域なる事を示すものである。

莊園時代に於ては公領と莊園互に交錯するに至れる事は前述せる處であり、莊園の割分に就いても概說したが、元寇役後にその論功行賞の行はれるに及び、莊園は著しく小刻みに分割されるに至つた。今神埼莊に關する正應年間の記錄のみにても左の多數に上り、散佚したるものを合せば其の數の夥しき事が想像される。

一、「深江系圖」深江賴泰弘安四年蒙古合戰抽ニンデ軍功一ヲ。肥前國神埼莊內竹村鄕之賜ニフ地頭職一ヲ。
一、「松浦黨大系圖」山代榮蒙古合戰抽ニンデ功。賜ニフ神埼莊內田地十町屋敷畑地一ヲ。
一、「菊池風土記」赤星三郎蒙古大將討捕フ。從ニ天下一賜ニフ豊前規矩郡、肥前國神埼庄一ヲ。
一、「西牟田系圖」西牟田永家弘安四年抽ニンデ功。賜ニフ肥前國神埼莊中數個一ヲ。
一、「江上系圖」江上種宗永弘安二役抽ニンデ功。賜ニフ肥前國神埼莊內之地一ヲ。
一、「東妙寺文書」蒙古合戰勳功賞。神埼莊配分之事。大村家信田地三町云々。
一、「武雄後藤文書」蒙古合戰勳功賞。神埼莊配分之事。肥前國宇禮志野〇〇氏子息田地十町云々。
一、「河野家譜」通有（中略）爲ニ弘安之忠一賜ニフ肥前國神埼莊內小崎鄕同加納一ヲ云々。

斯くして神埼莊の著しき分割を見た。因に當時の神埼莊は神埼郡一圓に亘れるものである。蒙古の襲來に當りては西國武士[14]の負擔極めて大きく、加ふるに其の再寇を慮つて博多濱警備の任に充てられ弘安役後の財政困難は倍加するに至り、寸壤尺土をも加增せられん事を願ひ、幕府も其の配分には可成りに心痛せしものゝ如くである。

概ね右の如くなれば、公領・莊園各々其の開發の指導者を異にし、更に鎌倉以後莊園は內部に多數の小領主を生じ、律令時代の統一的開發方針は全く破壞され、各領主何れも其の欲する處に開發の中心地を卜し、其の意の儘に耕地の整理と開發に當りたる爲、現今平野中央

部に見られる如く、地割極めて不整頓・聚落の規模・形態の區々たる、溝渠の形・幅・深度・間隔の何れも無統一なる本平野中最も複雜なる文化景觀を具現する地域となるに至つた。佐賀市より東北部神埼町に至る地域に於て殊に目立つものがある。平野北部の律令時代の開發に成れる地域に於ても可成の變化齎されたるべきも、しかも律令時代に於ける開發の遺跡根絶する事なく、當時に於て始めて開墾せられる中央部程其の影響を受けざりしものと思はれる。

次に當時に於ける開發の特徴を示す聚落の立地と其の形態に就いて述べる。此の地方の聚落には奇異なる名稱を有するものが多く存する。

先づ古賀及牟田なる名稱を有する聚落の立地に就いて述べる。古賀・空閑・牟田なる名稱は此の地方に於ける人々の姓として今尙多く用ゐられるものなるが、古賀・空閑は何れも律令時代に於て灌漑水不足の爲か、排水良好ならざりし爲、口分田となるに至らざりし荒蕪地及び濕地が此の時代に入りて開墾せられたるものを言ひ、牟田[15]とは二毛作の不可能なる低濕田の呼稱である。斯かる名稱の聚落が本平野中央部に多數存する事は、前述せる神埼の空閑地が勅旨田として開發せられたる如く、莊園時代に入りて盛んに開墾せられ其處に發達せる聚落名となりたるものであらう。牟田なる名稱の村落の發達する處は今尙本平野中に於ける濕田地域の一つにして、洪水の折には水滯する事の最も甚しき地方である。古賀なる名稱を有するものは佐賀市附近に東・西古賀・野々古賀等見られ、牟田には佐賀市及神埼町附近に前牟田・中牟田・本告牟田・莞牟田・牟田等がある。

次に奇妙なる聚落名として目立つものは、舍人（芦刈村）・寄人（三田川村並に高木瀬村）等と、下九郎（金立村）・上九郎（同）・高太郎（西與賀村）・持丸（南茂安）等である。此等は本邦各地の莊園に現れたる所謂名田[16]に淵源するもので、莊園の田を自ら開墾したるもの、耕作したるもの、又は領有せるもの等の中に於て、土地との關係が最初にして且つ比較的長期に亘つた場合に其の個人名・集團名が田の上に定著したのである。高太郎・持丸等は個人名であり、舍人・寄人等は莊園領主の私有民にして前者が定著性を有するに對し後者は之を缺ぐの差異がある。嬉野古文書の正應年間のものには既に東寄人なる地名を擧げたれば、鎌倉末には既に本平野に於ては名田の存在した事が知られる。而して斯かる名田は其の冠する名の持主の生存當時既に一般社會の人々より其の名を以て呼ばれ、領主・耕作者の變更せる後も依然習慣的に呼稱し來つてゐる。斯くて名田は其の後長く保存せられて字地を表すに至り、更に其處に立地せる聚落名となるに至つた。

更に面白き聚落名として諸富（新北村）・福田（同）・德富（東川副村）・福所（久保田村）・恒安（同）・大財（佐賀市北部）快樂（千歲村）等の如く土地の豊饒と幸福とを現す美名を用ふ

るものが平野中部に多い。兒女の好ましき名を附する親の心理にも似て、新開地に聚落の發達する場合は何處の平野にも見られる處で、近世以降の開發に成る本平野南部の新田地域にも見られる。此等の名稱を有する聚落は當時に於て始めて現れ、莊園領主は其の將來の繁榮を祈りつゝ斯くは命名したのであらう。嬉野家古文書・武雄後藤文書・松浦黨山代文書等の正應年間のものに有松・安松・恒安等の多數散見するを以て、鎌倉中期までに於て既に此等聚落名の存在せし事を知るのである。されど斯かる抽象的美名の聚落の多數が近距離に集りをる事は、時に混雜するの懼あり、亦同名のもの多數現れ來りたれば、煩はしきものは神埼郡城田村藤木が「元ハ安松名ナリシニ近年ハ號ニ藤木ト」[18]と變名せる如く、漸次其の呼稱を變するに至り可成りに其の數を減じたるものと思はれる。

莊園に於ける加納田・用作等が聚落名となり殘存せる地域は神埼郡中部に見られる。[17]此等は何れも諸家の領知する莊園・鄕保にて本租を免除されたるも別に若干の租稅を上納する新田・餘田の稱にして莊園の擴大せる結果現れ來れるものである。神埼郡中央部に特に見られるは、此の地域が莊園時代に於ける開發の特に顯著であつた事を物語るものであらう。

而して前述せる鎌倉末より南北朝へかけての莊園の分割時代には、自ら莊園中に發達せる農村聚落の分裂を惹起し、封建初期に於ける所領の諸子分配の傾向と相俟つて、從來の一農村を幾つかの小農村に分つに至つた。現今神埼町附近の甲乙の馬丁・丙丁の太田・上下の六町・佐賀市南方の東西古賀等の如く、甲乙丙丁・上下・東西等を冠して區別せらるゝ聚落は大部分此の時代に分裂せる小農村を核として、近世以降內容の充實を重ね來れるものである。

降つて此の時代の末期に至れば、中央に於ける南北朝の對立、公武の抗爭西國にも波及し來つた。肥後の菊池氏は正平十四年大擧して筑後川に出で肥筑の精銳を破つて太宰府を奪ひし事あり、文中元年には更に九州探題の軍と戰つてゐる。殊に應仁・文明以後は鎭西要略に「文明元年・肥前國ノ一揆蜂起ス、所々ニ放テ火ヲ、焚ニ拂フ社寺院、在家村落等ヲ（中略）小城閭巷小路町ヘ、一揆之一炬ニテ焦土矣タリ」とあるが如く士一揆さへ加はり平野は戰亂の巷となり、世情騷然たるに及んでは諸小豪族は平野の要地を占領して之に據り、寺社も自衞手段を講じ不法武士の壓迫に備ふる者さへ生ずるに至つた。[19]龍造寺氏の據れる佐賀の水ケ江・村中の諸城・空閑氏の兵庫村東淵館・德島氏の小城の陣之森・鴨打氏の芦刈城・千葉氏の三日月村高田城・武藏七黨のうちなる巨王黨の據れる巨勢の牟田城・澁川氏の支城たりし神埼の藏戶城等、前者に屬するものは相當に多く、「肥[20]前國牛尾別當坊ヘ率ヒテ衆兵三千餘騎ヲ出シ陣ス豐後日田ニ」とある小城の牛尾山、「弘[21]安中此寺を勅願寺となし、又櫛田社を神埼に建て莊內の豪族田地を寄附す、櫛田社執行以下兵力最も強盛なり」と言はれたる神埼の東妙寺並に櫛田神社、「盛[22]福寺、東也仁比山城ナリ、北也菩提寺岳城ナリ、南也蛇岳日隈ナリ、西也岩田河窪城神埼也、（中略）各成ニリ其封彊レヲ警衞ス」と、記されたる神埼の盛福寺等後者に相當するものも可成りに現れ來れるものと思はれ

る。

而して此等平野内部の要地に據れる豪族が各地に館又は小城を築くに當つては、本平野内部には三養基の一部に朝日山の丘陵ある外地形上の變化あるなく、天然の要害を缺く爲、前逃せる自然發生的江湖及堀を數重に繞して防禦を嚴にするに至つた。佐賀城に於ける堀の廣大なる事は城廓[23]研究者の等しく驚嘆する處であるが、かゝる廣大なる堀を必要とする程地形的要害を缺ぐものと見るべきであらう。而して此等豪族の居館附近に於ては、其の武力に因り比較的よく治安の維持を見たる爲、百姓自ら相集ひ農村聚落の發達を見るに至つた。前揭諸城址の外小城郡牛津町、神埼郡直鳥、同姉川等に於ける溝渠の排列は當時に於て從來の灌排用溝渠を擴大し、連結せしめて防禦的目的をも果さしめたる事、恰も[24]大和平野に於て稗田・伴堂・番條等の諸聚落に於ける環濠が、此處に割據せる諸豪族の防禦遺址なる事を如實に示すと同樣である。斯くして當時の豪族の居館は聚落或は耕地面の字地の名となつて殘る處が少くない。三養基郡餘江・神埼郡姉・姉川の「館」、同直鳥の「館堀」、佐賀市南部の「中館」、同北部の「館橋」並に前記直鳥の「城屋敷」・「内屋敷」等は其の適例である。而して斯かる聚落に於ける防禦的溝渠は近世以降社會不安の一掃されるに至つても、しかも埋立を見るが如き事はなかつた。これ平野面低平にして埋立材料を得るに困難なる事と、何時しか飲用水源として日常生活に、或は灌漑用として水田經營上不可缺の役割を演するものとなりたるた



爲である。されば當時の溝渠の排列には著しき變化を見る事なくして今日に至り、本邦に於ける豪族屋敷村の典型的形態を具へてゐるのである。

以上莊園時代に於ける開發と之に隨伴せし聚落の發達とに就き概說したが、要するに此の時代に於ける開發は平野内部の多數の莊園領主並に諸小豪族の手に依つて行はれ、劃一的方針を缺き灌漑・排水施設の整頓上、陸上交通路の發達上、種々の不利益を齎らしたるも、しかも人間の所有慾を遺憾なく充足せしめたる爲、開發は急激に進展したものと見るべきである。更に聚落發達上に於ては當時が幾多小豪族の割據時代を現出した爲、殆ど都市的聚落の發達を見ず、律令時代の國府に比ぶべきものさへ現れず、多くの小農村聚落と形成せる事に特徴を有し、此等聚落は近世に入りて本格的發達を成就するに至るべきである。

（1）大日本神祇史、佐伯有義氏。
（2）宇佐大鏡。
（3）大日本神祇史。
（4）續日本後紀。
（5）三代實錄卷三十九。
（6）淀姫神社注進狀に擧げられたる土地の現今の位置を推定する事困難なれば、歷史地理四卷所載の邦岡良弼氏「淀姫神社注進狀考註」を參考とし所在不明のもの多數あるも一切之を省く。されば公領・莊園何れも左に算出されたるものより多少虞かりしものと思はれる。

而して佐賀郡以東の田地を擧ぐれば大凡左の如くである。

一、公　領

| | |
|---|---|
| 基肆北郷 | 百五十町八段三丈 |
| 同　南郷 | 三百三十七町三段三丈 |
| 養父東郷 | 二百三十三町二段 |
| 同　西郷 | 百九十三町六段 |
| 義德保 | 七十三町 |
| 生野保 | 七十九町四段 |
| 三根東郷 | 二百六十六町二段一丈 |
| 同　西郷 | 三百九十三町九段 |
| 城崎東郷 | 三十一町八段 |
| 同　西郷 | 百三町四段四丈 |
| 小津東郷 | 百三十三町二段 |
| 山田東郷 | 百七十四町三段二丈 |
| 深溝北郷 | 八十五町一段二丈 |
| 同　南郷 | 百七町五段 |
| 合　計 | 二千三百六十九町九段三丈 |

一、莊　園

安樂寺（筑前）御領　五百七十二町七段



| | |
|---|---|
| 院御領 | 神埼庄　三千町 |
| 同　同 | 巨勢庄　六百町 |
| 同　同 | 川上宮御供田　二十七町 |
| 川副本庄 | 一千六十七町一段 |
| 與賀本庄 | 百二十町 |
| 國分寺 | 百十町三段二畝 |
| 尼　寺 | 三十四町 |
| 貫世庄 | 百八十六町六段二畝 |
| 三津庄 | 五十七町七段 |
| 吉田庄 | 六十町 |
| 綾部庄 | 七十町 |
| 三野原庄 | 四十町 |
| 養父庄 | 二十七町 |
| 中津庄 | 百六十町 |
| 米多庄 | 三十四町 |
| 續命院 | 四十三町四段 |
| 金立社 | 十町 |
| 春日社 | 二町七段 |
| 荒保社 | 十九町五段 |

木官　四町
東屋　三町三段
與賀新庄　六百町
合計　六千八百五十四町一段四畝

隨つて莊・公の比は佐賀郡以東に於て三對一となり、合計段別九千二百二十四町一段となる。但し丈は現今は之を用ひざるも段の六分一の面積を云ふ。

(7)(8) 大日本神祇史。
(9) 雜訴決斷所諜。
(10) 莊園制の崩壞、牧野信之助氏、岩波講座日本歷史。
(11) 龍造寺記卷一。
(12) 本地域內の正應年間耕地面積は總計約一萬町步なる事は(6)に述べたる處であるが、慶長年間肥前國繪圖に記入せられたる田數總計一萬四千三百二十八町九段なれば鎌倉末既に七割近くの耕地面積の存在せしを知る。更に現今の水田總面積二萬二千五百二十六町(昭和七年)の約五割に當つてゐる。
(13) 高城寺文書。
(14) 龍造寺文書。

異賊防禦事。去年十二月三十日關東御教書今月二十五日到來ス。案文如シレ此ノ、早可レ存ニ致ス此旨ヲ一且今年殊ニ有異國用心之間、肥前國中、地頭御家人本所一圓預所等、六番所ルルレ令メニ決定一也、三月九日可クレ致スレ參ニ勤役所ニ一候。仍執テ達如シレ件ノ。

弘安十年正月廿九日　前遠江守(花押)

龍造寺三郎兵衞入道殿

(15) 田賦考佐賀內庫所。
(16) 莊園制の崩壞、牧野信之助氏。
(17) 言泉卷一、落合直文氏。大日本辭典、芳賀矢一博士著。
(18) 光淨寺文書。
(19) 肥前國誌。
(20) 鎭西要略。
(21) 史徵墨寶考證。
(22) 鎭西要略。
(23) 昭和十年七月上旬築城史編纂委員會囑託石割氏來佐され城堀の巨大さに就き述べらる。
(24) 散去並に環濠部落に就いて牧健二氏の歷史と地理二十七卷第二號。

# 第四章　封建時代以降の開發

戰國亂世の時代に於ては强大なる武力を有する者は領域の擴大も意の儘であつたらうが、元和・偃武以來德川幕府の確立に因つて天下は泰平に歸し、もはや武力的侵略に依つては領土の擴大は不可能となり、剩へ人口の增殖も自然の勢となり、加ふるに天下泰平に歸すれば

文運頓みに興りて國民の生活程度は漸く昂まり、更に久しきに及べば奢侈文弱の風をも馴致し、爰に著しき經濟開發の行はれざる限り、天下おしなべて財收の困難を來すに至ることは、これ亦不可避の現象である。隨つて幕政の當路者も地方封建諸侯も、之が對策を考究するに寧日なき有樣となつた。遊逸奢侈の矯正、勤儉貯蓄の奬勵等消極的なる對策と共に、進んで耕地の增加・洪水の防止・水利の統制等により、產業の發達を計る積極的努力の拂はれる事も漸く著るしくなつた。

眼を轉じて近世初頭に於ける對外關係を窺へば、戰國末ボルトガル人の大隅の種子島來航以來、歐人の東漸が頻りで西洋物質文明の輸入は愈々繁くなるに至つた。その進歩したる自然科學の原理を開墾・築堤・土木に應用し、戰國以來の勃々たる雄心覇氣を以て濕地・不毛地の開發を行ひ、地方產業の發達に偉大なる功績を留めた人が多い。

以下筑後川沿岸濕地に於ける開發の大要と、之に隨伴せし肥筑兩藩境界線決定の由來とを述べやう。筑後川は近世に入りても旺盛なる沖積力を發揮し、多くの沙洲を發達せしめた。下[1]田・芦塚（共に福岡縣三潴郡城島町管轄）・浮島（同青木村）・道海島（同三叉村）等は現時に於ては全く筑後川右岸に附着して島嶼の觀を呈せざれども、慶長の頃漸く三角洲として現れ來つたもので、河口の大中島・大野島・大詫間等も稍後れて現れたものである。而して斯の如き筑後川の頻繁なる沖積作用が、久留米以西に於ける兩藩境界線を複雜ならしめた自然



側に於ける主要原因である、市町村の境界にても、府縣の境界にても、可及的に自然的障碍物を利用するを常とするは、吾人の容易に看取し得る處である。山あれば其の峰線に則り、川あれば其の中心或は最深部を以て境界を劃し、人爲的境界を自然的障壁と合致せしめてこそ、始て其の價値を發揮し得るものである。然るに久留米以西に於ける兩縣の境界線は九州一の大河の存在するにも拘らず、右岸所々に深く突入し迂餘曲折を極め、上述せる一般的傾向を裏切つて、本邦稀に見る境界線として歷史地理研究家の等しく注目する處である。

近世に於て筑後川沿岸の開發を計つたのは、兩岸の藩の藩主で、肥前側は一貫して鍋島氏、筑後側は始め田中氏、後有馬・立花の二氏である。此の地域は肥筑兩藩の接衝地域に當り、兩者相關連する處が多いので、爰に筑後藩の開發をも併述せざるを得ないのである。

慶長五年九月關ヶ原の役畢つて、戰國以來筑後に勢力を張つた立[2]花・高橋・毛利・筑紫の諸小侯は皆封を失ひ、田中吉政が大功に依つて筑後全國三十二萬五千石の領主となり、翌年三月入國して柳河に治するや、新進の勢すさまじく力を專らにして筑後川沿岸濕地の開發を行つた爲、此の方面に於て、肥前側は全く壓倒せらるゝに至つた。今、筑後誌・三潴郡誌の載する處を引き、其の大要を說明せんに、筑後誌に

「吉政入國の始に當り筑紫十郡の庄屋・百姓に命じ、葭野新開をなし耕地を廣めん事を奬勵す（中略）、或は浮島・葦塚・道海島等の諸島を開拓し（以下略）

とあり、領域の擴大を念とし潟池の開發に精力を傾注した田中氏の意氣憶ふべきである。右の浮島以下に關しては更に

「浮島は筑後川中の洲渚なり、慶長年間肥前洲の土民邪謀を構へ、來つて葭を植ゑんとす。同郡江島村（現今の城島町南方江島）の村老惣右衞門嚴に之を制して近づけず、後年惣右衞門彼の地に移住し江島村と稱し肥瘦の田畝となる、後年村名を轉じて浮島と號す」

「浮島はもと川中の潟洲なりしを菊池十左衞門慶長十年本郡に來り、名を惣右衞門と改め開墾に着手せしに、對岸肥前の人民來りて之を妨げんとせしも之を斥け、江島村と稱し慶長十五年江島村の所轄とせしが、天和三年惣右衞門一家此島に移住し、有喜島と改稱し寛永年中村名を浮島と改め以て今日に至れり。（下略）

とあり、筑後誌・三瀦郡誌の記事は其の內容略一致してゐる。次に道海島に關しては、

「道海島は文祿年間本郡（三瀦郡）中古賀村の人緒方將監といふ者、筑後川沿岸斥鹵の地を闢き數年にして七町餘の田を得、之を潟島と名付く、後慶長十五年村民を率ゐ肥前人と爭鬪して、對岸蘆荻の地を開拓して更に五十餘町の耕地を作り、中古賀村民を移し一村落を形成せり、卽ち道海島なり。」

とある。慶長年中の肥前繪圖に據れば、此の二島はその對岸（肥前側）の村名（神埼郡千歲村林慶及同村黑津）に因り前者をりんけい島、後者を黑島と呼んでをり、肥前の領有に歸するが至當なるに、筑後民は前揭の諸記事に現れたるが如き、肥前人との激烈なる鬪爭に打勝つて、遂に筑後藩の領域たらしめた。天保初年には既に河道變遷の結果此の兩島は完全に肥前側に附着するに至り、島嶼の俤を留めざるに至つてゐる。

次に此の二島より上流の下田・葦塚に就いて述べる。前揭の肥前國繪圖に據れば、當時に於ては下田村は其の北方葦塚と共に肥前に入れられ、其の南方の三島嶼は何れも肥前島と記入され所轄が明示されてゐる。然るに此の時代の始に於て田中氏の侵略する處となり、元祿十四年の筑後國繪圖には既に筑後領に記入せられてゐる。此の方面に於ける吉政の激しき進出を物語る恰好の資料の一つとして彼が慶長十三年申年に下田・芦塚兩村に與へた下知狀がある。左にその全文を揭げる。

爲ニ御意一ノ申入候

一、下田村
一、葦塚村

右兩村の百姓は所々の汐堤・川堤の普請被レ爲ニ仰付一候、筑後川を相越、餘の普請に相掛り候事被レ成ニ御停止一候間可レ有ニ其御心得一者也

慶長十三年十二月十三日

清水佐右衞門（花押）
荒川勢大夫（花押）

脇坂兵助殿
大野木甚右衞門殿
小犬塚太郎衞門殿
村々庄屋　村々長百姓
散使云々

右の書面は表面肥前側への極端なる侵略を中止する旨を注進するものである。田中氏は開發を速やかならしむる爲、麾下の士を派して（脇坂・大野木・小犬塚等何れも姓あれば、武士なりしを知る）百姓を督勵せしめて筑後川右岸地域に進出しつゝあつたが、其の侵略が餘りに目立ち過ぎたるにてもあらうか、中途に於て中止の命を下すに至つたのであるが、斯かる下知狀を必要とせる程激しく筑後川右岸新地を蠶食しつゝあつたものである。

斯くして沿岸濕地に於ては筑後の進出は遙に肥前を凌ぎ、着々開發の歩を進めたが、これ蓋し筑後農民の開拓に巧にして、進取的氣象に於て肥前農民より優れてゐたためではなくて、其の背景をなす兩地方主權者の勢力の相違に歸すべきであらう。前述せる如く筑後藩の凄き勢を以て積極的に進出し來つたのに對し、佐賀藩當路者は或程度拱手傍觀せざるを得なかつた。筑後側が前述せる如く、當時に於て肥前側を屈服せしめた多くの記錄を有するのに對し、肥前側記錄に之と對照すべき內容のものゝ容易に發見せられないのは、葉隱氣質の佐賀人としては到底錄するに忍びざるものゝあつた故であらう。何が斯かる屈辱的態度に甘んずるを餘儀なからしめたであらうか。他なし、對岸田中氏は關ケ原に於て石田三成を捕へた程の大功を樹て、我が鍋島氏は、役後關東に歸したりと雖も、初めは西軍に與してゐた爲、德川氏との親疎は自ら異り、延いて筑後川沿岸に於ける兩藩迫力の相違となり、田中氏の經營は傍若無人に進められ、筑後川の頻繁なる沖積により境界線の模糊たるに乘じ、速やかに兩藩接壤地域に於ける領域の擴大に努めた事、之である。

されば久留米市[5]西方長門石附近が久留米城の防備上、戰國末頃に對岸筑後に屬したのを始めとして、現今筑後川右岸に於て佐賀縣側に半圓形或は半楕圓形に突入して、著るしく境界線を不自然ならしめる福岡縣管轄區域は、殆んど近世の初頭に於て筑後領に編入せられ、二重鎖國の封建治下に於て濃厚なる筑後の風習を受けて之と融合し、明治維新後に於ける數度の行政區劃の變更に於ても、筑後側より分離せしむることの出來なかつた程で、以て今日に至つたものと見るべきである。[6]現時に於ける之等地域の耕地總面積は、約四百町歩で戶數六百、人口三千三百に餘る。

概ね右の如くにして、筑後川沿岸濕地に於ける肥前側の開發は極めて消極的にして、何等特筆すべきものを見ないのである。されど平野內部の開發は此の時代に入つて、愈々本格的となるに至つた。當時鍋島氏の重臣に、築城・土木・水利工事に超人的才能を有する成富兵庫茂安の出現を見た。[7]彼は豊臣秀吉に其の才幹を認められ、加藤清正等と共に築城に與りし事屢々であつた。彼の業績は治水工事と灌漑施設の改善とに二大別する事が出來る。先づ前者に就いて述べやう。

彼の治水工事中最も顯著なものは千栗（チリク）土居の築造であり、三百年後の今日尙其の恩惠を蒙る事が多い。第一節に詳述せる如く、筑後川は古來洪水を頻發せしめた。其の災害は佐賀市

以東に於て殊に著しく、筑後川の堤防決潰するが如き事あらば、「三根・養父・神埼拔又御城下高尾邊（佐賀市東部）まで水拂ひ（出水の意）來り、一面に大海の如く、數日水滯して殊の外難儀」となり、「就中三根・養父水害甚だしく、人家軒をひたし船ならでは往來叶はざる」が如き場合も折々現れ、「年々の出水床に上る位は常の事」であつたのである。されば筑後川の暴流制禦は佐賀平野東部地域開發の第一要件である。成富兵庫は慶長九年工を起し十二ヶ年の星霜を經て寛永年間に千栗土居を竣成した。蜿蜒三里、三養基郡北茂安村千栗八幡宮下より南方坂口に至るまで、數三十間、高さ四間、辻二間の大堤防で、肥前平野の水害は大いに減ぜられ、人々今尙此を德とし、南化茂安の村名に彼の功績を記念してゐる。其の築堤に當つては「川に沿うて築くべき筈なるに數百石の地面を川中に殘し、遙かに引取つて本土居を築かれしは巧者の仕方にて」水勢を挫き決潰を防ぎ、「本土居を堅固に保つ」上に周密の注意を拂つた事が知られる。此の外治水工事に關する彼の功績は多々あるが、餘りに煩雜に陷る嫌がある爲割愛する事とし、以下灌漑施設に就いて述べる。

佐賀平野は極めて低平にして、脊振山地を出でたる河川の一度本平野に流入するに至れば、急激に流速を減じ來る爲、河川の灌漑區域は漸く狹まり、其の流路より距れる地域に於ては河川の供給を受ける事漸次困難となるのである。川上・城原兩川間の平野の如く溪流の發達著るしからざる處に於て特に然りである。斯かる地域の開發は近世に入り、漸く水の補給を受け得る事となつてから急激に進められるゝに至つた。今疎導要書の載する處を引き、當時に於ける成富兵庫の灌漑工事の大要を述べやう。

一、安良川流域

（上略）安良川右岸幸津村（養父郡）山際の所にて畠地多く水掛惡きにより茂安の思慮を以て此の安良川を分ち山際の方に水を引き田地を仕立てる（下略）。

一、立洗川流域

（上略）此處の作水以前勝手惡く旱魃の憂少なからざるに依て成富の工夫にて五段三步の堤を築き此の川筋（立洗川）に井手を揚て右の堤に引入られしより水旱の憂なく耕作の辨利最宜き由、此の御領堤の始りにて是迄は堤と云物はなき事の由、此の後に成ては村々水掛り惡き場所又は荒野等をも開きて堤を築き耕作を營むやに成たり（下略）。

斯くの如くにして現今山麓部に見られる多くの小用水池は、此の時代に於て初めて成富兵庫の慧眼に依り創設せらるゝに至つた。本地域に於ては用水池を俗につゝみと言ふ。「つゝみ」は「堤」の字を當つべく、用水池の構築に當りては山地の緣邊部に於ける所謂缺稜分派間の谷間を利用し、一方に堤を築きて溪流を堰止めたれば、かく人の努力に依り成就せられたる堤防を以て用水池の代名詞となすに至れるものと思はれる。

一、田手川流域

（上略）惣じて此の地方の村々古來作水の便すくなきに依り、成富の工夫を以て久保山より東の谷々に落る水小川內村の作水に餘りあるを計り、蛤岳の北より山際七百間餘の所に井手溝を築立て山犬岳の西の谷より南へ落し、石動川に打出す樣に計らはれしより今に至て大に耕作の辨利となりたり。（下略）

脊振山地に於ては國境線と分水線とは殆んど一致するも、只脊振村小川內附近に於てのみは一致せず、此の部分の水は筑前側に流下するのである。併し右の如く成富兵庫の工夫に依り脊振山腹の一部を開鑿して筑前那珂川の上流を涵養しゐたりし水を、本平野內に引き來り灌漑水を潤澤ならしめたのである。

一、城原川流域

（上略）此川所々の井手其の外惡水引の仕樣等皆々成富の計らひなり（下略）。

此の地域に於ては灌漑施設と共に排水施設をも按じた事が知られる。

一、日の尺堤の築造

此堤は成富の取立られし由（中略）以前は此邊畠地多く田地寡き所なりしを右の堤を築かれ田地を發かれし由（下略）。

斯くして神埼郡の乾燥地も漸次水田と化するに至つた。

一、川上川流域――市ノ江川流域

（上略）此川筋元和年中茂安古瀨の荒野高尾村より北尾崎（神埼郡西郷村）まで一里半ばかりの所萱野にて耕作の手掛り無かりしを農民に進めて二町、三町づゝの地面を割付て開かしめけるに作水の便利なかりしかば、川上川を分つて尼寺村の界に石井樋を築立水道を開き耕作の助とす。然れども、北、尾崎邊までは右の水掛り兼るにより、是には神崎川を分ち、横落水道を掘て作水に引く、偖て古瀨土井に大井樋を部々て洪水の節は高尾江に引落す樣に計られし故辨利よく作民競ひ爭ひて荒野を開きしにより、田地七千町餘の處御藏入り成りし由也。

前述せる如く、川上・城原兩川の間は灌漑水の供給に最も困難にして、近世初頭に於ても荒野廣く存じゐたりしなるべく、成富兵庫は川上川の水を市ノ江川により東南に、横落水道により城原川の水を西南に導き、以て豐富なる灌漑水を補給すると共に、亦古瀨土居には井樋を造りて排水施設をも行ひ、以て平野の開發に努め、七千町餘の荒野を水田と化した。斯くして此の地方には和泉野・中野吉・傍止野・伊賀屋等の新聚落現れ兵庫村と稱し、彼の功績を記念するに至つてゐる。

斯くして成富兵庫は平野の開發に盡瘁し、荒野不毛地の間に「多」[14]分の新地を見立て、水旱無き樣に水路を見計り、或は時を計りて水分（水量の意ならん）を定め、或は堤を築きて水を湛へ萬代不易の業を殘す」に至つたのである。

以上近世初頭に於ける開發を要約すれば、當時の佐賀藩は筑後川沿岸潟地に於ける領土の擴大は之を斷念し、堰堤の築造、樋管の增設、用水池の設置等により、治水事業と水利系統の統制とを計り、既有地面の質的向上を主眼として之に全力を傾注して行つたのである。されば平野の全面に渉り水田著しく增加し、室町時代に於ける肥前國の總水田面積は一萬三千[15]四百餘町歩なりしに、慶長年間に於ては佐賀郡以東に於て一萬四千三百餘町歩となるに至つた。加ふるに水田の生產能率著しく增進するに至つた。綱吉の貞享年間に於ける人口數は小城郡以聚落數も增加し、其の內容も充實するに至つた。東に於て十九萬一千餘に達し、昭和八年現在の人口總數三十萬五千餘の約三分の二に達してゐる。しかも封建時代に於ける濃厚なる男尊女卑の傾向に因る、女子の戸籍面よりの漏脫を考慮に入れ、女子總數を男子總數に見積るとすれば二十四萬三千餘となり、昭和八年現住人口の六分の五に達したるを知る。以て當時に於ける開發の顯著なりしを、想見すべきであらう。

偖、此の時代の後期に至れば、前述せるが如く財政の困難漸く著しくなり、加ふるに佐賀藩は島原の亂以後筑前藩と隔年に長崎警備の任に充てられをり、其の費用夥しく此の傾向に拍車を懸ける事となつた。されば財政の困難を救はんが爲に產業の奬勵を計るに至つた。殖產興業の局に當る六府方の設置を見たるは閑叟公の祖父泰國公の時である。六府方の山方は總ての山岡谿谷を掌り、里山方は林野・堤塘・溝渠並に瀨海の鹵地等を管し、搦方は前述（第一節）せるが如き有明海沿岸に現れ來る干潟の干拓に當る。田賦考に據れば、從來田籍にも上らず、藩の知行高にも加へられざりし種々の名稱を有する瀨海の新田と、新聚落とを擧げてゐる新土町村・幽靈町村・濱成田等は之であり、之等の地域は此頃より益々開發せらるゝに至つた。

而して一時筑後に勢力を張りし田中氏は近世の初期既に改易せられ、有馬・立花二氏代るに至つてゐる。立花氏は關ヶ原役後柳河城に籠り、德川氏に降りたる肥前軍の攻擊を受けて遂に開城するに至つたのである。されば今や肥筑兩藩の地位轉倒せし爲に、肥前側漸く强硬となり、筑後川口附近に顯れ來りし三角洲に年々搦地を作り、北部に據れる柳河藩と競爭しつゝ「五[21]に潟を爭ひ我劣らじと出精いたす」に至つたのである。されば元祿三年には既に搦地五十町歩の完成を見た。斯くして成就せられたる陸地こそは現今の大詫間にして、北部は大野島として柳河に歸した。

斯くの如く近世に於ける本平野の開發は著るしく、隨つて莊園時代に胚胎せる多くの小聚落は、何れもその內容の充實を見るに至りたるは前述の通りであるが、更に南部地域の開發に隨ひ多くの新聚落を構成するに至つた。慶長の肥前國繪圖は佐賀郡に於て早津江・鹿ノ江・鰡江・飯盛を南限とするが、文政の鄕村帳には大詫間に數個の小聚落と、吉村・廣江・犬井

道・咾分・小々森・大野・作土井等現れ來り、聚落數の增加の著しさも窺はれるのである。近世聚落の特徵的形態を示すものは多く此の新開發地域に見られ、莊園時代の區々たる開發の俤を留むる平野中央部聚落に對し、藩政當路者の劃一的開發方針を示して、聚落並に溝渠は可成りに統一的となるに至つてゐる。此の地方に於ける聚落は一般に潮留堤塘に沿ひて、東西に細長く街村狀形態を呈する點に特徵を有する。これ瀨海地域は土地著しく低濕にして、高燥なる宅地を構成すること困難なれば、堤防四近の高地を選びて聚落の立地するは極めて自然の事と言ふべきである。更に平野の低濕性は陸上交通路の發達を殆ど不可能ならしめ、此等堤防は潮留の役割を果したる後に於ては唯一の交通路として利用せられ、家屋の排列亦街村狀となるに至つたのである。作土井・新村（共に東與賀）、東久・西久（共に久保田村）等の形態は正しく之に該當する。大野・住吉（共に東與賀）等は之より少しく發達し二條の平行道路を挾みて形態稍々複雜化し、犬井道の如く發達速かなるものは既に全く此の形態を脫して、都市的形態に移化せんとするものと見るべきであらう。而して南部地域の景觀上の特徵の一つは、此の地域の生成極めて新しき爲、喬木・大樹全く存せず、堤防上に小松林を見るのみであり、新開地域の特性を發揮する點である。此の地域より更に南に至れば本平野中稀に見る散村の發達せる地域であり、封建末期より明治時代に於て干拓せられたる授産社搦・大搦・大授搦等を主とする。此處に發達する聚落は何れも散村なる現形態にとどまるものにあらずして、發達を累ぬるに隨ひ漸次變化して、平野內部の諸聚落と同樣の形態をとるに至るべきである。勿論密集居住は遠隔の地よりの出耕作を餘儀なくするが、低濕なる地面は著しき盛土をなさゞる限り、孤立家屋を發達せしむべき宅地を與へず、隔離せられたる家々を連絡する交通路の發達を妨げる事前述の通りであり、人間本來の社交性充足の必要上、兒童通學の都合上、電燈取附の便宜上、餘剩穀產の移出上其の他に著しき不便を感ずべき事、容易に察知せられるのである。されば本平野は其の開發の當初に條理制の施行に依り典型的集村の發達を見、莊園時代の開發に成る中央部も、封建以降の開發を示す南部地域も何れも集村の形態をとりて發達し來り、瀨海の幼年聚落亦此の形態に進み行くものと察せられる。

次に此の時代に於ける都市的聚落の發達如何を考察する。近世勞頭に於ける大名の諸子分封の傾向は、鍋島宗家の居城地なりし佐賀の外、小城・蓮池等の農村聚落をして大名の居館地たらしめた。小城・蓮池等は著しき發達を示さざりしも、佐賀は獨り頭角を現して標式的城下町となるに至つた。以下佐賀市の城下町特徵と其の發達の大要とを述べむに。

佐賀市に於ける水路の排列は中世の環濠聚落の特徵を發揮し、舊城を圍んで封建當時の士族屋敷（小路）が人家の分布極めて粗に住宅地を形成し、街路の屈曲著るしく、市の北部には舊時の町人住宅發達して間隔密に排列し近世都市の面目を發揮するに至り、城下町の特徵を尙判然と留めてゐる。市の發達を沿革的に考察すれば、戰國末の平城の現るゝこと未だ稀

なる時、烟眼なる龍造寺氏に依り其の居城とせられ、其の位置本平野交通、經濟上の要衝に當れば、鍋島氏により引續き其の城下地とせられ、漸く發達し來つたものと思はれる。慶安二年佐賀城繪圖に據れば士族屋敷は嚴然と城の周圍を衞り、其の北方に吳服町・魚町（位置を異にして二ケ所）・野菜町・米屋町・材木町等の士族階級の衣食住生活必需品供給場としての商人町の發達を始めとして、既に二十四町を數ふる事が出來るのである。而して貞享前後に至れば八丁馬場の松並木の兩側に興賀・道祖元の二町を加へたるを始めとして、更に上芦町・柳町・八百屋町（位置を異にして二ケ所）等の七町を加へ、殆んど現今の形態を成就するに至りし事が知られ、人口總數も三萬一千餘に達し、神野町等の維新後の合併町村の人口を除ける現時の人口數と大差なきに至つてゐる、以て其の發達の極めて夙かりし事を知るのである。維新後に於ても發達要素に著しき變動なき爲、所々に近代的建築物、學校・官衞等の創設により景觀要素可成りに變化しつゝあるも、しかも極めて遲々たる發達をなしつゝ現今に及んでゐる。

以上佐賀市の發達の大要を述べたが、之に亞ぐ都市的聚落は殆んど現れずして今日に至つてゐる。維新後鐵道・道路網の發達に依り、多くの小農產物集散地並に交通都市の發達を促したるも、著しき商工的躍進行はれざる爲、佐賀市を除き人口萬餘の聚落は小城・鳥栖の二町を數ふるに過ぎざる有樣である。

之を要するに近世以降の開發は、平野全面に亘り耕地の整理を行ふを以て主眼とし、土地は集約に集約を重ねて穀產の增收を計り、瀨海地域の開發は藩政の當路者によりて行はれ、村落發達上にも、溝渠の整理上にも比較的統一ある開發の跡を留むるに至つてゐる。之等は廢藩置縣後に於て可成りによく縣政當路者の踏襲する處となり、更に最近に於ては大規模なる干拓工事を、電力應用の機械灌漑を行ふに至り、今や平野の農業的開發は漸く全きに近からんとするものゝ如くである。

知らず、今後の平野開發の指導的方針と其の實行具體案とは果して如何。

（1）慶長年間肥前國繪圖。
（2）筑後誌。
（3）疏導要書。
（4）（5）筑後誌。
（6）筑後誌、三潴郡誌。
（7）偉人成富兵庫。
（8）疏導要書。
（9）同
（10）同
（11）同

(12)同

(13)同

(14)成富茂安家譜。

(15)拾芥抄。

(16)鍋島直正公傳第一篇。

(17)鄉村帳（肥前）人口は貞享年間改右鄉村帳に據れば

養父郡

四千八十五人

内　男二千五百三十一人

女千五百五十八人

三根郡

一萬二千五百三十九人

内　男七千八百六十三人

女四千六百七十六人

神埼郡

二萬九千四百四十人

内　男一萬八千二百四十六人

女一萬千百九十四人

佐賀郡並御城下、諸町



十萬五千八百十一人

内　男約六千八百人

女約三千八百人

男女の數詳細には判明せず

小城郡

三萬八千二百四十三人

内　男二萬三千九百四人

女一萬四千三百三十九人

合計　十九萬一千八百五十四人

内　男十二萬一千五百七十八人

女七萬二百七十六人

男子に對し女子の數著しく小なれば、恐らく本文に記入せるが如く男尊女卑の當時の社會の一般的傾向より女子の戸籍漏れとなりたる場合を考へ、男女の數均衡を持したるものと斷定すれば當時の人口は男子總數の二倍二十四萬二千と見積り得るのである。而して昭和八年度人口總數三十萬五千餘と大差なきを知るのである。

(18)鍋島直正公傳第一篇。

(19)同

(20)田賦考佐賀內庫所。

(21)疏導要書。

(22)同

(23)鄕村帳。
(24)同

附、柳河藩三善氏が意見開陳書に載せたる『考案繪圖』

良吾云、此考案繪圖は肥前國の地先きに潟附きを少くし、自領の發展擴張を期圖したものである。

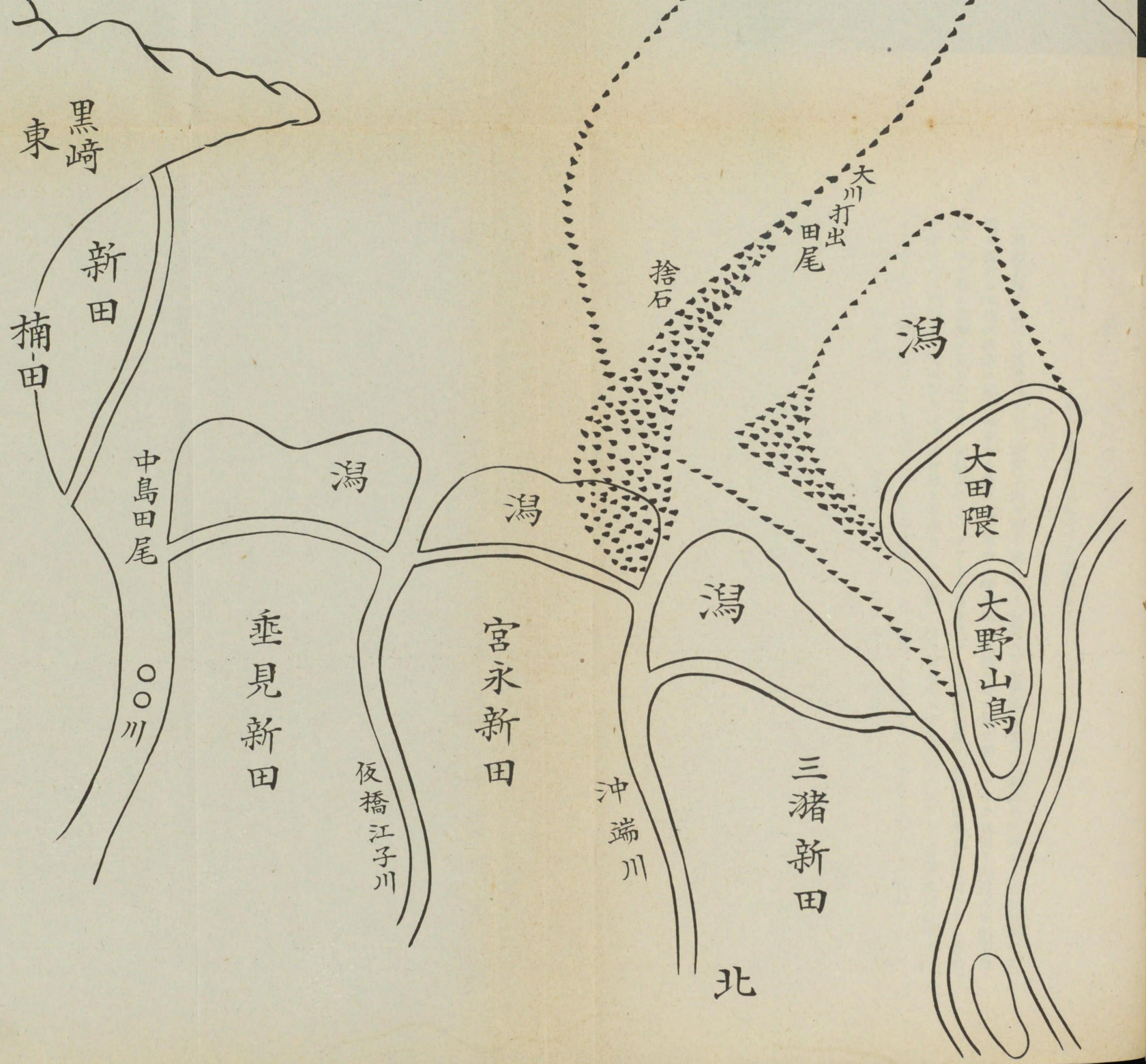
黒崎
東
新田
楠田
中島田尾
○○川
潟
垂見新田
潟
宮永新田
仮橋江子川
潟
沖端川
三潴新田
北
大野山鳥
大田隈
潟
捨石
大川打出
田尾

（柳河藩三善氏記録附圖）

南
山鳥原

三池御領

四ッ山

早米來

大牟田川

田隈

手鎌

捨石

深倉

倉永

黒崎
東

新

筑後川流筋

棄切ノ潮行

西

大川打出
田尻

## （附）三善氏意見開陳書

（原文片假名交りなれば、その儘轉載す。）

肥前筑後ノ堺川ヲ筑後川ト云、此河下海ニ至ル所ニ大ナル嶋有ヲ釜蓋嶋ト云、大野島トモ云ナリ元ハ河州ニテ潟ヲ置テクゞ生ズ次第ニ地面高クナル故ニ寛永年中ニ蘆ヲ踏ム其後土井ヲ築テ圍ヲナシテ新田ヲ開發ス水引不自由ナルガ故ニ高潮ヲ見立テアヲ、引込ムナリ、アヲトハ夏水ノコトナリ其新開ノ前ニ洲出來シテ地面トナル此所ヲ肥前ヨリ開發シテ大田隈ト云、大野島ト連續セリ大田隈ノ地ハ地先南ニ干出テ今ニ至テハ大惣ノ新田出來セシナリ然レトモ其本ハ川洲ニテ筑後川ノ中ナレバ筑後ニ可レ屬ノ所ナリ尤田中公ノ時肥前ニ屬セシ由再城ノ上ニテモ同樣ノコト也又大野島西ノ流ノ川ヲ筑後川ト云ヒ東ノ川ヲ洗ヒ切ト云ナリ昔ハ西ノ川大ニシテ急流ナリシカ今ハ小川トナリテ江子（エゴ）トナル又東ノ川ハ至テ小河ナリシカ次第ニ洪水ニテ洗ヒ崩シテ今ハ大河ト成シナリ爰ヲ以テ古今ノ差別ヲ可レ辨コトナリ大田隈ノ方ハ御手行屆カ故ニ石ヲ入レテ段々南東ヘ新開ヲ築出セリ只今ノ儘ニテ差置カルヽモノナラハ後年ニ至テハ三瀦新開宮永新開ノ地先ノ潟ハ不レ殘洗ヒ崩シテ大田隈ノ潟トナリ三瀦宮永ノ潟ハナクナリテ御堺川トモ可レ成ナリ於レ然ハ垂見新開ノ地先ノ潟モ流失シテ御新開ノ外土居モ崩込テ地面モ潰ルヽ樣ニ可レ成是甚タ以可レ恐コトナリ故ニ宮永御開ノ西南ノ地先ニ沖ノ方ニ向ケテ捨石ヲ多ク入レテドコトナク築出シテ水當ヲ防ギ川筋ヲ自然ト替ル樣ニ斗ヒ、地先ニ能ク潟泥ノ附クヤウニ致度モノナリ又四山ノ岬ヨリ西ヲ向ケテ沖ノ方ヘ段々捨石ヲ入レテ潮行ヲ替ヘ潮先西北ニ向テ推行クヤウニ致ス時ハ肥前ノ地方大田隈ノ南ニ流レ來テ裏崩ヲナシ肥前ノ地先ヲ潮ニトラセテ潟ヲ此方ノ地先ニ呼取リ大田隈ヲ裏ノ手ヨリ崩シ取ノ謀計モ可レ有ナリ

只表ヨリノミ防クコトヲナシテ裏ヨリ崩スノ手段ナキ故ニ肥前ノ者ニ思フ樣ニ致サルヽナリ是智ノ不レ足コトニシテ口惜キコト也、故ニ裏ヨリ崩シ取ノ工夫肝要ナリ尤水ヲ味方ニナシテ勝利ヲ得ルト潮風ヲ味方ニナシテ勝利ヲ得ルトノ差別有コトヲ可辨是肝要ノコトナリ

大野島ハ水引不自由ナレハ天水ヲ以テ田畠ヲ養、耕作ヲナス雨順能ク降年ハ田畠共ニ能登リ、又旱スル年ハ旱損多クシテ登不レ宜、是天水ヲ賴ム場所ナレバ旱損ノ患有コト也扨此旱損ノ患ヲ除テ水ヲ自由ニ養ント欲セハ先ツ東ノ大河ノ水行ヲ量、其水行島ノ地方ニ附テ流ル所ヲ能ク正シテ水當ノ宜キ所ヲ見立、水引ノ井樋ヲ作テ底深ク掛ケ居ヘワリ詰ニテモ能ク水ノ乘ル樣ニ卑クカケ又土居ノ內田一反計ニ如此四角ニ內土居ヲ築回シ其土居ノ內ヲ大池ニ深ク掘リ、キシ搦ヲ丈夫ニ致シ又築回ノ土居ニモ水拔ノ井樋ヲ掛ケ塞蓋ヲ仕付ケ外土居ノ井樋ハ塞フタナク打拔ナルヘシ夫ヨリ堀ヲ縱橫ニ掘リ續ケテ何方ヘモ水ヲ自由ニ引込ミ田畠ヲ養ヒ渴ヲ凌グ樣ニ可レ計ナリ大河ノ水ヲ島ノ內ヘ自由ニ引込ト云コトハ成難キコト也外ハ卑クシテ內ハ高シ扨外ノ卑キ所ノ流水ヲ內ノ高所ノ堀々ニ引込仕方ハ高汐每月朔望ノ前後ヲ考ヘ又雨フリ水增シタル時ヲ量リテ潮ノ一盃ニタヽユル少シ前ヨリ受土居ノ井樋蓋ヲ明テ川ノ水潮ニセキ上テ外土居ノ樋中ヨリ廻リ土居ノ內ノ池ノ中ニ一盃ニ滿チタル時嶋中ヘ水ヲ引込ミ取ルノ業ナリ水ハ下ニアリ潮ハ上ニ浮ミアルモノナレバ河底ノ水潮ニ推レテ內ニ入込メ道理ナリ尤樋ノ大小池堀ノ有コトナリ尤イカナル旱魃ノ時トイフトモ筑後川ノ流水ハ決テ渴スルコトハナキコトナリ、尤樋ヲ掛クルノ時ハ旱魃渴水ヲ度トシテ其度ニ隨テ樋ヲ可レ掛ナリ外又宜キ工夫モ可レ有乎、是又國益ノ本ナリ　（福岡縣史資料）

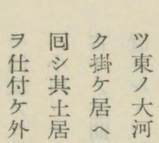


# 第五章　結語

以上四節に亘つて叙述せる處は佐賀平野の自然環境の一班と其の開發の概況である。筑後川の有明海に注ぎ來る顯著なる沖積力を發揮するに至りたるは比較的新しい事で、平野は北部洪積層地域の緣邊部から約百年一粁の割合を以て南漸し、之に隨伴して開發行はれ、蘆荻の叢生せる瀨海斥鹵の地は、逐年肥沃なる隴畝と化し、邑落並び起るに至つたのである。而して平野の自然環境たるや極めて特徵的である。亞熱帶性氣候にして季節風帶に位置し梅雨に因る六―七月の降雨の多いのは水稻の發達、殊に其の揷秧に好都合なるも、併も古來九月の颱風と共に、洪水を頻發せしめる主要原因をなし、八月の雨量小なるは平野中・南部に著しく灌漑水不足地域を現出せしめた。地下水不良なる事は井戸に因る飲料水の供給を困難ならしめ、平野の低濕性は排水の困難を生ぜしめ、併せて高燥なる宅地の發見を殆ど不可能ならしめた。されば平野住民は古來此の利害相半する自然環境への適應に專念し、平野中・南部に於ては灌漑・排水溝渠を掘鑿して以て飲用水源を兼ねしめ、之に伴ふ揚土に依り盛土（もりど）を行ひ以て集村を發達せしめ、近世以降治水工事に精進しては略其の目的を貫徹したるを見た。兎も角も此の一小平野內に於て地人相關の姿歷然と描出せられたるは頗る注目に價する。

而して平野の開發を沿革的に考察すれば、上古大陸文化漸く我が岸邊を侵すに至りし時、平野の住民は逸早く水田經營の技術と灌漑施設の改善を學び、平野の農業的開發始まり洪積丘陵地南部に原始聚落の發達するを見た。大化改新の理想が公地・公民制の實現、中央集權の確立に在りたる爲、土地制度の革新行はれ班田收授の實施に便せんとして口分田の制を設け、中央の威令の及ぶ限り各平野皆條里に依る統一的耕地區劃の出現を見た。されば本平野も中・北部に其の影響を受け、聚落に、溝渠に、地割に條里制の俤を留めて當時の開發の狀況を髣髴たらしむる。而して地方行政の刷新は國郡時代を生み、國府の如き都市的聚落夙くも現れ來つた。奈良朝以後班田制弛緩し私有財産制漸く胚胎して、何時しか莊園時代となり神社・寺院・權門勢家各々其の旺盛なる所有慾のまに〳〵荒蕪地・濕地・沿海干潟の開拓を行ひ、以て財産の增殖に腐心した。されば本邦各平野何れも耕地面積の尨大化するを見た。本平野も此の一般的傾向に伴ひ鎌倉末期に於て、既に現水田面積の半に達せんとするに至つた。當時の開發は莊園内の邑里に割據せる幾多小豪族の手に依りて行はれ、全く統一的開發方針を缺き溝渠の排列と形態に殊に當時の區々たる開發の跡を留め、本平野中最も複雜なる文化景觀を具現するに至つてゐる。併も當時が著しき割據的時代なりし爲、開發の顯著なりしに拘らず、律令時代の國府に比すべき一の都市的聚落さへ發達せしめなかつた。而して莊園の配分と、割分と、初期封建の諸子分封の傾向とに因り、多くの小聚落核を形成し、平野



開發上資する處多大であつた、而して南北朝以後騷亂相續きて社會不安の增大せし事は、當時の聚落が溝渠の防禦的價値を認めて、所謂環境部落の形態を採りしに現れてゐる。織豐時代を經て天下漸く泰平となり、封建制度は完成し、德川幕府の諸侯統制策宜しきを得て元和・偃武以來社會は漸く固定して動亂殆どあること無く、諸大名等しく武力に依る領土擴大の不可能なるに想到するに至り、荒野を開墾し、潟鹵の地を拓き、灌排用溝渠を掘加へて以て水利の統制を計るなど、既有領域の質的向上に全力を傾注するに至つた。世に通常池田の備前、細川の熊本、上杉の米澤等を謳歌すれども、天下おしなべて產業の奬勵に努めたのは當然の事である。本平野も此の一般的傾向に順ひ、開發上劃期的進展を見せた。治水・水利の諸工事に盡瘁した成富兵庫の功績や與つて多きに居るのである。

而して幕末の經濟的窮乏期に入るや、此の傾向は著しく增加するに至つた。當時の開發特徵を示す干拓地と聚落と平野南部に見られ、新開發地域特有の景觀を示してゐる。佐賀城下町の發達亦三百年泰平に歸すべき事勿論である。東の方筑後川沿岸地域に於ては、近世の劈頭德川氏關ケ原の功臣田中義政の侵入を蒙り、右岸所々を經略せられ、泣寢入の形にて現今の境界線が現れ來り、二重鎖國の封建政治は嚴然として之を維持した。維新以後德川時代の藩單位の領域經濟を打破して、漸く國民經濟を成立せしめ、經濟的自由主義の時代となり、人口は急激に增加し、國勢の進展目ざましきものがある。されば本地域も交通機關の發達に、

灌漑方法の改善に、穀産の增收に、隨つて人口の增加に舊來の面目を一新し、剩へ諸種の商工業勃興し來り、經濟形態漸く複雜化せんとするものゝ如くである。而して各時代開發の實狀を物語る如上の遺物・遺跡は時を經るに隨ひ古きものより其の影漸く淡くなりつゝも、尙歷然と平野面の各所に保存され、印刻せられて往年の歷史を如實に物語つてゐるのである。斯く觀じ來れば佐賀の如き西陲の一小平野開發史も、實は大日本國史の一側面を語るものと言ふべく、一國々政の方針並に發展の種々相が、斯くまで僻陬の平野面に深刻に投影せるかは、稍々意外の感無き能はざれども、之れ眞に國家の有機的結合性を具體的に說明するもので、地方史料研究の價値亦此處に存すと謂ふべきでありませう。

## （附）佐賀平野の開發に關する諸家の研究

### その一　筑後川下流平野の開發

本篇は米倉二郎氏の論文を、その儘拜借揭載したものである。

### （一）

九州の西北部は我國中最も海岸線の肢節に富む處である。筑後川は北九州六ケ國に亙る約三千方粁の流域の水を集めて有明海の灣頭部に潮し來り、此處に廣大なる沖積平野を生成してゐる。我々の述べんとする筑後川下流平野とは卽ち此の地域であつて、西は嘉瀨川東は矢部川に至る佐賀柳河の沃野を云ふ。我々は此の平野を論ずるに當り、先づ其の自然環境を叙して住民活動の舞臺を明にする。

有明海は島原及宇土半島に圍まれたる細長き灣入にして、其の潮汐干滿の差は、日本群島中第一位であり、筑後川に於ては五米に達する。故に一度河川によりて海中に搬出されたる土砂も、再び潮流によりて海岸に運ばれ、河川の沖積作用は大いに助長促進さるゝ事となり、尙地盤の隆起も與りて有明海は急激に埋沒せられて淺海となつた。斯くて沿岸には滿潮に隱れ干潮に顯はるゝ干潟を生じた。干潟は水界陸界の中間形態であつて、其の成長陸化せられたるものが現時の平野を成すに至つたのである。今海岸を繞りて隱顯する最大幅員九粁に達する干潟は正に平野の原始景觀を示すものと言ふ事ができる。此の干潟に於ては河川の末流を中心として、數多の澪形成せられて縱橫に貫流してゐる。澪は或ひは江湖と稱せられ、其の下底は干滿の水流により深く掘鑿せられて谿谷狀を成し、其の兩岸は蠣の好んで繁殖する所である。平野の水系は此の潟地の澪に基くもので、潮汐の干滿による淡水の逆流は、筑後川本支流を始め諸川に於て、略高度四米附近にまで達する。此の部分は干潟に於ける澪の延長なれば亦同樣に江湖若くは江と稱せられ、水深大にして、古來舟楫の便に富んでゐる。平野の特種なる風景をなす溝渠は俗に堀と稱せられるが、其の發生の基礎も亦江湖に求むる事を得べしとは、此の地方の產なる農學部古賀敎授の敎示せらるゝ處である。溝渠の下底及兩岸に蠣層の現はるゝもの多きは、曾て潟地に於ける澪筋に當れる事を證するものであらう。溝渠の分布を五米乃至七・五米等高線を以て限らるゝは、此の線が最近に於ける有明海岸なりし事を暗示するものと思はれる。筑後川が久留米地方よりして此の有明の入江に注入するに至りて、其の運搬する多量の微細なる土砂による入江の沖積は急激に進展したのである。五米等高線に當りて溝渠中に蠣層を有する神埼町西部の横武を以て第一次海岸線とすれば、西姉貝塚線は約三粁隔り、和名類聚抄所載の巨

勢蒲田鄕の地は是より更に三粁にして、鎌倉末に於ける海岸なる南里米納津は更に二粁餘、戰國末のそれなる犬井道は更に三粁餘、而して現代に至る迄又三粁餘の前進をなしてゐる。北部程筑後川本流より遠ければ、其の沖積は時間を要ぜしなるべく、鎌倉時代以後に於ては後述する如く埋立により人工的に促進せられてゐるが、今假に、之等の事情を措きて、和名類聚抄所載鄕以南の沖積速度を概算すれば、約百年に一粁の割合に達してゐる。以て筑後川沖積作用の極めて旺盛にして平野の生成甚だ新しき事を知るに足るであらう。筑後川は柔軟なる平野上に、自由に其の河道を選んだもので、地形圖上に明瞭なる舊河跡の多くは戰國時代以後のもので、下流右岸の浮島、道海島等は、河口の大中島、大野島の如く慶長の頃迄は河中の三角洲であつた。平野の土壤は、北なる脊振山塊の花崗岩、東なる高良山塊の古生層、更に筑後川上流山地の安山岩等を母岩として生成せられてゐる。洪積層は平野の北部及東部に於ては七・五米乃至五米等高線附近に迄及び、山麓より平野への漸移地帶をなして居る。該線以下は最も低平なる沖積層の埋土帶である。此處は筑後川を始めとして、その他諸川の運搬物質が有明海に齎され、其の潮流によりて、混合され濾過されて堆積せる處で、本邦に於ける海成沖積層が砂土多くして地味瘠薄なる中にありて、比類なき沃野をなしてゐる。

次に斯くの如き沖積平野の生成に與り、更に是と共に住民の生活を規定し來りし氣候に就いて述べる。九州は內地中最南方に位置し、殊に此の平野に北方に脊振山塊、高良山脈等ありて、日本海斜面と隔てられ、爲に四季溫暖である。亞熱帶植物なる樟が古來繁茂せる事は、肥前風土記が、佐賀の古名佐嘉を樟榮國と解釋せる事をも以ても想像される。降雨は六—七月に最も多い。之は所謂梅雨によるもので、楊子江流域に發生せる低氣壓が、筑後川流域に沿ひて東進する場合に最も激烈である。普通は朝鮮海峽を通過して日本海南部に出づるを以て、此の平野に於ては、さまで甚しくないが、筑後川上流山岳地方は相變らず多量にして、日量二百粍に達する事が少くない。是れ筑後川の流出力を增大して洪水を惹起する主要原因である。又南洋に發生せる颱風が九月初旬北上して九州近海を通過するに際して暴風雨を見ることがある。特にその中心進路を此の地域に取るが如き場合に於ては猛烈なる暴風と豪雨とを齎し突發的大洪水を起す。昭和五年七月此の地を襲ひしものは此の例である。天正六年より大正七年に至る三百四十六年間に現れたる筑後川の洪水總數は百十八回にして、三年に一回の割合を示し、稍顯著にして被害の記事あるもの五十四回にして六年に一回となり、特に激烈にして多大の損害ありしものは十八年に一回現はれてゐる。[3]筑後川の沖積作用の極めて旺盛なるは、主として此の頻繁なる洪水に基くと言はねばならぬ。斯くの如く、六—七月は常に水害に苦められゝ程の降雨があるが、八月は一般に寡雨にして極端なる旱魃を見る事少くない。既往三十五年間に於ける佐賀測候所の觀測によれば、六—七月の降雨量が各々四百粍を超へた年は十二回に及ぶが、八月の降雨量が五十粍に達せざる年が九回現はれてゐる。而して八月は稻の最生長期に當れば灌漑水の必要が極めて大である。此處に於てか、平野に自然に發生せし川及江湖は夙に灌漑に利用せらるゝ事となり、爾來平野の開發は必然的に溝渠の掘鑿を伴ひて起つた。而して、平野の沖積層が有機質に富む粘土層厚き爲、地下水不良にして、井戶による良質の飮料水を得る事不可能であつた故、聚落も亦溝渠を必要とした。斯くて堀多き水田に配するに堀を繞らせる聚落を以てして今日見る如き特種の風景を現出するに至つた。我々は之れより、主として此の特異なる文化景觀の分析を試みて、以て本平野開發の跡を裏けんとするものである。

（1）潮汐表上卷、水路部。
（2）土壤學講義一六八頁、大工原銀太郎博士。
（3）筑後川の洪水と豫報、福岡縣測候所。

## （二）

未だ平野の大部が海底なりし頃、汀に程遠からざりし洪積層丘陵地には、山の幸海の幸に惠まれて人類の定住が始められたであらう。彼等は所謂彌生式土器を使用するに至れるもので、大陸交通の要地たる北九州海岸へは北部山地の諸構造谷を通じて往來され、早くより大陸文化に接してゐたと思はれる。金石併用時代の隆盛は、甕棺に伴ひて出づる多くの鏡銅劍、銅鉾に就て見るべく、やがて多數の古墳群現はるゝや、或ひは裝飾を有し、或は石人石馬等を備ふるものありて、文化の程度と大陸の影響とを物語つてゐる。偖、我國の農業が古來水田による稻作なる事は、古語拾遺、大祓の詞に畔放、溝埋、樋放の類農業の妨害となるべき行爲を、天津罪と言へる事によりても明かで、溝池等の灌漑水供給の施設は、大陸技術の輸入により更に完備するに至つたと思はれる。筑紫田部が遠く播磨の開墾に從事(1)せる事は、卽ち彼等が優れたる技術者たりし故なるべく、又以て此の地域の開發が、極めて古くより起りし事を想像するに足る。されば國造磐井は此處に據(2)りて富强を致し、遂に朝威に反抗する程の勢力をなすを得たのであらう。斯くの如く、文化の發達早ければ、人口の增殖も亦大なりしなるべく、低濕なる平野の開發も、亦夙に起るに至つた筈である。やがて國郡の時代となりて、條里の制の實施せらるゝや、廣濶なる平野に於ては極めて適切なる地割なれば、行はれ易く、又長く維持せらるゝ事となつた。卽ち亂流する川及江湖を整理して井を設け、一は以て灌漑水源となし、他は以て潮汐の影響を絶ち、更に新に多くの溝渠を堀りて、條里の區劃を定むると共に、井水を導きて耕作灌漑に便したものと思はれる。肥前風土記によれば米多の井は、水味鹹にして海藻ありと言はれてゐる。(3)當時は餘程海濱に近かつた事を物語るものであらう。米多、神埼地方及肥前國府の所在地なりし佐賀市北部地域一帶に見る、東西南北の縱橫の溝渠は、正に條里に從ひて起れるものにして、其の呼稱の今尙殘れるものも少くない。此の地域は山麓に近く、灌漑水も得易く、花崗岩砂の土壤にして、排水良好なれば、最初に開發さるゝに至つたものであらう。溝渠の大きさは、幅數米、深さ二―三米にして、一町若くは二町の間隔をとりて、整然と分布された俤を今に明瞭に殘してゐる。

奈良朝末よりの墾田の奬勵は、大化改新の土地公有制の破壞を導くに至つたが、開墾適地廣かりし此の平野には、承和三年神埼郡の空閑地六百九十町を以て、勅旨田(4)とせられしを始めとして、大小の莊園續々として現れしものゝ如く、元慶年間に至れば、時の國司をして、「班給の制は廢れ、國領の調物缺少し、戸口減損し、免課の門、徒に田疇有る(5)」の非を訴へしむる有樣となつた。天慶四年藤原純友の太宰府占領、寬仁三年の刀伊の入寇以來、九州の治政は益々弛み、府司國司等が土着して、豪族となるもの多く、遂に鎌倉幕府の開かるゝに至りて、新補の地頭も加はり、又多くの寺社と共に、競ひて新墾に務めしものゝ如うである。正應五年肥前一國の公領莊園に五りて用途を分課せし、同國一宮淀姫神社の注進狀(6)によりて、當時に於ける佐賀・神埼・三養基の諸郡の田數を計算して、現耕地面積と比較すれば、殆んど六割に達する。以て鎌倉末に於ける平野開發の程度を知る事ができるであらう。偖、國郡時代に於ける平野の開發は主として、國家の手によりて統一的計劃の下に大規模に行はれ、從つて、灌漑溝渠が一定の形式を有した事は上述の如くである。然るに莊園時代に至れば、村里に割據する諸小豪族を中心として開拓が進められた爲に、規模小にして又各地獨立的に行はれたと思はれる、無統一にして錯雜せる溝渠を有する平野の中央部を以て、我々は當時の開發になるものと推定する。卽ち此の地域は概ね低濕なれば、多くの江湖も殘存せしなるべく、開發に際しては、之等既存の水路を其儘灌漑排水溝渠として利用すると共に、又多くの局部的にして連絡なき溝渠を作り加へられたものであらう。而して此の地域に發達する聚落には「牟田」を字とするものが多く存する。牟田とは後世稻一毛作のみよりなし得ざる濕田(7)を呼ぶ名稱なれば、是等

の地域は、その開發の初期に於ては、正に濕田なりしなるべく、此處に發生するに至つた聚落も亦牟田と呼ばるゝに至つたものであらう。斯くの如くして、平野内部の開發が進み、未開地の減少せる結果は、今や是迄蘆荻の叢生に委棄されたりし瀬海の鹵地が、早くも開墾の對象となるに至つた。正應元年日附の肥前國高城寺宛の寄進狀の一通には、「肥前國河副莊三分一方米津土居外干潟荒野一所事」[8]と題され、瀬海の鹵地が贈與賣買される價値を有してゐた事が明かにされてゐる。更に其の四至として擧ぐる所は、次の如くである。

東限米津並東故衙土居　限南米津土居　限西南里前道干潟　限北南里土居

南里は佐賀市南方の東、西、南里にして、米津は米納津、東故衙は東古賀であらう。此等の地は、今や海岸を去る七粁半の所にあれども、當時にありては海濱にして、米津は名實共に米の積出港なりしと思はれる。土居と言ふのは堤防の義にして、瀬海地の開發に當りては、先づ之を穀らして潮汐の侵入を絶つ事が必要である。次に瀬海地は極めて低濕なる爲に、特に排水の要がある。斯くて新開地の外廓を劃する廣大なる排水用溝渠を堀り、其の土を利用して土居を築いたであらうことは想像に難くない。干潟は一般に海岸と平行して發達するもので、その開發も亦平行的に前進して行つた筈である。斯くて此の地域に於ける灌漑・排水・溝渠は海岸線の方向と關係を有し、略東西若くは南北の方向をとる、密接する平行水路と、それに直交して連絡の役をなす、間隔の大なる水路との組み合はされし形式を有つ、佐賀・若津・柳河を結ぶ一線以南の地域一帶の溝渠が、南里・米納津附近のそれと類似の形狀を有するのは、又その起源の同じき事を物語るものにして、該線以南は瀬海地の開拓の結果になれるものと推定する。一般に平野の南方程、山地よりの灌漑水の供給困難となれば、溝渠は漸次貯水池的意義を增大して、その規模も大となり、幅員十米深度五米以上に及ぶものも少くない。

鎌倉末に於ける開墾適地の減少も、一原因となりて、元寇以來經濟的に逼迫しつゝありし地頭等は、衰運に向へる寺社の所有地を蠶食し始め、[9]又五の爭奪となり、中央に於ける南北朝の抗爭は、西陲にも波及し來りて、平野は戰亂の巷と化するに至つた。斯くて平野の農業は多大の妨害と破壞を受けたであらう。然し此の混亂時代の後期に至れば、土豪等も兵糧の獲得の爲に農業を保護し、農民自らも一揆[10]をなして、不法行爲に對抗するものも現れし程にして、平野の農業は破壞されつゝも、反面に於ては、維持建設の努力が拂はれてゐたと思はれる。而して筑後川の沖積作用は、世の治亂に拘らず不斷に營まれて、干潟は逐次に生長しつゝあつたのである。その開發はこの期に於ても行はれしものゝ如く、北肥戰誌によれば、戰國時代末に於ける海岸線は、筑後川左岸にありては榎津南方の一木より、右岸は犬井道、飯盛に至り、鎌倉時代末の南里米納津線より進む事三粁餘である。鹿ノ江・犬井道間の水田に平次郎籠、孫左衞門籠等の名稱を存するは、その開發當事者の名に因みしものであらう。此の地域の溝渠が特に巨[11]大なるは、開拓が漸次進むに從ひ、内部の堤防は、潮留の意義を失ひ、その高さを自然に低下するに至り、兩岸に堀を伴ひし結果は、岸崩れて遂に堀中に消滅する事となり、兩岸の堀が合はされて一つとなつた爲である。現時小々森・唪分・吉村を連ぬる大溝渠中に、中島の点々として斷續せるは、往時の堤塘の名殘りである。鹿ノ江なる威德寺の舊記によれば、戰國時代末の佐賀城主たりし龍造寺隆信は、此の堤塘上に潮害無からん事を祈念して、七社の天滿宮を建立せりと言ふ。前記諸村に於ける神社の位置は恰も之に一致して居る。

平野の開發に於て一時期を劃せるは近世の初頭である。蓋、德川幕府の確立によりて、天下太平に歸し、もはや侵略によりては領土擴張の不可能なるに際し、戰國以來泰西文化の傳播により、進歩せられた築城土工の技術を應用して、更に未だ消えざる勃々たる覇氣を以て、國内の開發が行はれたのである。恰も良し、筑後には新進氣鋭の田中義政が封ぜられ、肥前にありては鍋島氏の家老に成富兵庫茂安のあるあり、彼は日頃加藤清正と親交

ありて、共に築城土功に從ひし事が多かつた。斯くて今や彼等は相競ひて「多分の新地を見立て、水旱なき樣に水路を見計り、或ひは時を計りて水分を定め、或は堤を築き水を湛へ、萬代不易の業を殘す」に至つたのである。肥前に於ける川上（嘉瀨）川と城原川の間の脊振山麓には、著しき構造谷も無ければ、谿流も亦發達せず、當時迄尙原野廣く殘存してゐたが、成富茂安は川上・城原兩川の將に山地を辭して、平野に入らんとする地点に於て、前者より市の江川を、後者より橫落水道を分水し來りて灌漑に便じ、二町三町宛百姓に割付けて開かしめた。今此の地に和泉野・中野・傍止野等の聚落が起りて、兵庫村と稱せらるゝは、彼の名に因めるものである。又神埼町東部の田手川にありては、その上流脊振山分水界附近に於て、北斜面に流入する谿水を、山腹を掘鑿して導き來り、水源を潤澤ならしめてゐる。筑後にありては、本地域の灌漑用水路の幹線なる山井・花宗[13]・太田等の諸川を、矢部川より分水するに至り、殊に太田川水の供給により、干潟の開拓大いに起つた。河口村新田より七ツ家・八ツ家を經て、濱武村崩道に至る本土居は、田中義政の築く所で[14]、紅粉屋開は元和八年、安本新田は寬永元年になつてゐる。尙平野各地の河川及び溝渠にある樋管並びに堰堨等は、この頃より始められしもの多く、斯くて之等によりて水利の統制を行ふ事となつた。爲に從來各地獨立して、只天水を溜むるに過ぎなかつた多くの溝渠は、連絡されて灌漑水の供給を受け得る事となり、これ迄旱魃によりて收穫不足なりしものが、一躍化して良田となり、平野の生産力は、頓に增加するに至つたものと思はれる。

灌漑施設に伴ひて、治水も亦大いに行はれた。古來洪水頻繁にして、平野の生活を脅す事少からざりし、筑後川の暴流も、今や成富茂安によりて制御せらるゝ事となつた。卽ち筑後川右岸北部の千栗八幡宮下より、南は坂口に至る延々三里の間、數三十間、高さ四間、馬踏み二間の大堤防が、前後十二ケ年の長年月を經て、寬永年間に竣工せられたと傳へらる。この地点は筑後川が久留米地峽より、下流平野に入り來りて、東西より南西への方向轉換の位置に當る。洪水に際して、西奔佐賀を犯す水勢を防ぐには、正に急所であつて更に數百石の沃野を捨てゝ、遊水地の設備をなし、堤防の屈曲率も現代の水力學に叶つてゐる事は、以て當時の築堤技術を窺ふに足る。

兩來三百年、肥前平野の水害は大いに減少せられ、土人今尙之を德として、北茂安、南茂安の兩村は、彼に因みて名付けられた。之を始めとして、筑後川沿岸の築堤は、漸次行はれしものゝ如く、肥筑兩藩相競ひて、沿岸濕地三角洲の開發に務むる事となつた。右岸の浮島は、名の如く當時は河中の三角洲であつたが。慶長十五年筑後民此處を占領し、天和三年菊池一家、移住して子孫繁榮して今日に至る。その南方道海島も同じく、慶長十五年筑後の所轄となつた、慶長の肥前國圖に據れば、之等の島は、その對岸の村名によりて、前者を林慶島、後者を黑島と呼んでゐる。その後の河道變遷は、この兩島を完全に右岸に附着せしむるに至つた程であるから、肥前民によつて開發さるゝが、自然であつたらうと思はれるが、斯くの如く筑後側の占領に歸したのである。之は當時筑後には田中義政在國し、彼は關ケ原の功臣であり、一方肥前は嘗て西軍に屬せし外藩であり、兩者の幕府との親疎の間隔が、肥前農民をして、泣寢入せざるを得ざらしめた爲であらう。河口の大三角洲は、始め二個の島として顯はれたものが、後に連絡せられて一島となつたもので、文祿の頃より、北部に筑後の農民、葦を植えて潟地の成長を待ち、寬永十年に至つて、新田を築いたと云はれる。肥前民も南の島に據つて、潟地の埋立を始めたようである。今や筑後にありては田中氏除かれ、立花氏再封されし時であり、立花氏は關ケ原後柳河に籠り、關東に歸順した、肥前軍の攻擊を受けて開城せる事あり、兩藩の地位逆となりし爲に、肥前側讓らず、遂に北部は大野島と稱して柳河に、南部は大詫間と稱して佐賀に屬する事となつた。斯くの如き不自然なる境界は、二重鎖國の封建治下に於て、嚴然と維持せられし結果、今尙福岡・佐賀兩縣界をなす。

斯くて平野は近世初期に於て、殆んど餘す所なく開發し盡され、唯本地域の東部なる西牟田村の洪積臺地が、

寶曆年間に開墾されし以外は、德川時代を通じて、農業地域の發達は、海岸に於ける干潟の干拓地に於て見られたのである。殊にその中期以後、藩の財政窮乏を告ぐるや、新田開發は最も有利確實なる富源なれば、佐賀藩の如きは、其の殖産興業局とも言ふべき六府(16)方を直營した。六府方掛の名を傳へるものは、その干拓に係るものである。更に明治新政府に至りて、封建制度瓦解の爲失職せる武士階級を歸農せしむる必要に迫られて、當局が第一に着手するに至りしものも、やはり拓地開墾にして、授産社掛の名今に存するは之に基く。之等の新田は後期になれるもの程、その規模大にして、灌漑排水の溝渠は極めて計畫的となつてゐる。

之を要するに、筑後川下流平野は、其の始め、蘆荻叢生せる廣漠たる沼澤干潟の地であつたが、山麓地域より漸次開拓進み、遂に鎌倉末期に及んでは、略平野內部の開發成り、瀨海地方の新田が現はるゝに至つた。而して近世初期に至つて、平野は完全に水田化され、その後は干潟の干拓を以て今日に及んでゐる。現時、本地域內佐賀縣側に於ける工事中のものは五百六十町(17)、見込地は八百町(18)に達してゐる。實に本邦諸平野の多くは最早耕地の擴張見込僅少(19)となりし時に當り、古來の開發になる筑後川下流平野が、獨り今尙開墾適地廣大にして、米作地としての重要性を益々增加し得るは、是れ主として、筑後川の沖積作用に負ふ處である、本地域の開發に有する筑後川の意義は、エヂプトに於けるナイルのそれにも比肩し得るであらう。

（1）播磨風土記、揖保郡佐岡の條。
（2）日本書記、繼體天皇二十一年の條。
（3）肥前風土記、三根郡米多鄉の條。
（4）續日本後記、承和三年。
（5）三代實錄、卷三十九。
（6）淀姬神社注進狀考注、歷史地理四卷、村岡良弼氏。
（7）田賦考、佐賀鍋島家內庫所藏。
（8）佐賀文書纂、高城寺文書。
（9）古事類苑、地部、筑後國歷史古文書。
（10）北肥戰誌、二八四頁。
（11）第六圖參照。
（12）成富茂安家譜。
（13）第五圖參照。
（14）南筑明鑒、七十頁、筑後地誌叢書。
（15）福岡縣三潴郡誌、六二六頁以下。
（16）鍋島直正公傳、第一卷八一頁。
（17）第二圖參照。
（18）佐賀縣統計圖集、昭和四年第一圖參照。
（19）土地利用及開墾事業要覽、第六次。

## （三）

此の章に於て我々は上述の如き農業地域の擴大に伴ひて、漸次平野に展開して行つた聚落の發達を論じ以て平野開發の次第を更に明らかにしたいと思ふ。

本平野最初の開拓を示す條里制の施行せられし地域にありては、聚落も亦當時の村落制によつて、設定せられしものなるべく、今尙里が字として用ひらるゝもの多數存在してゐる。例へば神埼町附近の野目(1)ケ里・曾根ケ里・曙ケ里等の如くである。之等の里は、大化改新に於ける、五十戶(2)を以て一里となしたものが鄉と改稱せられて、更に鄉の下に認められた、聚落としての最小單位としての里である。本地域の筑後川以東は、肥前風土記に於け

る三根・神埼・佐嘉、三郡の地であり、その聚落數は各々鄉陸所里十七驛壹所、鄉玖所里二十六驛壹所寺壹所、鄉陸所里十九驛壹所寺壹所であつて平均里三を以て一鄉を形成して居た理である。肥前風土記が奈良朝の編纂になる事は諸家の研究[3]の一致する處である。今、五十戸一鄉の制が當時にありては、單に法文として止まらず實際に行はれたものとするならば、一里の收容せる戸數は平均二十であつた事となる。之は里と稱する聚落の現況よりみて略適當なるものであつたらうと思はれる、聚落の型態は長方形若くは方形であつて割合に整然たる宅地區劃をなし、概ね北部に神社を設け、又繞らすに堀を以てしてゐる。而して、略同大の聚落が略同一の距離間隔を保つて分布されてゐる。之等の聚落景の諸特長は、近畿の諸平野に見らるゝ小川博士の所謂垣内[4]式村落のそれであつて、斯かる景觀の類似は、自然環境の相似たる事より起るは勿論、之等の聚落が條里制なる一つの農村計畫の下に、人爲的に設定せられたものなる事に起因する處が大であると思ふ。斯くの如き型式の村落を呼ぶ名としては、その語意に關して異義多き垣内に代ゆるに、聚落の成立從つてその型態を規定した條里を以てするが、より妥當である。小川博士も既に提唱せられし如く、斯かる聚落はその成立上、條里式村落と稱すべく、その型式上石橋博士の所謂格付と稱すべきであらう。神埼町附近の條里式村落に就いては、尚稿を改めて詳述したいと思ふ。

筑後川左岸なる筑後に於ても條里制は實施せられた様である。而しながら、本地域内なる三潴・山門兩郡の地は筑後川の氾濫を常に蒙つた低濕平野であり、往時、聚落は屢々流失消滅の災に遭つたと思はれ、條里式村落は今日之を認むる事は困難である。天慶年間上錄せられたる筑後國神名帳[5]によれば、本地域の大部分を占むる三潴郡のみにて六十二社を擧げてゐる。聚落の總數も恐らく、この數に近かつた事であらう。和名類聚抄に、就いて見るに肥前風土記に比して遙かに鄉數の減少せるは、前者に缺脫ある爲か鄉の内容が變化した爲と思はれる。現在その位置[6]を推定し得るもの十六鄉に達するので、略當時に於ける聚落の分布を知る事ができる。即ち上は五米等高線以上の、洪積層の丘陵、山麓に所在する先史以來の聚落より、下は現平野の略中央部に迄及んでゐる。聚落の總數より考ふるもこの地域内の平野の開發は既に中古にあつて餘程進展してゐたと言はねばならぬ。

下つて、鎌倉時代に於ける平野開發の狀態は、佐賀文書纂所收の諸文書によつて、伺ふ事ができる。今、之に就いて肥前神埼莊の鄉里を拾へば十鄉[7]三十餘里を得る。尚この他に里と稱せざるもの數村あり、中四ケ村は加納又は用作と呼ばれ、莊園の據大に伴つて發生した聚落である事が明らかである。而し當莊は、肥前風土記の神埼郡一圓に亙つたもので奈良時代既に九鄉二十六里を算してゐる。從つて鎌倉時代に至る、聚落の增加は極めて僅少であつた理である。之は、神埼郡が、古代に於て既に三根郡を分つた程に開拓が進んでゐた結果に他ならざるべく、當時代の開發は、更に南方地域に於て盛んであつたと思はれる。即ちこの方面に多く見らるゝ古賀[8]なる聚落は空閑と同じく荒野の新開發村であり、牟田[9]は前述の如く沼澤性濕田のそれであつたと思はれ、之等は何れも莊園の發展時代になつたものと思ふ。斯くして發生した、莊園聚落は多くは莊、村、等と呼ばれ、從來の鄉里と共に並び稱せられたようである。平安朝の末期以來莊園の實權は、漸次村里に土着せる豪族の手に歸して行つた事は前述せる處である。

而して之等土豪の所領は鎌倉時代に於ては多く何々の名と稱せられた様である。例へば、市丸・松丸、等の如く、人名を冠したものもあるが、主として末吉・福益・富吉・恒松等の如く、土地の豊饒とその永遠の繁榮とを意味する佳稱を用ひてゐるものが多い。（龍造寺文書、光淨寺文書）斯かる例は近世以後の新田に於ても見らるゝ處で、之等の諸名は當時に於ける新開地であつた事を物語るものと思ふ。此處に發生した村落も、その名稱を稱したもので、今日迄傳つてゐるものもあるが、多くは、混雜を避ける爲か、その後改稱[10]せられたようである。而し

て王朝時代莊園の封建的所領への變革の課程に於て、行はれた處の下地均分（折中）[11]は、當時に於ける所領の諸子分配の制と相待つ、莊園の驚くべき地域的分割を實現したものであり、隨て、この事は從來の莊園聚落の分裂を惹き起すべき動機となつたと思ふ。例へば、甲ノ馬手・乙ノ馬手・丙ノ太田・東古賀・西古賀・北矢賀部・中矢賀部・南矢賀部・上八院・中八院[12]・下八院等に於て見る如く一の聚落が、或は甲乙丙丁、或は東西南北、或は上中下等を冠して分裂增殖した例が本平野に於て、非常に多く認められる。之等の一部は既に古代に於ける聚落の分置に依るものであるらしく、又其一部は近世以後の荒野干潟の開發に係るものであるが、その大部分は、實に、鎌倉時代より足利初期に亙る莊園分割時代に胚胎せられたものと思ふ。斯くの如きは獨り、筑後川下流平野の特異現象ではなく、例へば豊後國大野莊[13]、紀伊國木本莊[14]等に於ても伺はれた事實であつて、恐らくは全國に亙つて普遍的に行はれた現象であらう。眞に當代は我國家聚落發達史上一時期を劃せる時代であると云ふも過言では無からうと思ふ。

而らば、斯くの如くして展開して行つた中世聚落は、如何なる型式を有したであらうか本平野の自然環境に於て、聚落の形成に對して、決定的影響を及す處のものは、既に前述せる如く、平野の沖積極めて新らしき爲に、土地は概ね低濕である事、且又地層の上部は有機質に富み、往時の鑿井術を以てしては、地下深部の良質なる帶水層に到達する事不可能なりし爲、飲料水は之を地上水に仰ぐの他なかつた事である。此處に於てか、多くの民家は、宅地を高燥ならしむる爲と、飲料水を手近かに備へ置く事の必要より、常に溝渠を掘鑿して、その掘上土を以て宅地を高むると共に、掘跡には天水を溜め、或ひは河川水を導入し來りて、飲用に供したと思はれる。而して、當時の社會は初期封建のそれであつて聚落の統制は土着豪族によつて行はれたものである。故に中世聚落が之等土豪の居館を中心として形成されたであらう事は、想像に難くない。當時の發生に係る聚落の多くが、その中央部に當りて、館若くは屋敷と稱して、溝渠に圍繞されたる地區を今尙存するは、卽ちその遺跡であらう。而して、この館に於ける溝渠は、飲用の他に要害としての意義が加へられたものであり、この傾向は、中世の社會不安の增加と共に强くなつて行つたであらう。かくて溝渠は單に館の守りに止まらず、隨て聚落全體の保護の爲に、既存の飲用灌漑用溝渠が擴大連絡せられて聚落を圍繞する、壯大なる環濠を形成するに至つたと思ふ。殊に戰國時代に於ては、平野の豪族には他に何等據るべき地の利なき爲、皆その根據地に數重の要害濠を掘鑿して、外敵に備ふる事となつた。當時に於ける之等平城の遺跡は、平野中隨處に存在し今尙城濠の俤を傳へてゐる。斯くて、本平野に廣く分布して、標式的な特異景觀を呈する、堀を繞らせる聚落の多くは、その成立上、小野武夫博士の所謂豪族[15]屋敷村でありその形式上、牧野信之助氏の所謂環濠部落[16]と稱さるべきものであり、この時代に形成せられたものと思ふ。之等の中世聚落は、平野の全面に亙りて略々均一的な分布狀態を示してゐる。之は、本平野の地形地質を始めとして、自然環境の一樣性の爲に、平野の開發も亦同樣に進展して行つた事によると思ふ。尙聚落の立地に關する重要なる規定因子としての飲料水は、本平野にありては、之を溝渠に仰ぐを以て、良質にはあらざれども、飲料に資すべき水は隨意隨處に求め得られた事も與かつて力があつたであらう。この他當時の交通路も聚落立地の考察上見落すべからざる要件である。而しながら、その影響する處は、都邑的聚落の分布に於て決定的であるが、農村聚落に對しては、當時にありては左程重視すべきものではなかつたと思はれる。故に、本稿に於ては、只本平野の陸上交通路は溝渠に障碍せられて甚しく發達遲れ、交通は古來主として水運によつたものであり、平野に於ける小都邑の多くは河津として成長して來たものなる事を云ふに止め、之等に關しては尙稿を新にして述べる事にする。

近世初頭に於ける平野の開發は、前述の如く劃時代的のものであつたが、その意義は、新地の開拓よりも既存

耕地の土地改良を爲した事に重要性を認めねばならぬ。卽ち、灌漑排水設備の完成は、平野の全面に亙る水田の生產力を向上せしめたであらうし、之は嚮て前時代に胚胎した多くの聚落の人口增加を來し、內容の充實となつて現はれたであらう。慶長九年に於ける筑後國三潴郡の村數は百三十五ケ村であつた。而て元祿十四年の筑後國圖によれば百四十七ケ村となつて居る。之に於ける聚落の增加は、筑後川沿岸三角洲及海岸の干潟の新開發村と柳河往還沿線の街道町の發達であつて、他の一般聚落は最早靜止の狀態にあつたようである。卽ち當時に於て本平野の聚落は壯年期の段階に達したと云ふ事ができるであらう。近世聚落の型式として特長的なるものは、干拓地に於ける所謂開發新田村のそれである。蓋、干拓の潮留堤塘は、低濕地に於ける最上の交通路となるので、聚落は、之に添ひて自然に街村の型式をとるのである。例へば柳河町南方の兩開村の諸聚落の如くである。その發達せるものは、佐賀市南部の大野・住吉等の如く、更に平行路を增加して二線となり、東方の犬井道に至つては遂に市街狀をなせるを見る。筑後川沿岸に於ても、堤防は同樣の原因によつて聚落の立地を現定してゐる。而して之等の聚落も亦溝渠を伴ふのである。溝渠は、最早要害である必要は無くなつた爲に一般に小規模であり、民家列の前面若くは背面に、一直線をなしてゐるものが多い。而し低濕地方に至る程、地下水不良にして飮用水源としての溝渠は聚落にとり缺ぐべからざるものであつたのである。

以上を以て、我々は略、本平野に於ける農村聚落の發達を管見し得たと思ふ。約言すれば、村落の展開は農業地域の擴大に從つて起つたもので本平野に於ては既に奈良朝時代相當の聚落があつた。而して平安朝に於ては更に多くの莊園聚落が現れ來り、之等は鎌倉より足利期に亙る莊園の封建的所領への變質時代に於て、分裂作用を起して多くの聚落核となつた。斯くて近世以後それ等の幼年期聚落が內容の充實を見て今日に至つてゐるのである。平野の自然環境に支配せられて、水田が灌漑排水用溝渠を伴つた如く、聚落も亦飮用水源としての溝渠を必要とした。かくて平野住民の經驗した各時代の社會狀態は溝渠の上にも投影せられて、本平野の特異なる種々の溝渠が展開せらるゝに至つたのである。卽ち、强力なる中央集權を行はんとした奈良朝の郡縣制度の時代に於ては、平野の開發が統一的な條里制によつて行はれた爲に、灌漑溝渠は幾何學的正確さを以て配置せられ、この中に設定せられた條里式聚落に於ては、小川博士の意味せらるゝ如き垣內をなした溝渠が現れたであらう。莊園時代に入るや、前代の劃一主義は破れ、溝渠は、その水田に於けるとを問はず、極めて不規則なものとなつたであらうし、嚮て封建社會となり、世情騷然たるに及んでは、溝渠の障碍性が大いに强調せられ、水田の溝渠は外敵侵入を防ぐべき第一線となり、聚落は環濠によつて守らるゝ事となつた。近世以後に於ける干潟の大規模干拓に於ては、又一つの統一的計劃の下に、水田の溝渠も聚落のそれも營まれたものである。溝渠の、之等のあらゆる時代の社會的變容を貫いて、その根底にあつて變らなかつた處の存在意義は、實に飮料並に灌排水用としての必要であつた。之は平野住民が生存し、生產を行ふ上に缺くべからざる根本的要件であり、之を溝渠以外の方法によつて充足せしめん爲には、人類技術の劃期的進步が要求されたのである十三圖は、佐賀縣衞生試驗場の大正十五年度の調査になるものである。以て溝渠が聚落にとり現在に於ても尙如何に必要なものであるかを伺ふ事ができるであらう。

（1）第四圖參照。
（2）日本經濟史の研究下卷、內田銀藏博士一五四頁以下。
（3）肥前風土記に就いて、歷史地理五十八卷三號、井上通泰博士。肥前風土記の研究、松尾禎作氏。
（4）人文地理學研究、小川琢治博士五三頁、二五二頁。
（5）續群書類從、第三輯神祇部。
（7）主として、東妙寺文書、弘安四年蒙古合戰勳功賞肥前神埼庄配分事による。

（8）倒叙日本史、鎌倉幕府編、吉田東伍博士一二一頁。
（9）前揭、歷史古文書に田畑屋敷牟田荒野等と言はれ、牟田と荒野を區別してゐる。
（10）光淨寺文書に、元安松名近年號藤本とあるは、その一例である。
（11）歷史古文書、筑後國三潴莊木室村北分內田地事。（中略）右件地者、領家地頭折中之間、領家御進止分也、但此村者、南北共、去元享元年雖被定置鷲尾金山院鎭守新春日社御供料所云々とあり。之によりて折中の行はれてゐる事を知ると共に木室村が南北に分れてゐた事を知る事が出來る。現在中木室、本木室村あり。
（12）歷史古文書、（前略）當國三潴莊八院村中分一方（領家方）云々。此處に云ふ八院村中折は、卽ち中八院の起原であらう。
（13）庄園村落の封建門知行、歷史と地理二十六卷、牧健二氏。
（14）東大寺領木本莊、歷史と地理二十九卷、西岡虎之助氏。
（15）日本村落史考、小野武夫博士。
（16）散居並に環濠部落について、歷史と地理第二十七卷一、二、三。
（17）筑後地鑑に據る。

（四）

筑後川下流平野の開發に、必然的に伴ひて起れる數多の溝渠は、密度大なる地域にありては、水田面積の二割に達し、平野景觀の支配的要素をなしてゐる。我々は此の溝渠の將來を論じて本稿を結びたいと思ふ。溝渠掘鑿の意義は灌漑・排水・飮用・防禦用にあつた事は上述の如くである。而して溝渠が今日迄、維持され來りし原因には、今一つを加へねばならぬ。それは、之等の溝渠が發生極めて古き爲、岸には蘆荻叢生し、水面には水中植物群生して、それ等の枯死せるものは、溝渠の下底に沈積して窒素肥料分に富む淤泥となる。この淤泥は、古來毎年水落期に掘り上げられて水田の肥料とされた事である。之によりて、溝渠は益々其面積を增大する事となつたと思はれる。扨、而らば、溝渠の發生、並びに其の維持に關する、之等の諸原因が、今後の溝渠の存續に對して尙主張さるゝや否やを吟味しやう。

先づ灌漑に就いて述べんに、山麓より平野の五米等高線附近迄は主として自然灌漑可能にして、溝渠は只導水路の意義を有するに過ぎないが、南下するに從ひ溝渠は貯水池的意義を有する事は前述の如くである。この点、大和・河內平野に於ける溜池に匹敵するものであるが、溜池とならずして、溝渠の型態をとれる所以は、この平野が極めて低濕なる爲に排水の必要大にして溝渠は排水路を兼ぬる事と、溝渠は干潟時代の澪に基く自然發生的部分を基礎として發達した事にあると思はれる。平野の溝渠は灌漑を始むる時に當りて、近世以來の水利系統によつて一度滿水さるゝに止まる。その後は灌漑水供給の河川の多くは、山麓地方水田の自然灌漑に消費さるゝを以て、平野の溝渠は灌漑期間の水量を充分貯溜し得る事が必要とされ、その面積深度が極めて大なる事は上述の如くである。而して溝渠水面は常に水田面より低き爲、何等かの方法により、灌漑水の汲み上げがなされねばならぬ。佐藤信季[1]が此の地方を旅行せる當時は、「一斗六―七升許を容るゝ薄き板にて、口の開きて底の小さき桶を造り、口と底の兩端に繩二條をつけ、二人水口の左右に立ち分れ、この桶を投込んでは田地へ刎上げて」灌漑せるもので、「仕馴れざれば出來難き業」なりしと言ふ。寬政十二年幕吏が此の地を巡見[2]して民情に就いて案內の庄屋と問答をなしてゐる。「一里塚西側に水車三丁續け相踏居候を、水車はこなたにて出來る哉と御尋ねられ、當領にて出來候由申上候。」「東野ケ里三本松南にて、作水汲み居候を御覽被成、車にて踏み候が早く候か、打桶にて汲候が早く候かと被仰候付、車にて踏み候が早く御座候由申上候」卽ち之によつて見れば、當時にあつて、打桶と水車とが並び行はれてゐたのである。打桶は、もはや行はれざるも水車は最近迄平野全般に亙りて用ひられ、北部地方は今尙之を使用してゐる。旱天二十日餘に及ばんか、溝渠の水位低下するを以て、前記の問答

にある如く、三臺乃至四臺の水車を以て階段的に踏み上げて、辛じて、稻の枯死を防ぐのである。而るに大正二年以後に至りて、筑後川の、本流及江湖より揚水ポンプによりて、始めて灌漑水を補給し得る事となり、(3)平野の大部分は、相當の旱魃に際會するとも、尙常に水車一臺によつて踏み上げ得る事となつた。更に大正十年以後は南部地域にありては、二―三馬力の小電動機により、平均五町歩の水田に溝渠より直接揚水灌漑(4)をなすに至つた。斯くの如くして、筑後川水の補給を受け得る地域にありてはとせざるに至つたのである。

次に排水に就きて述べんに、實に高度五米以下の低濕平野に於て、水田の殆んど全部が裏作可能なる事は、溝渠の排水的利用頗る大なる事を物語るものである。筑後川下流及平野內部に迄發達する江湖は、潮汐の干滿による淡水の上、下流により、下底掘鑿せられて一般に溝渠より深く、尙干潮時に於ける水位の差は甚だ大なるを以て、之を利用して排水されるのである。卽ち灌漑期にありては、江湖及筑後川に面する樋管を閉鎖して、灌漑水を貯溜し非灌漑期になれば、之を開放して溝渠水を放出する。斯くて溝渠は二―三米乃至四―五米も減水して水田の乾燥が可能となるのである。溝渠に沿ふ水田の地價が、而らざるものに比して、一般に高いのは、排水良好なる前者が收穫大なる爲に他ならないのであつて、排水路としての溝渠存續の必要は將來と雖、毫も變化せられないのであらう。

次に飮用水と溝渠の關係は如何と言ふに、平野の地下水不良にして、幼稚なる鑿井術を以てしては良質の帶水層に到達する事不可能なりし爲に、飮料水は盡く溝渠に之を求めて來た事は上述の如くであるが、この二―三十年來上總掘が用ひらるゝ事となり、始めて、飮料に適する井戶を得る事が可能となり、漸次普及の形勢にある。然れども眞に良質なるものは南部地域に於ては甚だ得難く、多くは只衞生上掘の水を飮むに勝る程度のものが多い、佐賀市及柳川町に於ては最近千尺に達する鑿井を行ひ、以て水道の水源井としたが、水質何れも不良である。斯くて飮用水用としての溝渠の意義は、漸次失はれんとはしてゐるが、尙一般の使用には溝渠は甚だ便利なるを以て、衞生上の危險にも拘らず、今後急激に埋立を見るが如き事は先づ無いと思はれる。

溝渠の障害性は現代に於ては何等の意義を有しないけれども、一度掘鑿せられた要害的溝渠は、多くはその意義を變化して、或ひは灌漑水用として、或ひは飮料水用として今日迄存續され來つてゐるのであるから、將來と雖亦同樣であらう。

只淤泥の掘上げに至つては、近時農業經營の進步の爲に、金肥の使用盛んとなり、漸次行はれざるに至り、溝渠は淤泥の沈積に委せられて、餘程淺まりつゝあるものと思はれる。

之を要するに、溝渠は大體に於て縮小せられんとする傾向にあるものと言ふ事ができよう。されど窮局に於ても、水田の排水に充分必要なる溝渠は、之を保存せらるべきであらうし、又例令、不必要なる水面と雖、埋立つべき材料を得る事困難なる此の地域にありては、一朝一夕に之を消滅せしむる事は不可能であらう。斯くて過去一千有餘年に亙りて營まれたる之等の溝渠は、尙依然として存續せられ、筑後川下流平野の特異なる景觀を維持して行くものと思はれる。

（1）溝洫錄、佐藤信淵家學全集上卷二六九。
（2）寬政巡見錄、佐賀鍋島家內庫所藏。
（3）三潴郡耕地整理共同會誌。
（4）農村電化の一大事蹟。

〔追記〕本稿の草案は昭和六年一月京大史學科地理專攻の卒業論文として提出せられたもの一部であります。筆者は此の未熟なる鄕土の調査が、多くの獨斷と偏見に充ちてゐるであらう事を恐れます、鄕土史鄕土地理研究の聲盛んなる時に

當り諸先輩の御叱正を切に願ふ次第であります。

尙有志諸賢は二萬五千分一、佐賀北部・同南部・七ツ家・久留米西部・羽犬塚・柳川等の諸地形圖を參照せられん事を希望します。最後に本稿を草するに當つて、貴重なる資料の閲覽を許された佐賀鍋島家内庫所、久留米篠山神社々務所、佐賀・福岡兩縣廳圖書館を始め、多くの御助言を賜りし鄕土の先輩各位に對して深甚なる謝意を表したいと思ひます。

## その二　有明海北岸低地に於ける土地と生活に關する記錄

本篇は松尾俊郎氏の論文をその儘拜借掲載したものである。

### （一）

九州有明海の北部海岸の低地は、過去の有明海の北部が、諸川の排泄する在砂の堆積によつて埋められた、極めて低平な沖積地である。此海の南部には相當深い個所もあるが、前海の最深部は十四尋を超へない。殊に北部海岸は筑後川をはじめ、矢部川・嘉瀬川・六角川・鹽田川・鹿島川等の諸川の注ぐ處で、非常に遠淺で、海岸から十粁或は二十粁に至るも尙三尋を超えない位であつて、しかも海岸から數粁の幅に亘つて、泥土の堆積（沿岸に堆積した黑色泥土で、滿潮には水面下に沒するも干潮には干上つて、一面の泥海となる部分を、此地方で潟（ガタ）と云つてゐる）がある。

諸川の河口に於ける沖積作用は益々進行して、北部沿岸の陸面は年々沖へ伸張して行き、干拓事業と相俟つて、新地の面積が次第に增加す。又此海の特色として、潮汐現象の著しい事は周知の事で、潮汐干滿の差は、六角川の川口近き住江港に於て、春秋の潮差の最も大なる時、各々約五米に達し、三池港に於てそれが殆んど六米に達する。北部海岸の他の地方も大體之に準ず。

廣い新地（埋立地）の出現と、著しい潮汐の現象とは、有明海北部海岸の有つ大きな特色であつて、私はこゝに主としてこの二問題に關聯した、或は伴隨した若干の人文地理的事實を述べ、此地地域の有つ、特相の一端を示したいと思ふ。

私は便宜上前海の西北沿岸の鹿島平野（鹿島川下流に沿ふ鹿島町を中心とした平地卽ち鹽田川・鹿島川・濱川等による合成デルタ・プレーンをこゝでは鹿島平野と呼ぶことにする）を中心として、本問題を觀察したいのである。

### （二）

先づ潮汐に關聯する沿岸の船の交通について述べ、次に新地問題について記する事にする。

有明海北岸地方は、今日のやうに汽車・自動車等の陸上交通機關の發達以前に於ては、海上の交通は甚だ重要なものであつた、殊に物資の運搬に於て船舶は、今日よりも遙かに大きな役割を演じた。

此海の北部沿岸地方では、川を遡る潮汐の內陸的限界点が、小河港的機能を與へられ、それが聚落發生の、主要なる自然地理的因子となつてゐると推斷せらるゝ都邑が少くない。例へば西北沿岸に於て、多良岳北斜面に發源する濱川・鹿島川・鹽田川の諸川の各下流に沿ふ濱町・鹿島町・鹽田町・六角川上流の高橋、下流の住ノ江、六角川の支流たる牛津川上流の牛津等は、いづれも此種の聚落に當るものと思はれる。

此等の小河港は滿潮の際、潮水の到着し得る內陸的限界點で、潮汐を利用して川を上つて來る船の終點となり、

沿岸地方の水運の小中心地となつたのである。此海の北岸は前にも述べたやうに、海岸はそのまゝでは到底港の出現を許るさない地形であるから、船舶は上げ潮に乘つて川を溯り、河岸に淀泊地を求むるのである。勿論潮水の內陸的限界點のみでなく、もつと下流にも港は出現し得る、實際北部沿岸にて大船の出入し得る二三の比較的大きな河港は（住ノ江の如き）かへつて下流にある。しかし何れにせよ船舶が潮汐を利用して（一方から云へば、潮汐に左右せられて）港を出入する點には異りがない。著しい潮汐作用は港の荷役上の困難、船の出入の時間的制限等種々の不便あるに拘らず、自然的良港の存在をゆるさない北部沿岸地帶に於て、潮汐はせめても、河岸を利用した小港の出現を可能ならしむる自然現象である。若し現在のやうに沿岸に泥土の堆積が廣まるのみで、潮の上昇が無つたならば、海は淺いし泥土の海岸ではあるし、船を着ける所が無いであらう。三池港の如く特殊に閘門式の港の設備をして、石炭港たる役目を果してゐるやうなものもあり得る。

## （三）

鹿島川下流に臨む鹿島町（人口約三、五〇〇、之は農村を包含する行政上の鹿島町の人口でなく、密集聚落部としての鹿島の人口）は、前述の如く、潮汐の內陸的限界線上の聚落の一に當るもので、川を溯る潮水は町の北部を成す本町と、南部を成す新町との間に架せられた、横澤橋の處を大體終點とする、大潮や小潮によつて或は橋よりも一粁餘も上流まで潮が及ぶこともあり、橋まで辛ふじて達すると云ふ差異はあるが、橋から上は川が淺くなつて、極く小型の船しか上れないから、先づ橋の附近を船の終點とする。從つて橋下の船着場は小河港の作用をなし、鹿島地方の主産物たる米穀・木材・薪炭等を船積し、同時に此地方に移入する日用品其他を陸揚する。米穀は多く平野少き長崎縣方面へ移出し、木材・薪炭は多く佐賀平野其他沿岸の平地に送られる。

移入品は佐賀方面や、筑後川（地方稱大川）下流の若津港方面から來るものが最も多い。佐賀市から送られるものは、市の西端の厘外から潮を利用して、本庄江湖（エゴ）（有明海北岸地方では、潮の上り來る川をエゴと云つて、潮の來ない川と區別する）を下つて來る。

又若津港（現在大川町の一部）を經て移入する物品も少くなかつた、從來若津港は有明北岸地方第一の港で、遠地の產物も多くこゝに集まつたので、其の分配を仰ぐ北部沿岸の小河港とは深い關係があつた。

九州第一の大河たる筑後川の下流にあつて、筑紫平野を後背地として控へてゐるので、有明海がもつと外海に開いた深い海であつたならば、若津港は大港として發展すべき運命にあつたらうと思はれる。

しかも盛んな時代には、若津港には遠く雜貨を積んだ大阪の汽船や、鹽を積んだ中國筋の大帆船や、琉球糖を積んだ鹿兒島船も頻繁に入港した。これ等各地の船は歸航には、此地方の物產を持つて行つた、これ等遠地の產物や、附近の產物は若津港を經由して、前海沿岸の各港に送られた、有明海北部は全く若津港の港としての勢力圈內にあつたといふことができる。

鹿島地方の船も若津港との交通が甚だ多かつた、滿潮時に鹿島を出航し、引き潮を利用して東に航海し、干潮時までに筑後川附近、或は其下流の分流たる早津江川口附近まで行き、そこで潮の來るのを待ち、次の上り潮を利用して川を上つて若津に入港するので、滿潮から次の滿潮までの間、卽ち十二時間以內に達したのである。よく潮汐を利用する譯で、利用しなければ航海はできないのである。しかし前海に注ぐ諸川の川口附近は、筑後川を始めすべての川が、土地不案內の船頭には遡行が甚だ困難である。それは泥土の堆積卽ちガタの中を水路が非常に屈曲して通つてゐて、潮がさして來るとガタが沒して一面の海となり。水が濁つてゐる爲に、水路が分らなくなるためである。少し大きな船はガタ中の水路を通らねば航行出來ない、之をミヨ（澪）と云つてゐるが、こ

のミヨの狀態が川々によつて異なり、夫々の精通者でなければ分らない。ミヨの存在を示すミヨ木が所々立つてはゐるが、このミヨは河中にある洲と共によく變化するので、安心出來ないのである。又二三の近接した川は、その各々のミヨが沖の方では合して、一本のミヨとなつてゐるものがある。

濱川・鹿島川・鹽田川はさうであるし、六角川・嘉瀨川・本庄川も亦さうである。だから沖から這入つて來る船は、よく案内を知らなければ目的川のミヨを間違へて、異なつた川にはいる事がある。土地の船はミヨ木に、一寸した目じるしを付けて、各川の區別をしてゐるやうであるが、勿論之れも事情を知つたものでなければ利用ができぬ。

若若津港のやうに汽船や大船の入港する處は、不案内の船に對して水先案内が居て、水の深淺を示して河口溯行の手引をしたのである。これは土地の船頭が、小舟に乘つて河口附近に出張り、はいつて來る船に傭はれて、ガタ中の水路（ミヨ）を案内するので、元は若津港には多くの水先案内が居た。大船が淺いガタの上に乘り上げると、どふかすると幾日も立往生をしなければならぬ。殊にそれが小潮に向ふ時などであれば、日々潮の干滿が減るから、動すに困難である。斯様に沿岸に廣いガタの存在することは、暗礁の存在と同じやうに、船の交通には非常な障碍である。

小船は若津港の少し上流から分れてゐる佐賀江湖によつて、佐賀市の東端の今宿まで潮に乘つて達する事が出來、此處から佐賀の物資を積んで海へ下る。佐賀江湖は極めて屈曲のはげしい川で、船の交通には距離の上からは非常な不便であるが、屈曲的な川は直線的の川よりも、潮の停滯する時間が遙かに長く、ために潮汐を長時間航行に利用し得る便がある。斯ういふ屈曲に富んだ川では、下流では下り始めてゐるのに上流では、なほ上りつゝあるといふ有樣である。



## （四）

今日のやうな陸上交通の發達を見ない、以前の若津港の活動は活潑なもので、汽船問屋・荷受問屋・仲仕船頭・水先案内等海運業によつて生活する者が多く、又港町通有の遊興地も大に繁昌した。しかし陸上交通の大變革となり、海洋時代となつては內國的な、しかも港としての自然的條件に惠まれて居ない若津港の如きが、衰運に向ふのは當然であつて、今日では昔日の面影なく、海運業に伴ふ一切の活動は消衰してゐる。他の北部沿岸の小河港も同一運命に遭遇してゐて、水運の利用は甚しく減退し、陸上の通運が之に代つてゐる。

鹿島にも以前は、河岸に一二の船問屋があつて、貨物と共に佐賀方面へ行く旅客をも取扱つてゐたが、今は無くなつてゐる。若津との昔の關係も、今は極めて薄弱となつた。

鹿島に從來船で移入されたものが、殆んど汽車自動車等の陸上運輸に代つた今日に於て、今尙大部分船便によつてゐるものに、榎津産の指物類がある。榎津は若津港のすぐ東南に隣る大川町の一部をなす町で。筑後川から分派した榎津江湖に臨んでゐる。此處は指物業の甚だ盛んな所で、斯業が町の生命とも云ふべきである。しかし指物業の外に鍋・釜等の鑄物類も製造され、酢・醬油の産も多く、一種の工業町である。朝早くから夜遲くまで、隣から隣へ指物の仕事場の音で町中が賑かである。筑後川上流地方から下した木材を材料とし、製品は多く船で、榎津江湖から大川に出で、海路各地に送られる。材料を得ることと、製品を運搬する上に便利な位置にある。前海沿岸地方は指物類に於て、殆んど榎津物の勢力範圍である。カサの大きい破損し易い差物類の如きは、船の運搬が便利であるから、船の通する處はこれによるのである。榎津人は非常に勤勉であつて、製品が廉價であるため他地方ではどふしても、其製品に對抗出來ないのである。

鹿島地方でも簞笥・長持等の嫁入道具から、机・本箱其他一切殆んど榎津物である。又同時に鍋・釜類も多く榎津物である。船舶の出入によつて潤はされ、專らそれによつて生活してゐた、謂はゞ他力的な若津港は、交通の變化と共に衰微してゐるのに反し、汗の勞働によつて自立的に生存する、近接の榎津は益々發展しつゝある。今では若津にも榎津に做つて指物業が、ボツ〳〵起りつゝあるやうである。

（五）

鹿島地方に他地方から船で搬入されるもので、地方産業に關係のあるものとして、天草陶土をあげたい。天草産の白色陶石が船で鹿島の西北約四粁、鹽田北岸の鹽田町に運ばれる。此町は鹽田川を上る潮の限界線上の聚落であることは既に述べた。此町は潮の來る低地と山地への傾斜地との境界にあたる所で、町から上流は流れが急になるから、沿岸諸所に水力を利用する水車小屋があつて、潮汐を利用して運んで來た陶石は、此等水車小屋で粉碎され、製陶原料として此地方一圓の製陶工場へ分配される。鹽田町自身も一陶地であるが、それよりも原料たる陶土の供給地として注目すべきである。

鹽田町を中心として此地方一帶に陶業地のあることはこのためである。その主なるものを擧ぐれば、濱町のすぐ東南にある皿山、濱町のすぐ西にある久保山、この二つは共に多良岳山麓丘陵の末端にある鹽田川沿岸にて、鹽田より三粁ばかり上流の美濃、鹽田川の支流の吉田川沿岸の吉田村皿屋、鹽田の北三粁餘の西山・東山、鹽田川上流の嬉野溫泉から西北二粁の內野山、內野山の北方三粁餘にある、小田志山等である。

此等の陶業地は其原料の全部を、天草陶土に仰ぐと云ふのではなく、一部は土地の陶土其他を混合して使用してゐるものが多い。此等陶業地方一帶に古くから使用されてゐる窯は、俗に上り窯と稱するものにて、傾斜地を利用して數個の土製の窯を、下から上へ一線に並置連結したもので、各窯の內部の壁は窓によつて相通じてゐる。最下の窯に點火し、順次上部に及ぶものであるが、之は火力の調節、經濟を計るものである。斯樣に上り窯は、傾斜地を必要とする。從つて此等窯業地は、すべて山麓か山地である。燃料は主として松薪が使用されるが、之は火力が强い爲である。山地は當然燃料を得るに容易である。原料たる陶土・燃料・傾斜地等の諸條件が、此地方陶業地決定の主要條件である。しかし最近では殆んどすべて石炭を燃く石炭窯となり、從來の上り窯は廢れてゐる。製品は地方的需用に應する外、各地に送られるが、殊に朝鮮に行くものが多い。

（六）

既に述べたやうに前海沿岸地方では船の交通と、潮汐とは深い關係があるから、船頭や漁夫等船に關係した生活をして居るものは勿論、一般人にも他地方人よりも、潮に對する關心が深いと思はれる。鹿島地方にて、潮の干滿に關して色々の名稱があるのは、之を物語るものであらう。

潮の上下することに對して、滿ち引きの語を用ふることは變らないが、滿潮となつて潮水が最高となり、正に下げ汐にならんとする間の靜止の時を、たちやあ（堪ふる意）といふ、潮が最高に達せず、干汐から滿潮に至る丁度中間位に高まつた時を、中ら滿ち（或は單に中ら）とよぶ。潮が落ちて干汐になりきつた時、卽ち最低となつた時をわいもと（わりもと）といふ。月の中で潮の高い頃卽ち大潮の頃を潮時といひ、干滿の差の少ない小潮の頃を、からまといつて兩者を區別する。からまでも最も潮の低い時を板がらまと呼ぶ。小潮から大潮に向ふ時期を潮が起きるといひ、大潮から小潮に向ふ時期を潮が凋れるといふ。潮が全く落ちて、これから正に上げ潮とならうとする一寸の間を、まわり潮といふ。これは海の方へ流れてゐた河水が、上つて來る潮に支へられて停滯

し、そこに河水の緩漫な旋回が起るからである。

（七）

有明海北岸地帶には、年々泥土が堆積して新地が增加するが、この沿岸低地はすべて水田地となつてゐるので、この地方農民にとつて灌漑用水を得ることと、潮水の侵入を防ぐための堤防の築造及び保護とは、最も大きな問題である。潮の來る川卽ち江湖は、川底低くて灌漑出來ず、又滿潮時には水面が田面よりも高くなるが、之は淡水でないため灌漑に適しない。從つて海に近かければ近い程、灌漑水には苦心する。

遠く潮汐作用のない、上流から水を引いたり、井戸を堀つたりしてゐる。此で沿岸低地の灌漑問題に就き、鹿島川及び鹽田川下流の間に介在する、鹿島村を一例にとつて少しく述べて見たい。

鹿島村は上述の二川の沖積作用によつて出來たデルタ平原で、全くの泥の村である。飮料水にも惠まれて居ないが、村民の最も腐心するところは、灌漑水を得ることである。主要灌溝は西隣の五町田村字五町田附近から、鹽田川の水を引いたもので、此處は鹽田町のすぐ上流の潮の來ない所である。從つて主要水路（日吉水道・柳瀨水道・花立水道等あり）は、大體東西の方向に並び、それから幾多の分水路が派出してゐる。この灌漑水道は鹿島村の生命ともいふべきもので、古來幾多の問題を惹起してゐる。舊幕時代には當村の大部分は鹿島藩領ではあつたが、東北部の井手、東端の三部等に蓮池（佐賀のすぐ東）藩領が介在したため、水利問題に關して幾多の興味ある紛糾事件の歷史があるが、これ等はこゝには述べぬ。村の東部の海に近い部分になれば、それだけでは充分でないから、田の中に井戸を堀つて、井水灌漑をしてゐる部分もある。しかしそれでも不足であつたため、村の東南部の常廣へ、鹿島川を隔てた南岸地より、鹿島川底を通じて水を引いたのである。之は享保三年多良岳北



麓地域に水源地を造り、附近の地を潤して排出する水を集めて北流せしめ、鹿島川下流に至つて二條に分ち、各川底に埋設した暗渠によつて、常廣の佛供田（ブクデ）に出し、一條は鹿島城（德川初期に佐賀支藩たる鍋島氏の居城が、當時は常廣に設けられた。後文化年間に現在の鹿島町南端の丘陵地「高津原」に移轉）の中に引き、他の一條は東流せしめて村の東端地域を潤はす新籠水道となした。此對岸から引いた水道を迎水道と呼び、藩政時代には藩の保護によつて無事であつたが、維新以來該水道關係諸部落間に、屢々事件が起り、其都度協定する處があり入費も多く掛つた。明治三十年に二條の暗渠の木管を鐵管に改築した、この水道はなか〳〵容易ならぬ工事で該地方の農民にとつて、灌漑用水の重要性を物語るものとして興味がある。（良吾云、此水利事業は舊鹿島藩三代の主鍋島直朝「紹龍公」の遺業である）

最近では鹿島川下流の川岸の堤防下に井樋（此の地方では暗渠をユビと呼んでゐる）を設け、干潮の時に上流から流れて來る淡水をポンプで吸ひ上げる設備をするに至つた。斯の如くに有明沿岸の一農村の生活史は、實に水史に盡きるとも觀る事が出來る。

（八）

有明海沿岸農村の住民にとつて、水利問題に次で重要な問題は堤防の問題である。海岸に擴張する新陸面は、海に接する部分に堤防を築いて潮水の侵入を防ぎ、干拓事業によつて開墾地となす、干拓地として全國無比の有望地であつて、正しくオランダのゾイデル海の埋立新地たる、ボルダーを聯想せしむる。

鹿島村東部の沿海地には、順次に築造される堤防によつて區劃された、幾つかの鱗形の埋立地がある。此の堤防を圍らした一埋立區劃を、何々籠（コモリ）と呼んでゐる。富山籠・今籠・北海籠・末增籠・榮增籠・第一明治籠等の名

がある。籠の名は其區劃内に發生した部落名ともなるのであつて、新籠部落の如きはそれである。鹽田川以南では總て籠（コモリ）と呼んでゐるが、其の以北ではこの埋立地を搦（カラミ）と呼んでゐる。大體筑後川下流を境としてその北西はすべて搦（カラミ）の名で呼ぶ、搦の名が同時に、その埋立地に發生した部落名ともなるので、鹽田川のすぐ北部の海岸にて牛屋搦（ウシヤ）・築切搦（ツイキー）・太原搦（タイバル）の如きはそれで、而もその背後には同名の元村があつて、其元村から派出した新部落なる事を示し、親村・子村の關係を物語つてゐる。筑後川下流以東では、これらの埋立地を何々開と呼んでゐる。

鹿島村海岸の籠と呼ばれる各堤防區域が、鱗形をなすに對し、搦の名のあるものは主として矩形的であり、柳河南部に見るやうな開と呼ばれるものは、多く扇面形をなして居るのも對比的に面白い。これらの相違は主として、堆積土の形成する海岸線の形狀に因るものである。

堤防を築き潮汐作用の著しい海の侵入を遮斷する所謂潮止工事も、なか〳〵容易な業でない。鹿島村東部の諸籠は、多く德川初期に築造を起工されたものである。鹿島藩は領土擴張權を佐賀宗藩より與へられ、干拓事業に熱中し、延寶四年（西紀一六七六年）より脇江籠を、同六年より平尻籠を、同七年より北海籠を、貞享二年（西紀一六八五年）より今籠を、元祿七年（西紀一六九四年）より末增籠を築造にかゝり、順次北部の鹽田川下流沿岸に及んでゐる。これらは完成までに短かきも數年、長きは十年前後を費してゐる。最も海に突出した富山籠の如きは、二百年以前より工を起しては風波の爲に失敗すること幾回、最後に安政四年から慶應二年に至る十ケ年の日子を費して完成を見た、約四十町歩の新地である。これら潮止堤防は風浪のため、時々一部が決潰することがある。大正三年八月の大洪水に伴ふ高潮の襲來の如きは、有明海岸一帶に非常な慘害を與へたのであるが、當村も新地の堤防破壞し、村の大半は水に沒し、潮水の見舞うた部分は、稻枯死して收穫皆無となつた爲め、村は數年間大に疲弊したのである。

堤防は一部石垣を以て堅固にした所もあるが、多くは土を高く盛り上げ、兩側に澤山の杭を打込み、杭の間を綴うて竹や樫の枝等を横へて土を堅めたものである。堤防の上は漸く人の通れる程度の小徑となつてゐて、その小徑の兩側の斜面は、田の面まで畑として利用してゐる、畑が少いためである。

現在直接に海や川に接してゐる堤防上には、堅固にするため初め櫨の木が多く植ゑられてゐたが、之は風のために動いて土がゆるむといふので、今では一面に茅を植ゑてゐる。

鹿島村の東端にある、これらの新らしい堤防内に、未だ小部落の發成を見ない。それは後方の部落から距離が遠くないのと、後方部落の人口が、鹽田川以北地方のやうに多くないためである。數年前まで最東端の富山籠に、二―三戸移住した家があつたが、親部落との共同生活上、何かと不自由なため、遂に又後退したさうである。要するに此地方は未だ開拓新地に、子部落の出現する時期に達してゐないものである。部落民と堤防との因緣に於て、美濃の大垣以南の洪水地に出現した輪中なるものと對比して、考察すべき点も少なくないものと思ふ。

（九）

鹿島村東部の小字名を注意するに、田所であるから田に關係のある名のあることは當然であるが、一本榎・二本榎……一本杉・四本松等の名あることゝ、山や谷の名即ち富山・一本谷・二本谷……等のあることは注意を引く。一本榎・一本杉・四本松等の小字のある所も、現在はそんな樹は一本もなく、唯小字として殘つてゐる丈である。それで村の古老その他につきよく聞きたゞし、又それに關する傳說等でもあるかを、隨分調べてもらつたが全く判明せぬ。松・杉・榎等の木の名をとつてゐる事は、小さくとも命名當時植ゑられたものだらうといふ位の想像說しか得られなかつた。要するに村中には、其理由を知つてゐるものはないやうである。果して

最初植ゑられたものか、或は植ゑないで、單に記憶し易いやうな簡單な名として付けられたものか、今のところわからぬ。又山や谷の小字名も同樣である。しかし全く低平な泥土の沖積地に、たとへ開拓當時といへども、著しい谷があつたとも思はれぬ、山など勿論である。富山の山の如きは、大阪築港や鹿兒島港の天保山の山に類して、海面から見て小高く積上げられた等堤のためであらうと思ふ。一本谷・二本谷……五本谷等は小さいながら、それらに當る凹地でもあつたかとも考へられるが、しかしこれもどうも信じられぬ。谷の名の付いてゐる場所は、廣く各地点に散在してゐるのでなく、或一定地域に連續的にあり、且つ一二三と數字を追つてゐるところなどから見て、地形から與へられたものでなくて、番地のやうに符號的に命名されたものではないかといふ考が濃厚となる。しかし兎に角山らしい小丘も、谷らしい凹地もない、海岸低地民が山や谷の名に興味を有つてゐる一つの現れであると見る事はできようと思ふ。これら地名の起原については、更に深く調査すればいろ〳〵得る所があると思ふが、今のところ確かな證據がないので、はつきりしたことは言へない。

良吾云、小字名に「松・杉・榎・又は山・谷などを附したのは、明治九年の丈量の折に命名したもので、別に意味はないやうである。尙ほ鹿島藩の新田には主として籠を附し、宗藩では搦を稱へて居るやうである。尤も宗藩でも時代によつては籠名を附けた所もある。

# 第六章　佐賀平野の水誌

## 第一節　緒言



筑紫平野の西部特に筑後川以西の佐賀縣下に屬した有明海沿岸の平野は、久留米市筑後川口小城町の三點を結べば、略ぼ直角三角形狀をなしてゐる。而もそれがこの平野の主要部分をなしてゐる。更に有明海西北岸六角川・鹽田川の平野が之に連つてゐる。今假に此の地域をば佐賀平野と稱して置く。陸地測量部二萬五千分の一地圖、小城・牛津・牛屋・佐賀北部・佐賀南部・七ツ家・久留米西部・羽犬塚・柳川、又は五萬分の一地形圖佐賀・武雄・鹿島は實に此の地域內に包含されてゐる。而して此の平野周邊の山地部と低地部とは、その自然の景觀に於ても、將又人文上の景觀に於ても、截然と區別が立つてゐるが、低地部は全然起伏のない唯擴りの坦々たる平野に、農村聚落が而も雜然と散在して、所謂標式的の集村形態をなし、其の中には舊城下の佐賀市中心の聚落等も、街村の名殘を見せて存在してゐる。交通線はその佐賀市から放射線狀に發達して、東は筑後川東の柳川次で矢部川瀨高へと延び、東北は直に鳥栖に向ひ、北方唐津に至るものはこの平野を北走し、間もなく川上の山地に入つてゐる。さらに西走するものには、鳥栖から來た長崎街道があつて、德萬・牛津を縫うて肥前山口に出で二線に岐れてゐる。又南に向ふものには、それ〳〵海岸の諸村に至る縣道が鋪設せられて居り、是等沿道の諸街村は孰もよく繁昌してゐる。

住民は山地では養蠶・植樹・竹細工等の副業を營むが、平坦部は米・麥作が主要產業で、それに葉菸・根菜等の栽培をも兼ねてゐる。又海岸地方にしても純漁業者といふのは至つて

尠く、之亦米・麥作の傍らに漁業を營む者が多い。蓋し四季を通じて是等農耕の景觀がこの佐賀平野の人文景觀であり、さらに地形圖に就いて見ても、矢張是等農業必須の水路溝渠網がよく發達してゐることが特に目を惹く。隨つてその灌漑法の如きも種々の樣式に發してゐるやうである。

尙ほ此の地方の地名に就いて見ても、田・飯等に關するもの或は水に關するものが相當多く、平野の特質をばよく表現してゐる。斯うして是等農村の消長は、常に米作の豐凶或は米價の變動に左右せられ、又人口動態の如きも常にそれ等と關係があるやうである。故に此の地方を十分に理解せんとするには、先づ是等農村聚落の機構をばよく調べることが何よりも先決問題であるやうである。で此にはその一部とも見るべき、是等の農村に最も關係の深い水利灌漑に就いてその概要を述べて置きたいと思ふ。

## 第二節　水誌

### (一)

北邊山地（水源をなす）佐賀平野北邊の山地は、御笠川地溝帶以西、唐津・住ノ江地溝帶の間にわだかまる所謂脊振山塊である。而してこの平野の部分は例の有明海斜面に屬する部で、凡そ其の範圍には三養基郡中原の鷹取山（四〇三・五米）から蛤嶽（八六二）・脊振山に至り、椎原峠（七五七）・獵師ヶ岩山（八九三）・金山（九七六）から三瀨峠（五八三）・九八三米山・雷山（九五五）・五六八峠・五七〇峠・羽金山（九〇〇）に至り、さらに南下して龜嶽（七三九）・笛嶽（六九七）の間の分水界を通つて、白石山（七九四）の西方無名山（八二〇）から天山（一〇四六）に走り、それより西南に向つて笹原の峠に至つてゐる。此の內に含まるゝ山地は卽ち三角形の狀をなし、鷹取山から羽金山に至る距離は直線的に約二八粁、羽金山から笹原に至るそれは約一八粁で、此の中に我が佐賀平野を流るゝ川の上流受水區域は大部分含まれてゐる。而もこの地域は概して高原狀の山地で、鈍頂な峰がその中に多い。又高度に於ても四—五—六百米のものが大部分を占める。直接佐賀平野の北邊を劃するものとしては、西から天山（一、〇四六）・彦嶽（八四五）金敷城山（四二二・五）・名尾峠（四〇〇）・金立山（五〇二）と殆ど東西の線に相並び、次で腰卷山（四八〇）・大高山（五一五）・千石山（五一八）・坂本峠（五三五）・七曲峠（五二〇）から九千部山（八四八）に盡きてゐる。佐賀平野から之を遠望すれば、恰も障壁狀を成して峙つて見える。而して此等山地には古い地塊運動の爲に、複雜な斷層に依つて區切られ、其の後の侵蝕に依つて斷層地形は不明瞭になつてゐるが、多くは其處に斷層地塊によく見る、梨棚式の屈曲の甚しい溪谷が發達して、平野に流下する河水源を養つてゐる。

山地は大部分が花崗岩で、處によつては閃綠岩をも見ることがある。植林も各處に行はれてゐるが、地質の關係上から荒地草地が甚だ多い。隨つて降雨を支持する力が至つて薄弱な事が想像される。而も山地と低地との境界は前述の如うに極めて明瞭で、高度二〇〇米位から直に三十米位の山麓に移つてゐる。其處に略ぼ東西方向の佐賀平野北部を限る古い斷層線を藏してゐる。其の五十米線下附近には、山麓に沿うて溜地が多く構築されて居る。

（二）

西邊山地　（水源をなす）さらに西邊の山地は、東西松浦・杵島郡の各地方に擴がる石炭層を含む所謂古第三紀層から成り、處々に玄武岩や安山岩の噴出岩をも見るのである。この北方多久山地は、平野に臨む處では北に兩子山（三六〇米）、南に大平山（二七〇）が相並んで峙つてゐる。此の地域の北側が卽ち牛津川の流路に當り、それから筌原の低い分水界を越すと巖木川の流路に出で、次で松浦川の流域に達するのである。南は六角川の流を隔てゝ杵島山と相對してゐるが、その杵島山は安山岩から成り、低地から三六〇米、之亦平野上に直峙して居る。一體古第三紀層の地域は、概ね低夷なる丘陵性の山地であるのが普通だが、是等は噴出岩が崛起して地形を斯く著しく修飾したのであらう。

之等山地は北邊山地に比して、低地との境は一層明瞭で、北邊の十米高線は山麓から一粁內外を距てゝ居るが、此處では寧ろ山脚に纏まつてゐる。故に比高では究立つて高く、北邊山地に見る如うな鈍い感じを少しも與へない。之等の山地を牛津川・六角川の受水區域とし て見るに、面積に於て北邊山地よりも著しく狹く、隨つて下流平野に及ぼす影響も左程著しくない。ここに六角・牛津邊から下に於ては鹽分を感ずる關係上、殆ど使用することが出來ないので、寧ろ山地緣邊の低地が、之等山地の水を受けることゝなる譯である。

（三）

低地と河川

一、概觀、筑後川以西に擴がる佐賀平野は、略ぼ山麓に沿うて久留米小城間では二十八粁、更に南に五粁、佐賀を過ぎる東西線で二十八粁、南北の最大幅は、佐賀を通る線で十八粁に及び、東部に在る第四紀古層の丘陵と山麓丘陵を除けば、等高線の三十米以下に於ては一つの小丘陵もなく、前述の北邊山地と西邊山地と、東は筑後川、南は有明海の中に圍まれた、極めて平坦々々と横たはつたもので、卽ち東は火山地方から流出する筑後川、北は脊振山塊から吐出する諸川、西は古第三紀山地から流下する河川の搬出した土砂が扇狀地三角洲をなし、古い有明海灣に堆積し、其後の隆起によつて陸化された第四紀新層の沖積地で、主に砂質壤土・埴質壤土・埴土等が分布して居る。

而して之等は佐賀市水道水源井の地質斷面圖に依れば概ね砂粘土で、砂粒は最大と雖も徑七粍―五粍で、通常は四粍以下の細砂である。而もその井の深さ約八百尺に至るも、そこに大なる變化を認めない。たゞ中に花崗岩質のもの、或は輕石の存することは、北邊山地の地質とよく一致し、又火山地に水源を有する、筑後川の堆積が暗示されるのである。砂粒と佐賀市內四ケ所の地質斷面に見る堆積層の厚さとが、各異なる所等を考合すれば、此處等が極く淺海の堆積物である事が想像されるやうである。

又現在の河川は、礫大のものになれば、はや山地間際に棄てられて、その中流にさへ及ぼす事がない、夫等と考へ合すれば過去に於ける之等河川の運搬力も、現在と殆ど變りがなかつたものと思はれる。

更に杵島郡南有明地內に於ける、灌漑井地質斷面圖（佐賀縣廳耕地整理課作成に係る）に依れば礫層を含むこと多く、約四百尺に至れば大礫を有してゐる。故に此の地方に於ては、水勢の強い扇狀地狀として堆積せし事が想像され、その中に木葉を含み、或は黑色木片を含むこと等は、既に汀線附近の堆積であることを物語つてゐる。然し孰も淺海の堆積であることは同樣である。表面の土性は此の點は佐賀市附近、小城郡南部とほゞ同樣である。

平野全體の傾斜は著しく緩漫で、五米等高線は佐賀の凡そ北二粁を東西に通じ、是以南は更に緩かに傾いて、有明海底に連なつてゐる。現に沿岸の干潟は干潮時には、沖合四粁位まで露出するが、而もその傾斜も至つて緩やかで、上述平野のフォーア・セット・ベッドに當る部分である。干拓事業は此處をば利用して沿岸に行はれつゝある。東西の傾斜としては殆ど無いが、たゞ東部は西部よりも僅に高い（水準點を比較してやうに思はれる。

是等の平野面に自然流として以下述ぶる筑後川の諸支川、川上川・嘉瀨川・六角川・牛津川等が流れ、又無數の溝渠水路網があり、水田が平野を滿たし、大小の集村街村等の聚落がみつしりと分布されて居る。

## 二、水系―河川・溝渠・溜地

### （1）平野と水　大正十年より昭和五年に至る十ケ年の平均統計によれば、年雨量佐賀市・神埼町・小城町・鹿島町等の低地に於ては、一、六六三・一mmから一、八一〇・五mmの間に在り、山地の古湯では一、九九五・一mmを越えてゐる。その雨の降り方は六―七と九月に最も多い。前者は梅雨期の雨で、後者は颱風期の雨である。又冬期は各地共一般に少量を示して居る。其の一箇年間降水量の多少から見れば、勿論日本海岸の裏日本式でなく、寧ろ太平洋岸の表日本式で、鹿兒島や高知等に近似し、瀨戸內式とは總量と春夏の間に於て多量なることの差異が見られる。又年雨量を日本各地の降水量と對照すれば、先づ多雨地の部に屬する。

而して此の水と平野民との關係は、年中絶ゆる時が無い。卽ち梅雨の頃は恰も水田の植付期である。この平野では陸稻を作る所としては殆どなく、山谷に於てさへ階段狀の田に自然

の水流を利用して、水田を營むでゐる。さればその頃の雨は最も適量でなくてはならぬ。又夏期は水の供給期であり、さらに日射をも要する時である。尚ほ秋期は成熟收穫の期に入るを以て、その後半の水の排除期となる。收穫後は麥・豆類・菜種等裏作の初期に移る時で、而も之等は翌年六月頃迄に夫々收穫される。さて此の成熟收穫期は、梅雨の初頃迄に及び、隨つて過多な雨量は餘程品質を低下し且つ減收に陷らしめる。之を要するに農耕一箇年に於て降水の時期の當不當、量の過不足は只獨りこの佐賀平野のみの事ではない。

（2）自然流の三例　佐賀平野を貫流する自然流として、筑後川右岸の諸流、川上川・嘉瀬川・牛津川・六角川等に就て述べる。

イ、筑後川右岸の諸流、城原川・田手川・井柳川・寒水川等はその著しいものである。之等の受水區域は山地及び平地と共に考へて、先づ城原川を最大とし田手川が之に亞ぐやうである。

之等の流路を見るに、五米等高線附近までは、自然流の流路をよく現はして居るが、以下では幾分かの人工が加へられた處もある。城原川は屋敷の南から西南に横落水道が分派して、犬童川に連ねられてある。此の水道は筑後川千栗堤塘等と共に、佐賀平野治水の恩人成富兵庫助茂安（永祿三年生寛永十一年歿）の手に成つたものである。

田手川も流路の變改はさまでないとしても、上流脇嶽下から同氏の水利工作が施され、寒



水井柳は共に江見川に入つてゐる。「太宰管內志、中卷筑後志」に「然此城淺陋故永祿七年甲子下田村南面、自レ東至レ西、其縱十餘町橫十間、掘二新洲一經二引筑後川水一爲二要害一依レ之豊軍不レ能下復容易渡レ江而攻上レ之此新川依レ爲二水路直流一漸々岸崩成二大河一廣及二二三町一而村後肥前境之本河流五十町、或成二干潟一或成二馮河一而今大路與二肥前地一連矣、誠防二東寇一爲二要害之最第一一者也」とある所から考へると、現在の江見川が、當時本流であつたこと、又現本流の下田・城島分間の由來が大凡知られるのである。即ち同表及び三瀦郡誌に依れば、當時下田城にあつたものは、寛正三年壬午に堤貞正入道妙光が、その下田七區を領し、この館をも築いたもので、次で其の子孫である堤筑前守貞元に及んだものだと知られる。

以上の傳說等と江見川には既に排水力の變化があり、それが寒水・井柳等にも及んで其處に人工的に流路の加工があつたことが判る。

尚ほ城原川の下流には殆ど東西方向をなして、巧に自由蛇行狀を成して大堂川に合する川がある。其の上流は佐賀市附近に於ては全く異例である。無論斯る流水は例の筑後川や六角川等に著しく見られるが、此の城原川下流の蛇行に就いて里人は之を人工掘鑿と云つて居る。而も其の理由としては佐賀平野の中間排水路としての必要と、蛇行に就いては之を船の交通路とする時、直線路とすれば退潮時に落水甚しく、その舟行を妨ぐる事になる故に、一先づ滯水せしめるためのものであるとなして居

る。然し蛇行は所期の舟行は達せられるとしても、洪水の恐を抱かしめるので、之に對して第一蛇行部三丁樋から新川が調節として掘鑿されたと云つて居る。三丁樋も亦前記成富兵庫の治水遺蹟で、現に調節用として使はれて居る。蓋し之れ蛇行が舟行に便なりとの結論を以てその理由工作を爲すに等しく編者の如きは贊意を表し得ない、況んやそこらあたりの河になると、近世期まで有明潟地の漂であつたものであるに於いてをやである。

以上諸川の機能或は利用を見れば降雨時の排水は、主要なる事であるが、山地と低地の遷移が急であり、山地は花崗岩地で草地が比較的多く、從つて水の支持力も弱く、降雨は卽ち河道に横溢して來る。而も河底が高い故に、水面は平地面よりも高くなる。されば地形圖に於て見る如うに、自然流又は此の直接なる分流は、大抵高さ數米の堤防に依つて守られて居る。卽ち排水は主要なる機能であるが、然し常時に於ては分流に依つて勿論灌漑水を供しつゝある狀態である。

ロ、川上川―嘉瀨川（多布施川）・川上川は佐賀平野を貫流する主流で、中下流をば嘉瀨川と云ひ、其の區分は石井樋を以てして居る。

此の川は其の發源も著しく深く、玄海斜面の玉島川・室見川・那賀川等と恰も分水界を挾み、獵師ヶ岩山・金山・三瀨峠・雷山・羽金山・天山等は、その主なる分水嶺となり、其の山地の受水區域は、東西約十三粁、南北約十六粁に亘り、實に佐賀平野斜面受水區域の過半を





占めてゐる。その流路に於ては、斷層地形に多く見る梨棚式流路が組合されて複雜化し、最後に淺敷・三段田・矢櫃の東西線に於て大梨棚狀をなし、之と直交的な三段田・廣坂・都渡城の南北線は大幹線に當り、區域內總ての水を唯此の線に集め、此處に標式的な大梨棚式水系を作つてゐる。此の域內には草地の分布が著しく、廣い谷の低地に開いてゐる。又都渡城附近では岩塊や大礫が河床に散在し、平地の單調さに對して風景の上にも變化を與へ、低地住民の眼を常に樂ましてゐるが、河床は之から急に低平となつて、而も細砂がそれに代つてゐる。之から約二・五粁で石井樋に達してゐる。川上川・嘉瀨川を通じて、第一堤防の外側に第二堤防が設けられ、その間に人家を認めないで全くの遊水地とせられて居る事は、蓋し川の氾濫性に備へられた用意である。

多布施川は掘鑿した川で、成富兵庫の功に依る（尤も別述の如うに久米博士は、元々此の川の痕跡はあつたらうと云はれてゐる。）地形圖に見（二萬五千圖にては石井樋、五萬圖には北村平野間の島地）碑標は、その成富氏水功之碑である。川は之より嘉瀨川となつて西南に流向を變じ、約四粁で五米等高線に達する。此の五米等高線と略ぼ一致して砂質壤土と埴質壤土との境界があり、それが東西に長く連つて佐賀平野を土壤的に南北に區別して居る。或は此の線が川上川扇狀地の末端ではないかとも思はれる。

次に石井樋の構築に就いては、全く之を成富兵庫とするのに異說のあるやに聞けど、氏の業績の之に功あつたことは、古今等しく佐賀人士の認めてゐる處である。この井樋の主なる

施設としては戸立と、象の鼻・天狗の鼻及び石閘とであらう。河水は平時河中に石疊を敷き、その石疊の間に板の堰をなした戸立に依つて堰止められ、過量の水は板を越すか又は西部の野越と稱する石疊の部を通つて下流に落されるが、堰に依つて一旦止められた水は、天狗の鼻・象の鼻の間に逆流して再び石閘に至るもので、この石閘は甚だ堅固なる閘門によつて造られ、その流水は制限され剩餘の水は、側方の野越から本流に流れ、かくて多布施川の水量は常に適量に調節せられたものである。此の川は水道敷設前迄は、佐賀市を中心とする地方の唯一の給水路であつた。佐賀市及び近郊に於ては、民家あれば必ず川がある。市中の如き も縱橫にその小渠川が通じてゐる。水道敷施前の飯料水・雜用水は全く之に依つたもので、井戸の設ある家は極めて稀であつた。現在では之が下水道的に汚濁されてゐるが、今でも無論雜用水として使用せられてゐる。さればこの河道の浚渫は、三月末から四月の初めにかけて此の地方の年中行事の一として、之をば川干と云つてゐる。その際に石井樋に於ける石閘の閉鎖は、容易にこの水流を斷つのであつて、水の低落と共に河底の泥土は綺麗に浚渫される。是等の泥土は農家ではその肥料の一部ともなつて常に耕土を肥沃ならしめてゐる。

此の川は五米等高線附近に於て、祇園川の流れを入れてゐる。祇園川は石躰附近から出で、東南流して居るが、凡そ扇狀地の東部を流れて居るものと思はれる。合流後の嘉瀨川は二回の屈折をなして有明海に入つてゐる。





此の流路も河底高く、灌漑水としては專ら上流惣座附近から、東側に市ノ江川石井樋から小寺川を派し、西側は都渡城の對岸から芦刈水道を派して居る。而してこの分流も亦成富氏の功によるといはれる。尤も芦刈水道の掘鑿には安住道古の說もある。されば此の川本來は平野の通過流にて、既述の山地に於ける降水の排除が主なる役目であつた。從つてその堤塘は極めて嚴重であるが、それでも時々缺壞して慘事を惹起したこともあつた。

八、牛津川・六角川　牛津川は天山南斜面の水と多くの山地の水を集め、唐津・住ノ江地溝帶を西南に流れ、漸く南に向つて小蛇行を示しつゝ、六角川に合流してゐる。此の川も牛津町附近にあつては潮汐の影響を受けて、灌漑水としては勿論用を爲さない。專ら排水路交通路となつてゐる。六角川は武雄・朝日・橘周邊山地の水を集めて、横邊田・白石地方を流れ、下流にて牛津川と合してゐる。此の流路には幾つもの蛇行流があり、中には八丁の如き下瀉の如きその蛇行部を切斷して直流となした處もある。その爲めに元々橘村深く遡つた潮が一里許り行かなくなつたと云はれる。蛇行と舟航との關係は前述の通りである。

堀切りは貞享比で、八丁等その爲め葭野が美田と代つて千石の物成を得てゐる。今尙ほ舊河道は堀川として殘され古川の名稱がある。又大町町字下瀉の地も同樣である。別紙此の地方の寫眞を參照せば一目瞭然たるものがあらう。勿論此の川は潮汐があり、地方の灌漑用には供されないが、上流に炭坑地を有する關係上、水運には極めて至便である。

牛津川・六角川は合して爰に住ノ江川となつてゐる。下流の住ノ江は特別輸出入港である。

（3）溝渠　灌漑用水を與へる溝渠は、其の形態・構造・用法等から四種に分つことが出來る。（二萬五千分の一地形圖佐賀南部（迷路型溝渠）（牛津直線式の溝渠直線狀の地溝）參照）

A、直線狀小溝渠は、自然流に依る、佐賀平野五米等高線以北に多い。

B、不定型迷路狀大溝渠は、揚水機に依る、佐賀平野五米等高線以南にて嘉瀨川以東に多い。

C、直線狀大溝渠は、同前。嘉瀨川・牛津川間に多い。

D、直線狀池溝は、六角川・住ノ江川以南に多い。

（イ）直線狀小溝渠は、佐賀平野五米等高線以北に多い。小溝渠狀の水路は、概して幅狹く半米から廣くも二米位に及ぶものが普通で、水深も極く淺く半米より一米に及ぶ位である。川底は大抵細砂で、隨つて水流も他の種類の水路に比して美しく見える。又流れも速い、之等の水路は隨處に水田に直接口を有するか、又小支流を出して多くは自然の流れに依つて灌漑せられて居る。故に此の種の地方は、足踏水車を要することが概してない。而して五米等高線附近に至るに隨つて水流の速さも減じ、河底も粘土質に移り、水も稍々透明を缺ぎ次第に大溝渠に漸移する。卽ち此の灌漑法は山地緣邊に於て、最も特色を著はしてゐる。

（ロ）不定型迷路狀大溝渠は、佐賀平野五米等高線以南、嘉瀨川以東に於ては、形の不定な溝渠が多く、之が佐賀市地方の農村景觀の一特色である。其の狀を例ふればペルシヤの首府テヘランの街路の如く、迷路狀をなして居る。之を單にホリ（堀又壕）と云つて居る。各堀は何處かで連絡し、上流より下流に向ひ、處に依つて速き部分もあるが、極く緩漫に流れてゐる。然し行止りの處は殆ど水流を示さない。水面には大抵菱其の他の水草が密生してゐる。菱は實を茹でゝ、市中に行商さる。之等の堀は幅十米に及ぶ物あり、水深三―四米のものも多く、尙ほそれ以上のものもある。底質は全然泥土で、川干の際には泥土を揚陸して肥料の補助とし、斯うし水深を保つのである。

水面は田面より必ず低く、水枯の時期には深い堀にては三―四米位の低位となる。故に堀に依る灌漑は必ず足踏水車に依らなければならなかつた。而も甚しきは水車三段を要する、水車の徑は約六尺位である。

水車揚水の景觀は、機械灌漑前の佐賀地方の農村らしく見える特相であつた。然し現在では電氣モーター又はガスエンヂンに依る揚水法に漸く改良せられ、夏季酷暑の際等爽かなモーターが響き、冬枯の野にあちこちに孤立するモーター小屋亦共に近代地方色の一となつて來た。

此の堀の發達に就いて考ふるに、川上嘉瀨川の如き自然流は、平地の流路に於ては主として山地降水の排水路で、其の氾濫は恐るべきものがある。故に平野に於て堤防を切つて處々

に給水路を設くる事は、洪水の際に危險なる事となる。されば分流と雖も極く上流部より二―三を派するに止まる。之はたゞ土地の傾斜と、水流の關係とのみに因るものではない。堅固なる堤塘に護られて居ることも、萬一の大雨の備へに外ならぬのである。

而してその堤塘の決潰氾濫は、水田に被らしめる。されば當然旱魃期に備ふる貯水が必要である。上流の分流の水は脈狀に分派して、平野十數粁を流れる間に、可なり揚水せられて減少する。故に下流卽ち下佐賀地方では自然堀の幅と深さ大さ等を增大して、貯水することの必要がある。

又平野の甚しき降雨時を考ふるに、主排水流は河底高く全く低地排水の用をなさない。依つて雨水を一時收容するの必要がある。此の爲には堀の深さ太さの大なることは更に重要である。不定型迷路狀に發達せし理由としては、前述の他各自の水田への給水の爲で、小溝にては水不足を告ぐること多き故、大型のまゝ掘鑿し貯水するものである、而して或處まで掘り、其處よりは地上の小水路にて田面に送り込むのである。斯かる結果として行詰りの多い迷路狀發達を來たしたものと思はれる。

（ハ）直線狀大溝渠は、佐賀市南郊の本庄川以西に初まり特に嘉瀨川・牛津川の間に多い。堀の形態は南北に直線狀に長く、幅及深さは前述のものと相似てゐる。迷路狀に發達しなかつたことは堀の間隔に關係があると思はれる。

（ニ）直線狀池溝は、六角川・住ノ江川に圍まれる、地方に在る特色は堀が自然の降雨、卽ち天水に依つて受水し、之が灌漑用とされることである。それは六角川・住ノ江川が、灌漑水として全く用をなさない爲である。故に降雨の如何は、此の地方の稻作に直接の關係を及ぼす事になる。水田も水の保溜上濕田とせる處が多い、麥作・菜種作の際でも、畦を高くして濕田中に作れるを見る。堀の大さ深さも佐賀地方は城南部の如く大でない、故に長旱期には水の不足を來たし、淡水の補給が出來なくなることがある。その時は佐世保線北方驛北方の、燒米の池から六角川を筧式（今、サイフォン式）に渡して、此の地方に送水する。而し無論滿足なる給水は到底望まれない。されば近時穿井により灌漑水を得て居る處もある。南有明村の如きは其の一例で、三百尺の深井を穿つて居る。井水は淺くても湧出するが、僅かに鹽分を有する故斯く深くするのである。

尙ほ此の地方は地形圖にも見ゆる通り、不規則なる堤塘が多い。之等は濕田の多い關係上、葉菜其の他の副食物資料、或は麥等の栽培の爲に築かれたものが多く、兩斜面をその畑地とし中央は里道となつて居る。

（4）溜池　溜池の分布は殆ど山麓線の五十米等高線以下に限られて居り、其の形は一定してゐない。其の利用も亦必ずしも水田灌漑用とのみは限らない。

（5）灌漑法　既に水系と共に灌漑法の大體を述べた部分もあるが、玆では自然流に依

るもの（前述）、足踏水車に依るもの（前述）以外に、目下佐賀縣下に漸く普及しかけたもの、現在佐賀平野南部殊に佐賀市を中心とする地方の機械灌漑法に就いて聊か述べて見よう。

（イ）由來　佐賀平野に於ける稻には、植付の時期に依り早稻・中稻（中晩稻）・晩稻の三種がある、早稻の初めは螟蟲の發生期に當り、爲に其の被害が著しくて、良い收量を得ることが困難であつた。されど三種の稻を廢して之を一期作とすることは夏期の最大給水期に、從來の足踏水車の揚水法では人が不足して、完全な給水は望まれない。此の爲に早・中稻に及ぶ螟蟲の害をば忍びつゝも三期作としたものである。足踏水車は一車一人を要し、夏期渴水時には一ケ所の揚水に二車二人、又は三車三人を要する。而も一日中踏み續けることは容易でない。筆者は午前三時頃既に揚水せる農夫を見、又夜十時頃揚水せる農夫をも發見した事が屢々あつた。

されば之に要する勞力は多く、爲に除草・害蟲驅除等の作業にも障害を與へるで、勞力の經濟的使用を考究の結果、爰に揚水機が改良された。卽ち電力に依る機械揚水法が生れた理で、既に大正十一年に着手したが、翌年早くも佐賀郡內の施設が略ぼ終了した。

（ロ）灌漑設備　灌漑の設備は、揚水機の設置と水道の構築とである。揚水機は一―二又は三馬力位の電力に依るモーターと、之に接續する推進機式の齒車とを有するポンプとから成る。給水田の位置をば考慮して堀の岸に先づ据付けられ、斯くて之を保護する小舍が設けらる。水道は最初は田に沿うて土壁の溝を作つたが、水洩れ崩壞の爲め近時コンクリート・煉瓦等に改修され、大なるは深さ一尺二―三寸、幅約二尺で、未梢になると次第に小となる。揚水口は比較的高位置に依つて、その送水を便にし、道路は暗渠・河川は筧等で越さしてゐる。

（ハ）使用　としては農夫がモーター小屋に至つて、スキツチを入るればそれで事足りるので、適當時に田巡りをなして、揚水狀態を見、滿水した時その揚水を止める操作は極めて容易で、從來の水車の比ではない。二―三馬力モーターの擔能田面は、五町から十五町歩に及ぶと云はれてゐる。夏期旱魃時の水面低落時も、機械設置當初に之を考慮してさへあれば、運轉不能に陷ることもない。

（ニ）機械の分布　機械の分布佐賀郡を最初の施設地として、今や全縣下に擴充されつゝある。尙ほ次に佐賀縣耕地課調査の表（昭和三年六月一日現在）に依り縣下に於ける分布其の他の狀況を示すと、

機械据付の密度は、佐賀郡で云へば南部に多い。之は前述した如うに五米等高線より以北山地に寄つた地方は、自然流を利用することが多い故、全然足踏車に依つた南部に多く之を見るのは自然である。而して電力又は瓦斯發動機等による揚水法は、現在に於ては佐賀縣のみならず、勞力の經濟と勞力の轉換とによる他作業の增進とが認められ、他縣にもその設置

を見るに至つた。

（ホ）効果　佐賀縣耕地課に於て、佐賀縣機械灌漑概況（大正十五年度二月現在）を表出せられたものの末尾にその備考として、

A、從來の灌漑、從來は踏車により灌漑せられ一反歩當延人員人夫六人乃至十八人を要し、平均十二人にして一日一人の賃銀二圓なり。踏車は一戸平均四臺一反當大凡四臺を準備す。一臺の時價五―六十圓、其の保存年數十ケ年、一年一臺の修繕料六―七十錢。

B、機械灌漑後の効果、從來深水灌漑の弊ありしも、灌漑理想的となり、尚又勞力剩餘の結果、病蟲害の豫防・驅除・施肥・除草等栽培も懇切となりたる爲め、反當り少くとも二斗の增收を見る事となり、加ふるに副業の發展著しきものあり、踏車灌漑は炎天直下の苦勞甚しき爲め、農業を嫌避する風ありしも、機械灌漑は非常に歡迎を受け、殊に婦女子の喜ぶこと非常なるものあり、勞力の剩餘は耕作力の增加となれり。云々

筆者は炎天下に、婦女子小學生等が驅り出されて、踏車に從事せしことを回想し、婦女子幼童の喜びを思ふことが出來るとの効果に就いては、右之引用文に殆ど盡さて居るのだから複言はしない。

## 第三節　結論





佐賀平野の水誌に就いて其の概要を述べたが、之を要するに脊振山地は地質の關係上草地多く、平野に接して障壁狀の山地が連なり、盆地狀の山地に對して排水路は少く、降水上には梅雨其の他夏季的降雨の多い表日本式降水量を示し、山地の雨水支持力は薄弱であり、平地の傾斜は至て緩漫で幅廣き地形をなし、排水も十分ならず、從つて降水に對する河川の增水は急激なれば、自然流は山地雨水の主排水路としての機能を主とし、平地に於ける灌漑水は、上流部より人工の分流を派して供給し、その水は緩傾斜を利したる大小の河川・溝渠により分配貯水され、水の需用期終れば一般に井樋と稱する閘門が開放されて、主排水流又は直接海に放出される。但し第三紀舊層の山地を背にする、住ノ江川以西の白石地方に於ては、補充すべき水の供給の困難なる關係上、放出することがなく、常に濕田として或は堀に之を貯へてゐる狀態である。

灌漑法に至つては、山麓より五米等高線附近までは自然的の引水法が主で、他の以南の地にては從來足踏水車にて、溝渠より揚水して水田に供給されたが、近時勞力の關係上機械に依る揚水灌漑法が採用せられ、殆ど之に改良せられて居る、但し白石地方は之に依らない。（良吾云、最近は白石地方亦概ね之に依る）而して此の灌漑法に至つた主な理由としては、河川が河底高く而も高い堤防に護られて、雨期の排水を主とし、常時の灌漑水を全然之れに望めば不時の增水に汎濫の害を見ると云ふ、實に止むを得ざるに出でたものである。白石地

方は六角・住ノ江川に隔離されて、山地より淡水の供給も十分ならざる上、川自身も潮汐の關係上水田への供給は不能なれば、そこに特殊の堀と灌漑法とを生じて居る。（良吾云、白石地方の灌漑水は、藩初は永池溜池のみに之を需めた、永池は杵島山麓にて決して六角川に隔離されたものではない。）史實に見るも佐賀平野水利の如何は、直にその農業に重要な關係を有する所から、この水利事業は特に發達もし、例の成富兵庫の如き、水利土木の偉人をも生むに至つた所以である。

斯くて此の地方の見かけの上では、自然流が直接此の平野の水田を養ふ如うだか、實際に於ては既述の如うに河川溝渠が其の主役をなすもので、此處に分流をその上流地に開鑿され た、水利土木家の功業の偉大さも窺はれ、さらに其の分流の機能の重要性をも存する理である、之が抑も農村聚落の動脈としてその生命を支持する所以である。而して筑後川左岸の福岡縣下筑後地方の溝渠の多き平野にも、斯かる理由と説明とは必ずや多く轉用される事と思はれる。

（附）

## その一　佐賀縣機械灌漑狀況

（昭和三年六月一日現在）

| 地區 | 灌漑段別 | 揚水機馬力 | 臺數 |
|---|---|---|---|
| 佐賀郡東川副村 | 三六六・二町 | 五一・〇 | 一七 |
| 同北川副村 | 四四九・〇 | 八九・〇 | 二三 |
| 同巨勢村修理田東分 | 五二・七 | 一二・〇 | 五 |
| 神埼郡境野村 | 一九二・七 | 三四・五 | 一四 |
| 同蓮池村 | 二六二・一 | 四八・五 | 一二 |
| 同千歳村 | 二二五・〇 | 三八・五 | 一二 |
| 同城田村 | 三九三・一 | 六二・〇 | 一二 |
| 同城田村下板 | 二五・七 | 五・〇 | 三 |
| 同千歳村柳島 | 四一・七 | 八・〇 | 四 |
| 三養基郡南茂安村田島 | 三八・一 | 一一・〇 | 三 |
| 同同村本分 | 七一・一 | 一三・五 | 三 |
| 同南島 | 五八・九 | 一〇・五 | 四 |
| 同西分 | 二八・三 | 六・〇 | 三 |
| 同持丸 | 六三・一 | 一六・五 | 六 |
| 同坂口 | 四三・五 | 一五・〇 | 一 |
| 小城郡三日月村金田 | 二二九・六 | 四七・五 | 一四 |
| 同郡芦刈村町分 | 三二・八 | 八・〇 | 三 |
| 同村中溝 | 四二・一 | 七・〇 | 三 |
| 三養基郡鳥栖町高田 | 六・七 | 八・〇 | 一 |
| 神埼郡城田村乙ノ南里 | 二〇・〇 | 六・〇 | 一 |
| 小城郡三日月村佐織 | 四九・二 | 一五・〇 | 一 |

以上の十八地區は踏車灌漑を機械灌漑に改めた耕地整理地區である。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小城郡 | 三里村 | 右原 | 四〇・四 | 一五・〇 | | | | 一 |
| 同郡 | 東多久村 | 河北 | 一四・八 | 五・〇 | | | | 一 |
| 東松浦郡 | 相知村 | 久保 | 一〇・四 | 六・〇 | | | | 一 |
| 同郡 | 久里村 | 原第一 | 一一七・一 | 五・〇 | | | | 一 |
| 同郡 | 鬼塚村 | 養母田 | 一一七・八 | 七・五 | | | | 一 |
| 同郡 | 湊村 | 相賀第二 | 一一八・九 | 一〇・〇 | | | | 一 |
| 同郡 | 鬼塚村 | 山本 | 六八・八 | 一〇・〇 | | | | 一 |
| 西松浦郡 | 山代村 | 城 | 六・九 | 一〇・〇 | | | | 一 |
| 藤津郡 | 鹿島町 | 行成 | 一二・四 | 八・五 | | | | 二 |
| 三養基郡 | 南茂安村 | 土居外 | 三五・二 | 三〇・〇 | 一 | ガス發動機 | | 一 |
| 同郡 | 上峰村 | 天建寺 | 六七・三 | 三〇・〇 | 一 | 同 | | 一 |
| 同郡 | 旭村 | 江越 | 七三・八 | 四六・〇 | 三 | 蒸氣機關 | | 一 |
| 同郡 | 旭村 | 三島 | 二〇八・五 | 三二・〇 | 一 | 同 | | 一 |
| 同郡 | 旭村 | 下野 | 九・二 | 一四・〇 | 二 | 石油發動機 | | 一 |
| 西松浦郡 | 大川村 | 石坂 | 五・六 | 一〇・〇 | 二 | 同 | | 一 |
| 同郡 | 同村 | 川西 | | 一〇八一・〇 | 五六九 | | | 一 |
| 佐賀 | 大井手水利組合 | | 五一〇三・〇 | | | | | 一 |
| 總合計 | | | 八五五〇・九 | 一八五二・五 | | | | 七五六 |

以上の十二地區は開田地用水並に舊田補水を目的としたる機械灌漑耕地整理事業地である。

踏車灌漑を機械灌漑に改めたる水利組合事業地區なり。



## その二　疏導要書抄錄

疏導要書は（天保五年四月、佐嘉藩士南部長恒の編述である）

### (一)　千年川

宮ノ渡廣サ七十間豆津渡廣サ百間、常水深サ三四尋、寶暦十二年ノ調當時常水四五尺、此川筑後肥前ノ御境ニテ御境川ト相唱ヘ、日本大河ノ內ニテ、水上ハ豊後肥後ノ山々谷々ヨリ打出シ、數里ニシテ肥後領宮野原ト云所ニ出ル、此所瀧アリ（沈澄ノ瀧正說ナリ）半高瀧ト云、是則御境川ノ水上ニテ、瀧壺マデハ久留米其外ノ通船是アリ、此處ヨリ豊後杖立マデ道法三里程、同所ヨリ日田マデ十里程ナリ、同所ヨリ豆津マデ十六里程、又同所ヨリ大託間崎マデ十里程ナリ、如此水上ヨリ海際マデ、道法既ニ四十四五里モアルヘキ川ナレバ、水勢常ニ夥ク、又其內ニモ筑前・筑後ヨリ打出ス川々モ數多ニテ、皆々此川筋ニ落入ル事ナレバ、降雨ノ節ノ水勢殊ニ凄マシク漲落ルユヘ、此川筋ニ近キ國々福岡領、脩又久留米田代ハ云ニ不及、御領內ハ轟木ヨリ始メ、三根・養父・神埼・佐嘉ノ村々往還道下ノ所、此川ノ爲ニ耕作ノ憂トナルコト每歲ニテ、農民ノ心苦云計リナシ、依之成富茂安其災害ヲ除シ、爲ニ千栗ヨリ南坂口村マテ、道法三里ノ間數三十間、高サ四間ノ土井ヲ築立テラレシヨリ、洪水ノ憂餘程寡ク相成リタル由ナレトモ、右ノ如ク數十里ノ間所々ヨリ流落ル大河ニテ水嵩夥ク、四ケ領ノ間ニ打集マル水ナレハ、中々急ニ南海ニ引落ス事叶カタシ、其上先年久留米領君津ト云所ニ、問屋ヲ立テ船着ヲ賑サント、川西・道海嶋ノ水當リニ百六十間程ノ荒籠ヲ築出シ、西ニ當ル水ヲ東ニ刎サセ、右若津江ニ引シケル故水上ヨリ落集ル水此荒籠ニ支ヘ、猶又滯ル樣相成惣テ御城下多布施川ヨリ東三根・養父迄ノ間御領內ノ山々谷々ヨリ打出ス川筋モ十餘筋、直ニ大河ニ打出スモアリ、又佐嘉江ニ落入リテ打出スモアリ、皆々大河ノ水嵩少キ時ハ右ノ川々速ニ引落スコトナレトモ、降雨數日ニ及ブ時、御領內ノ川々ヨリ落來ル水ト、

大河ノ水ト又南海ヨリ滿上ル潮トニ支ヘ、佐嘉江ヨリ三根・養父・神埼道下ノ所、扨又久留米・田代ノ村々人家軒ヲヒタシ、數里ノ間一面ニ大海ノ如クニテ作民ノ困窮甚シキニヨリ公訴ヲ奉リシ末、三四十ケ年以前萬年何某ト云フ御旗本下向アリテ、右ノ道海荒籠ヲ半ハ取除ケラレ、然レトモ水至テ深ク、數萬ノ石ヲ入レシ荒籠ナレバ、中々水底マテ悉ク取除ルコト叶ハスシテ、其ノ功ヲ空クスルニヨリ、思ヒノ儘ニ水害ヲ除クコト能ス、勿論此大河ノ水モ以前ハ雨ノ降ヤウニテ、大體ハ定マリテ出ル事ナリシ由老農ノ物語ナリ、假令ハ今日終日ノ降雨ナレハ、翌朝ヨリ段々水カサ太ク成ルニ、大形ハ一時ニ五寸程ツヽ相增ヨシ、然ル時ハ一日ニ三尺ホト、晝夜ニ六尺、二日夜ニ一丈二尺ト漸々ニ水相增ニヨリ、其心得ニテ降雨ノ時分ヨリ家財雜具取片付ナト水難ノ覺悟致ス事ニテ困窮ノ內ニモ少シハ緩ナリシ由、然ル所近年右ノ定規ニ迦レ、降雨ノ後水嵩マサルト見レハ、暫時ノ內ニ大水湧出ル樣ニ相成、家財雜具等取片付ル間モ是ナキ樣ニナリ、惣シテ地行川ヨリ落下ル水モ以前ノ洪水ノ如クナレハ、降雨ノ後一日又ハ二日位ニ大川ノ水相增ルコトナレバ、其內ニ床水ハ（地行ニ集降ル水ヲ床水ト云コト大川筋ノ通語ナリ）引落スコトニナリシニ、近年ノ如クニテハ床水ト御境川ノ水ト一度ニ出水致ス樣ニ相成リ、殊ノ外農家ノ勞ト成リ、第一如右ニテハ御取箇ヲモ相減シ、行々ノ御國害ナレハ其源ノ廻水ヲ尋見度日頃心ニ掛シニ、少ク便リアルコトアリテ、或日此川筋ヲ尋見ケルニ、蘢木ヨリ東ニアタリ四里バカリノ所ニ、筑前領白鳥村其外三四ケ村、久留米領入交ノ所アリ、石高凡ソ五六千石ノ地面ノ由年々水滯シテ耕作ナリ難キ故、七八ケ年以前久留米領ヘ相談シ、シツヌキト云惡水吐ノ石井樋ヲ三ケ所ニ（井樋イツレモ五尺ニ六尺）仕部、同領ノ地面ヲ買取リテ新ニ水道ヲ掘拔、右ノ惡水ヲ大河ニ打出ス樣ニ計ヒシヨリ、筑前ノ地面ハ思ノ外ニ耕作出來ル事ニ成リ、至極便利ノ由ナレトモ、此石井樋ヨリ川下ノ所、右ノ惡水ニテ殊ノ外難儀イタス樣ニ相成リ、勿論シツヌキノ水、元來大川ノ水ヲ引耕作イタス事ニテ、洪水ノ節トテモ替ルコトナキ譯ナレトモ、以前右ノシツヌキ井樋無之節ハ、





久留米ノ作水ニ床島村ト云所ニ井手ヲ揚テ、幅七八間ノ水道ヲ掘リテ大川ノ水ヲ引、此水道東西凡一里ホト是アリ、筑前領ノ惡水此北ヨリ落ル水ニテ、右ノ川土井ニ支ヘ引落スヘキ水吐ナキ故、數日水滯イタス事ナリシニ、前ノシツヌキ此川底ヲ掘拔キ引落ス樣ニ計ラヒシヨリ、數日滯ル水一時ニ大河ニ打出ス事ユヘ、形ノ如ク筑前領ハ大慶ナレトモ、右ノ川下三領ノ所ノ水害誠ニサクルニ所ナク、近年ノ困窮以前ニ位スル事難クヘキ事ナリ、依テ此洪水ノ難ヲ防ントナラハ、先ツ上ハ下野村ノ土井筋ヨリ千栗・豆津ノ上下、安永村・天建寺村等ノ土井筋ニ笠ヲ置腹付ヲシテ至極丈夫ニ普請シ、如何ナル洪水ニモ能對フル樣ニイタス事肝要也、左アリテ上ハ松島ノセバミ、下ハ豆津ノ渡場百間ノ所ニテ水ヲ持セ、川下ハ久留米領ヘ相ヒ談シ、彼道海島ノ長荒籠ヲ取除キ、惡水ヲ速ニ引落ス樣ニ致スナラハ格別便利ナルヘシ、如右土井筋堅固ニ相成リ、又下ハ水吐ノ勝手ヨク成ナラハ、假令ハ平生三日ニ引落ス水ハ五日モ水上ニ持ヘキナレハ、豆津ヨリ下ノ引落シ早ク、其內ニ床水ハ自然ト大河ニ引落スヘシ、前ニ云ル如ク御城下多布施ヨリ東ノ川々ハ、佐嘉江筋其外トモ皆々右ノ大川ニ引落ス事ナレハ、成丈ケ此川筋ニ心ヲ寄セ、引落シノ手段サヘ宜ケレハ、御領內ノ水害ハ少ク相成ル事ナリ、惣シテ千栗其外ノ土井筋茂安ノ築立ラレシ時ハ、數三十間ノ由書歟アルコトナレトモ、當時ニテハ二十間或ハ十七八間又ハ十五間ト所々ニテ違ヒタル所ナリ、本土井筋サヘ如此、マシテ川土井ノ所ハ形ハカリノ場所モ是アリ、豆津ノ上横土井ナトハ本土井ノ取付ヨリ渡場マテ六百間ノ所ナルニ數十間ナラテ無之、此土井ハ久留米領長門石村其外千石餘ニ及フ所ノ地面ニ湛ル水ヲ持スル土井ニテ、賴切ノ土井ナルニ如右手薄クシテハ心元ナキコトナレハ、本土井ト同ク今ヨリ漸々ニ笠置腹付ヲシテ、何卒二十間位ノ土井數ニハ成シ度事也、四十二三年以前、寬政亥年諸國ノ洪水アリ、此時御境川ノ水勢強ク、千栗ノ本土井・江口村、其外所々ノ土井切レテ、（六月十五日ノコトナリ）三根・養父・神埼・扨又御城下高尾邊マテ水拂ヒ來リ、一面ニ大海ノ如ク、數日水滯シテ殊ノ外難儀ナリシ由、

就中三根・養父邊水害甚タシク、人家軒ヲ浸シ舟ナラテハ往來叶ハサル位ナレハ、農民此カ爲飢ニ及ユベ、早速御藏々ヨリ米穀ヲ差出サレ御救助アリシ由云傳フ、此ノ御救ノ米穀ヲ運ブニ、往還筋其外船ニテ運送セシトソ、又其以前寶曆ノ頃ニテモ有ニヤ、本土井筋市原村ノ東ヨリ切タリトソ、此切渡大ナル池ニナリテ今ニアリ、蓮ヲ植テ年々根ヲ掘リ賣イタス此ヲ市原蓮ト云、其後十年ハカリ以前、文政申年洪水前ニ同シク本土井筋、其外所々切渡出來テ農家ノ艱難云ハムカタナシ、又天保卯年ノ洪水モ右ニ同ク、併本土井筋ハ恙ナクアリケレトモ、洪水ノ□□ヲ浸スコトハ不替ルナリ、□□□ハ洪水ノ殊ニ大ナルヲ拾ヒタルニテ、年々ノ出水人家ノ床ニ上ル位ハ常ノ事ナリ、一體大河ノ水勢夥シキコトハ言語ニ及ザル所ニシテ、以前ヨリ其害甚シキニヨリ、如前茂安ノ工風ニテ土井ヲ築カレシニモ川ニ添テ築ヘキ筈ナルニ、數百石ノ地面ヲ川中ニ殘シ、遙ニ五百間モ引取リテ本土井ヲ築カレシハ、至テ功者ノ仕形ニテ、洪水ノ筋水遊ヒヲ廣ク取リ、水勢ヲ拔シテ本土井ヲ堅固ニ持ツヘキ趣旨ト見ユルナリ、併

此千栗土井ハ寬永年中ノ事ニテ、年數十二年ニ成就ストアリ、此土井川表ノ方ニハ竹ヲ植、川裏ノ方ニハ杉ヲ植ル、此杉苗最初尼寺村ニ仕立タルヲ、三年目ニ村々ニ分チ與ヘテ植ヘサセラルトフ。

右ノ土井筋築立ノ節ヨリ凡二百年ノ間水ニサクラレ、雨ニ打レテ前ノ通リ所々手薄ク、若無據普請ノ場所出來ヌレハ、暫時ノ防ニテ笠置ヲ重ニ心掛ルニヨリ、只様上ニ高ク勾配ノミ尖トニナリタルナリ、最初築立ノ時ハ敷三十間・高四間・辻二間ノ由也、然時ハ三寸位ノ勾配ニ當ル、又二十間ノ敷ナレハ同シ高ニシテ四寸勾配ナリ、當時ノ土井ノ形ハ大形五六寸ノ勾配ニモ當ルヘキト思ハル、ナリ。





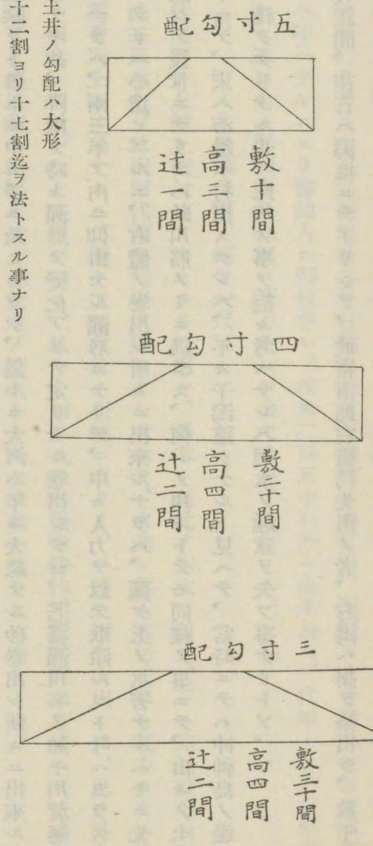


土井ノ勾配ハ大形
十二割ヨリ十七割迄ヲ法トスル事ナリ
石垣ノ仕様ハ又別ニ割様アルナリ

右ノ如クノ勾配ニテハ高スキテ弱ク、洪水ニ對ヘガタカルベケレバ、其心得ニテ腹付ヲシテ漸々ニ勾配ノ緩ヤカナル様アリ度コト也、惣テ土井ノ助トナル物ハ、小笹ナリ熊笹・リウ笹ナトヲ透間ナク植置ヘシ、此物ハ至テ茂リ安ク能榮テ根カラミ強ク、殊ニ其葉シナヘテ和ラカナルモノナレハ、水ニ當リテ其流ニ從フユヘ、土井筋ヲサクラヌ故ニ至極ノ植モノトスル也、右ノ外萩・薄ナト植ユトナレトモ、潮土井堤ノ土井ナトニハ然ルヘキカ、急水ナト出ル川土井ニハ小笹ニ限ルトソ、竹モ太キハ根サシ荒ク、又水ニ痛ムモノ也、柳ハ大形川岸ニ植ルコトナレトモ、其根入深カラス、水ニサクラレ岸落入リテ宜カラス、此等ノコトハ平日試ミテ其利害ヲ知ヘシ、扨此御境川ニ付テ一ツノ心遣アリ、近年ノ内ニハ知ルマシケレトモ序ニ記シ置ナリ、大河ノ吐合大託

間崎ニ潟道トテ竹ハシヲ立テ、年々搦地ヲ拵ル柳川ヨリモ同前ニテ瓦ニ潟ヲ爭ヒ、我劣ラシト出精イタスコトヽナリ、諫早ノ海モ數百町ノ搦ヲ仕立テシヨリ耕作ノ益是アリト雖モ、古來ヨリノ地面ハ年々水滯シテ損毛多ク成リタルコトノ由、是以前ナキコトナレトモ、右ノ搦地ヲ築立シヨリ江筋遠ク、屈曲出來テ水吐ノ辨利宜カラサル所ヨリ如此ト聞及フ事ナレハ、右ノ大託間ノ搦地モ可然ヤ否ヤヲ得ト了簡シ、後世ヲモ考ヘ遠ク慮ルヘキ事ナルヘシ、亦爰ニ幸ナルコト一ツアリ、御領内ノ川々ハ泥砂ニ限ラス、少シノ卷出シ出來ヌレハ、直ニ河蘆生ヒ出テ泥砂ヲ留メ、兩三年ノ内ニハ陸地ノ如クナル所マヽアリ、嘉瀨川ノ如キハ毎歳數千ノ人夫ヲ費シ、是ヲ取除クト雖トモ中々手ニ及ヒカタシ、然ルニ大河ハ年々大總ナル砂卷出シ所々ニ出來ルト雖モ、川蘆ノ生スル事ナキ故、降雨ノ時々瀨形ノ變化アリテ定リタル卷出シナシ、若嘉瀨川等ノ如キ川蘆卷出ノ上ニ生出ヲ繁茂スルナラハ、兩三年ノ内ニ仰山ナル瀨形ニナリテ、中々人力ヲ以テ取除ルコト叶ヘカラス、彼道海ノ長荒籠一ツニテサヘ心遣ヒアルニ、右體ノ卷出シ所々ニ出來ルナラハ、彌ケ上ノ水害ナルヘキニ先ツハ幸ノ事ト云ヘシ、惣シテ後世ニナリテハ此川筋ノミニ限ラス、何レノ川ノ川々トテモ同樣ノ事ニテ、山々ノ土砂降雨ノ毎度流下ルコトニテ、末ハ海邊ニ打出スナレハ、年々干潟遠クナル底殊ニ淺クナリタル也、此等ノ事ヲ能々考ヘサレハ廻水ノ趣意ヲ失フ事ナリトソ。

川副大託間、往古ハ潟地ニテアリシヲ、武富市郎右衞門先祖ノ者、右潟ヘ搦ヲ築出シ、數年ヲ經テ右ノ者從弟太郎右衞門ト申者、其志ヲツキテ普請シケルニ、元祿三年午春ニ至リ、土井其外全ク成就スト云リ、搦地五十町ノ内廿五町ハ御藏入ニ差上ケ、十三町ハ右ノ者祖母深堀家ヘ厚恩アル故、報恩ノ爲メ彼家ヘ差出シ、殘十二町ヲ自分取納イタス由、其後正德六年右搦地毎々高潮等ニテ打崩、深堀ヨリ普請手ニ及ズ、御境目亡地ノ樣ニナリテハ叶ハサルニヨリ御藏入ニ仰付ラレ、地米二百五十石外ニ余米加ヘ、代地トシテ三根郡簑原村ノ内、地米三百七十二石余ノ御判物ヲ彼家ヘ渡下サレシ由ナリ。

**(二)轟木川**　町ノ入口幅八間、深サ一尺

此川田代領甲ノ上村上宿村等ノ山々ヨリ打出シ、轟木・田代ノ作水ニ引ク、下ハ赤江口ト云所ヨリ大河ニ打出ス、道法二里ホト、此川田代領ト川中ヲ限リタル所ニテ、水流レ常ニ寡ク、年々双方ヨリノ築出アリテ、當時ニテハ御番所上下ノ所ナトハ、漸ク二三尺位ノ川幅ニ成タリ、一體此川筋山川ニテ、思ノ外急水ノ場所ニテ、時ニヨリ川支ニモ成ルホトノ川ナルニ、只今ノ如クニテハ後來耕作、扨又往來ノ支ヘトモ成ヘキコトナレハ、双方熟談アリテ以前ノ川幅ニ改メ、急水ノ憂ナトナキヤウ取ハカラヒタキコト也。

一、右同西ノ入口川　幅六間　深サ三尺
一、朝日山川　幅八間　深サ二尺

右兩川田代領ヨリ打出ス入口川ト同シ。

**(三)安良川　幸津川**　又精川

此川田代領我妻屋村ヨリ上ノ山々ヨリ打出シ、山浦村・原古賀村・大楠村・儀德村・幸津村・下野村等ノ作水トナル、下ハ赤江口ヨリ大河ニ打出ス、道法二里餘右幸津村山際ノ所ニテ、畠地多ク水掛リ惡キニヨリ、茂安ノ思慮ヲ以テ此安良川ヲ分テ、山際ノ方ニ水ヲ引キ田地ヲ仕立テラレタル由、往還ノ所ニ石井樋アリ傍ニ銘アリ。

九州肥前國養父郡幸津村石井樋
國主鍋島信濃守藤原朝臣勝茂
成富兵庫助　大藏朝臣茂安部之
右奉行　江副八太夫　成富李兵衛
田尻善左衛門　成富右衛門
大庄屋　福井孫太夫
當郡代　西與左衛門
寛永三年四月廿九日

**(四)村田川**　幅六間　深サ二尺　堤川ヒ

此川水上立石山ヨリ打出シ、村田村・江島村・田島村ノ作水ニテ、末ハ千栗ヨリ東古川ニ打出ス、道法一里半。

**(五)立洗川**

此川立石ヨリ打出シ、中原村・白壁村・東尾村・江口村ヨリ杉土井筋ニ打出ス、道法二里ホト也、此所ノ作水以前勝手惡ク、旱魃ノ憂少カラサルニ依テ、成富ノ工夫ニテ五段三歩ノ堤ヲ築キ、此川筋ニ井手ヲ揚テ、右ノ堤ニ引入ラレショリ水旱ノ憂ナク、耕作ノ便利最宜キ由、此御領内堤ノ始リニテ、是迄ハ堤ト云者ハナキ事ノ由、此後ニナツテハ末ニ記セル如ク村々水掛リ惡キ場所、又荒野等ヲモ開キテ堤ヲ築キ、耕作ヲ營ムヤウニ成タリ、又尺八ト云物ヲ部テ水ヲ次第ニ落スコトモ是時ヨリ始マルト云ヘリ。

**(六)綾部川**　幅八間　深サ凡二尺　寒水川ヒ

此川水上石谷山ノ谷々ヨリ打出シ、市ノ瀬井手ヨリ下簀原村・綾部村・姫方村・原ノ古賀村・寒水村・西尾村・中津隈村・江口村・西嶋村・本分村・南島村等ノ作水トナル、末ハ御境目江見江ヨリ大河ニ打出ス、道法三里半。

**(七)九町分川**　幅四間　深サ一二尺

此川水上ハ石谷山ノ谷々ヨリ出ツ、又鳥越等ノ山々ヨリモ出ル、屋形原ヨリ切通シ、下津毛村・中津隈村・九町分村・江迎村・江見村等ノ作水トナル、道法四里程ニシテ江見江ヨリ菰ノ江ニ引テ大河ニ打出ス。

**(八)市武江筋**　幅八間

此江坊所村ノ堀筋ヨリ市武村ニ出ル、其下ハ六田江ヨリ菰ノ江ニ出テ江見川ト一筋ニナリ、大河ニ打出ス、道法一里程。

**(九)勘太郎江**　幅七間半

此江水上ハ米田村ノ堀筋ヨリ、坊所村・寄人村・市武村・和泉村・江見村等ノ作水トナル、末ハ六田江・江見川ト一ツニ成リ、大河ニ打出ス、道法一里ホトナリ。

**(一〇)直代江**　橋上四間　中六間　其下八間

此江横田川・田手川ノ分水、水上ハ蛤岳井手溝ノ末流ナリ、鳥隈村・若野村ヨリ曾根村・米田村・神崎・寺家村・續命院村・向島村・神崎・下郷・大島村等ノ作水トナル、下ハ菰ノ江ト一筋ニナリテ大河ニ打出ス、惣シテ此江筋ヨリ東右ノ勘太郎江・六田江・西島川・九町分川ト、五筋トモ皆々菰ノ江ニ出テ大河ニ引落スコトトナルニ、大河ノ水嵩太キ時ハ此江筋ノ川川水引落スコト叶ハス、年々水滯シテ殊ノ外村々ノ難儀ナリシ上ニ、如前御境川ノ水近年出水早ク、地方ノ水ト大河ノ水トハ一時ニ湧出ル如ク成タル故ニ猶又困窮スルコト也、一射大河ノ水サヘ引落シ早クナレハ、此等ノ川々モ速ニ引落スハ勿論ナレトモ、是迄ノ所ハ只大河ノ水ノミ憂ヒテ、

地行川ノ堀浚大形ナルヲ辨ヘスシテ、（此邊ノ老農モ以前ヨリ右ノ江川ノ堀浚アリシ事ヲ知ラスト云ヘリ）徒ラニ砂巻出等ノ水筋ヲ塞キテ水引ノ辨利宜シカラザルニ依リ、一兩年ノ所昔ノ川幅ニ改メ、數千ノ人夫ヲ入レテ毎度浚ヘ見ケルニ、大ニ水吐辨利ヨク成リテ、始テ川々ノ浚ニ功アルコトヲ知レリト、村々ノ農民悦アヘルトソ。

**（二）西島川**　幅四間

九町分川ト大抵同シ

**（三）田出川**　幅十間　深サ二三尺　上ハ石動川

此川水上ハ久保山ノ東谷々ヨリ打出シ、一里程ニシテ蛤岳井手溝ニ出ル、夫ヨリ谷々ノ水ト一ツニ成リ松隈村ニ出ル、水上ヨリ此所マテ二里、又蛤岳ノ南ノ谷ヨリ打出ス水一里半ホト、又久保山ノ南ノ谷ヨリ東ヘ落ル水二里程ニシテ坂本ヘ出ル、此川三筋落合ヒテ上石動ニ打出シ、夫ヨリ西石動村・下石動村・横田村・辛上村・吉野ケ里・田平村・丙乙村・大依村・力田村・伊保戸村・神納村・藏戸村・荒堅目村・下板村・詫田村・渡瀬村・快樂村神代上下・林慶村・崎村・里津村等ノ作水トナリ、林慶江崎村江ヨリ大川ニ打出ス、道法五里ホトナリ

惣シテ右ノ村々古來作水ノ便リスクナキニヨリ、成富ノ工風ヲ以テ久保山ヨリ東ノ谷口ニ落ル水小川内村ノ作水ニ余リアルヲ計リ、蛤岳ノ北ヨリ山際七百間余ノ所井手溝ヲ築立テ、山犬岳ノ西ノ谷ヨリ南ヘ落シ、右ノ通リ石動川ニ打出ス様ニ計ラハレシヨリ今ニ至テ大ニ耕作ノ辨利トナリタリ、然レモ此井手溝專ラ砂地ニテ、眞土是レナキ所ナレハ溝筋ノ土井崩レ安ク、年々普請方ニ手ヲ込コトナレハ、何卒トシ此普請ナキ様工風アリ度コト也、一體此水ハ前ノ如ク久保山ノ東ヨリ北ニ落ル水ニテ、谷筋ノ所ニハ圖ノ如ク石ニテ堰止メ、丈夫ニ築キタルコトナレトモ、右ノ通砂地ニテ水漏レ安キ故、毎歳念ヲ入レテ是ヲ防クト雖モ、留リ兼ルコト成シニ今度ノ普請ヨリ右ノ石井手ヨリ五六間モ水上ニ新ニ井手ヲ築キ、纔ニ常水ヲ留ル迄ニシ、水嵩少シ增スレハ直ニ右ノ井手ヨリ流レ越ス様ニシ、最初ノ井手ヲ二ノ井手トセシカハ、以前ノ如ク漏水ノ憂ナク大ニ辨利ヨクナリタリ。

**（三）水馬場川**　幅九間　流水少シ

此川仁比山ノ谷々ヨリ打出シ、城原村・朝日村石井ケ里・鶴村平ケ里・本堀村・藏戸村・荒堅目村・高志村・藤ノ木村・神水村・詫田村等ノ作水トナリ、田手川ト落合ヒ、末ハ大川ニ打出ス、道法三里半。

**（四）神納川**　幅四間

此川水上ハ志波屋山ノ谷々ヨリ打出シ、志波屋村・竹原村・神崎村・馬郡村驛ケ里・神納村・藏戸村等ノ作水トナリ、夫ヨリ詫田江ニ出テ末ハ大河ニ入ル、道法二里。

**（五）城原川**　巾十二間　深サ二三尺　下ハ神埼川

此川水上ハ脊振山上宮嶽ノ西ノ谷ヨリ久保山ニ落テ腹巻山ノ東ニ流ル、又仁比山・政所山・倉谷山等ノ谷々ヨリモ打出ル、夫ヨリ城原村石井ケ里・犬目ケ里・猪面村・鶴田村新宿乙ノ南里・蛭牟田村・直鳥上下・柴尾村・古賀村・堂地村等ノ村々、仁比山ノ脇一ノ井手ヨリ始メ、所々ニ井手ヲ揚テ作水ニ引ク、末ハ蒲田江ニ引落ス、道法七里余、此川所々ノ井手其外惡水引ノ仕様等、皆々成富ノ計ラヒナル由云傳ルナリ。

**（六）蛇取川**　幅十間　深サ一二尺　下ハ姉川

此川城原川ノ分水八子村ノ東ニ當リ井手ヲ揚ル、此ヲ三千石井手横落水道ト云、此以前ノ水道ハ今ヨリ水上ニアリ、古水道ト云、七十年ハカリ前此横落水道ニ堀替タル由、右ノ古水道ハ成富ノ計ナル由ナレトモ、乘水少クナリケルユヘ堀カヘタリトソ、高村惣原沖ヲ通リ、西尾崎村偖又・下泉村・犬童村・境原村等ノ作水トナル、下ハ濱ノ井樋ヨリ蓮池館下中地江ニ引落シ、佐嘉江ニ入ル、道法二里。